

第5章 歴史文化遺産の調査状況と現在の取組

1. 歴史文化遺産の既往調査の整理

(1) 既往調査について

本市に関わる最初の学術的な研究報告は、機関誌『北陸人類学会誌』第三編になります。北陸人類学会は明治28年（1895）に金沢で発足しました。その第三編には、今江町御幸塚古墳が紹介されています。大正時代には、旧江沼郡、能美郡の地勢・現況に加え名所・旧跡などの伝承や来歴を網羅した大正12年（1923）発刊の『石川県能美郡誌』と大正14年（1925）発刊の『石川県江沼郡誌』があります。これらは、南加賀地域における郷土史研究の基本文献であり、多くの原資料が失われつつある現状では貴重な史料です。

本市は、昭和15年（1940）に2町6カ村が合併して市制がしかれ、その10年後に市制10周年を記念し『小松市史 第1巻 沿革篇（上）』からはじまり、昭和43年（1968）3月までに『小松市史』市政篇、風土・民俗篇、補遺篇の全5巻を刊行しています。その後、平成7年（1995）に始まった『新修小松市史』の編纂事業は、史資料の発掘・収集・保存・公開に努め、明日の小松の設計に資し、市民の愛郷心を育てることを目的としました。市史編纂には多くの委員が執筆に関わり、市民にも聞き取りを行うなど、28年かけて全20巻を発刊しました。今後はデータ化に努め、アーカイブ事業に繋げていく計画があります。

石川県による主な調査として、建造物では昭和48年（1973）の民家から、昭和55年（1980）の近世社寺建築、平成20年（2008）の近代化遺産、平成20から21年度の近代和風建築調査などが実施されています。無形の民俗文化財は、民謡、獅子舞、祭り・行事、民俗芸能、方言などの調査も実施しています。古道跡の調査は、平成5～9年度にかけて歴史の道調査報告書（第1～6集）にまとめられています。また、自然環境、動物・植物・地質鉱物の調査は、昭和50年代から平成10年（1998）にかけて行われています。

美術工芸品では、市立博物館の収蔵品目録から、九谷焼を中心とした作品展が市立博物館で開かれるなか、多くの図録が発刊されています。

埋蔵文化財の既往調査としては、『新修小松市史 資料編 17 考古』第2章に埋蔵文化財調査の歩みとしてまとめられています。また、小松市発刊の発掘調査報告書は、奈良文化財研究所「全国遺跡報告総覧プロジェクト」からデータ閲覧が可能になっています。

民間団体の取組として、加南地方史研究会があげられます。本会は、小松市を中心とする旧能美郡一帯の地方史・民俗を研究しており、昭和29年（1954）に設立、昭和33年（1958）には市立博物館の母体となり事務局をおいて活動してきました。昭和35年（1960）の会誌発行から現在まで、長きにわたり地道に研究活動を継続し、令和5年度（2023）には創立70周年「目で見る小松の歴史」シリーズ4巻目として『平成のこまつ』を発刊し、本市における平成の歩みを紹介しています。

その他、町ごとの取組による町史の発刊は、個人の有識者によるものから編纂委員会が作成したものまで市内245町のうち37町（令和3年（2021）現在）で刊行されており、郷土の

歴史を現在に伝える大切な文献といえます。

文化財に関する主な調査、文献資料の一覧は別紙「参考資料」にまとめます。

（２）文化財種別ごとの調査状況の整理

調査の実施状況を校下ごとに下表のとおり整理します。

文化財類型		丸内 芦城	松陽	板津	安宅	御幸	南部Ⅰ 符津 月津 矢田野	南部Ⅱ 木場 栗津 那谷	国府	中海	松東Ⅰ 金野 西尾	松東Ⅱ 波佐谷
有形 文化財	建造物	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	美術 工芸品	絵画	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		彫刻	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		工芸品	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		書跡・典籍	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		古文書	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		考古資料	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		歴史資料	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
無形文化財		△	—	△	—	—	—	△	—	—	—	—
民俗 文化財	有形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	無形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
記念物	遺跡	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△
	名勝地	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	動物・植物・地質鉱物	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
文化的景観		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
伝統的建造物群		△	—	—	△	—	—	—	—	—	△	—
埋蔵文化財		○	○	○	○	○	△	△	○	○	△	△
文化財の保存技術		△	△	—	—	—	—	△	—	—	—	—
地域遺産		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

（凡 例）

- ：概ね把握の調査ができている
- △：調査途中（市史編纂等過去に調査済みだが、調査範囲が限定的）
- ：未調査

（用語の整理）

- 把握調査・・・全体にわたって、もれなく把握するための調査、遺跡等については内容・価値等を事前に把握する調査
- 詳細調査・・・すでに把握している歴史文化遺産を対象に、その詳細な内容を調査し、文化財としての価値を明らかにする調査
- 現況調査・・・すでに把握している文化財に対して現況を確認する調査

① 建造物

石川県により、民家、近世社寺建築、近代化遺産、近代和風建築の把握調査が行われています。また、『新修小松市史 資料編 15 建築』をまとめるにあたり、未指定も含めた寺社や町家、農家、近代建築、石蔵の整理がされています。しかし、それ以外の土木構造物等の把握はできていません。

また、市街地では建替えが進み、山間部では過疎化の進行とともに歴史的建造物が失われつつありますが、現況調査ができていません。

② 美術工芸品

『新修小松市史 資料編 12 美術工芸』には、未指定も含めた文化財が整理されています。

一方で、絵画や書跡・典籍、工芸品、古文書については、社寺や個人で所有している場合が多く、市内中心部は概ね把握ができていますが、それ以外の地区は把握できていません。

考古資料については、埋蔵文化財調査室設立（昭和 62 年（1987））以前の埋蔵文化財発掘調査資料や表面採集資料、寄贈資料は市立博物館で台帳整理がされています。また、市埋蔵文化財センターでは、埋蔵文化財発掘調査等の調査資料等が収蔵、保管、活用されています。一方で、市立博物館建設（昭和 33 年（1958））以前の表面採集の考古資料は、小・中学校が保管している場合が多く、把握できていないものがあります。

③ 無形文化財

九谷焼に関わる工芸技術や、滝ヶ原町で石造物製作を続ける中谷篁氏など、把握できているものもありますが、市域全体の把握調査はほとんどできていません。

大学連携や九谷焼振興事業を活用して、日本遺産構成文化財である「滝ヶ原石の加工技術」の映像記録や九谷焼の技術アーカイブ映像の作成も行いました。

④ 民俗文化財

i 有形の民俗文化財

市立博物館では、国指定重要有形民俗文化財「白山麓西谷の人生儀礼用具」が保管されており、また地域の農具や民具、漁具などが収集されています。また、市史編纂に伴う調査は行われていますが、各公民館で保管しているもの等、把握できていないものがあります。

ii 無形の民俗文化財

県の調査や『新修小松市史 資料編 11 民俗』で、主な風習慣習や民俗芸能にかかる民俗文化財は概ね把握されています。県指定文化財の曳山行事に多くの記録映像が存在します。曳山交流館みよっさが整備された段階で、写真記録や映像記録の収集を行いました。さらに、近年、曳山八町の稽古開始から上演終了までの記録映像も作成しており、組立・解体についても記録映像を作成し始めています。市史編纂事業においても、曳山編や民俗編が刊行され、市指定文化財の「悪魔払い」では映像記録を作成しました。

未指定の無形の民俗文化財では、「池城松岡の神送り」は指定候補に挙げた段階で、映像

記録作成など調査を行っています。

また、本計画作成にかかるアンケート調査やワークショップにより把握された民俗技術としての食文化があります。

⑤ 記念物

i 遺跡

国府地区など概ね把握できている地域もありますが、把握途中の地区が多くあります。

丘陵地・山地に所在する城郭や史実に基づく遺跡の確認調査及び、史跡候補である八日市地方遺跡や国府推定地遺跡など重要遺跡は十分な把握ができていません。

ii 名勝地

『新修小松市史 資料編 15 建築』において庭園は未指定のものも把握ができていますが、それ以外の山岳などについては把握ができていません。

小松八景をはじめ、荒俣峡、西尾八景など美しい景観も市内には多く点在していますが、市域全体の把握はできていません。

iii 動物・植物・地質鉱物

動物・植物に関しては県等の調査が行われており、社叢林に関する調査は市立博物館により行われていますが、市域全体における把握調査はできておらず、種別や地域ごとに偏りがみられます。また、地質鉱物に関しては、近年、本市で実施した滝ヶ原碧玉原産地周辺地質解析業務報告がありますが、市域の情報は断片的で全体の把握には至っていません。

⑥ 文化的景観

日本遺産「小松の石の文化」の構成文化財である尾小屋町のカラミ煉瓦建造物群や「石切り場跡」「アーチ石橋群」による滝ヶ原町の石の里の景観などが候補地としてあげられますが、市域全体の把握調査は行われていません。

⑦ 伝統的建造物群

大文字地区をはじめとする市街地及び安宅地区、山間部の一部では把握調査が行われています。

⑧ 埋蔵文化財

本市では、現地踏査を踏まえて 194 件（『新修小松市史 資料編 17 考古』に準拠）の埋蔵文化財包蔵地が周知されていますが、開発事業に伴う試掘調査等により、市史刊行の令和 2 年（2020）以降、新たに 5 件確認され、令和 6 年（2024）12 月現在で計 197 件です。

南部、松東地区内の山間部は、全体の把握に至っていません。

⑨ 文化財の保存技術

イグサ栽培からゴザ織、畳表の製作技術は、多くの歴史的建造物の和室修理に必要な技術

です。イグサ栽培の北限の地で生産する農家は1軒のみとなっています。

また、歴史的建造物修理の技術として、石材加工や石垣の修復、大工や左官などの修理技術、庭園保存技術が挙げられますが、把握できていません。

⑩ 地域遺産

小松市史編纂に伴う調査や本計画作成による聞き取り調査で把握されたもののほか、地域で作成された町史等に記載されたものが把握されています。文化財保護法に規定される「文化財」にあてはまらない記念碑、産業、自然環境、伝承地、伝説、方言を挙げました。

2. 計画作成にあたっての市民等意識の把握調査

(1) 市民等を対象とした調査

① 市民アンケート

幅広い市民を対象に、歴史と文化（文化財）に対する興味や関心、今後の取組に対する意見を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

実施時期：令和4年10～12月

実施方法：公立小松大学学生、市内小学6年生の保護者、町内会長、各種団体、市役所職員に協力を依頼し、各年代にアンケートを配布

配付・回答：2,347人・652人（27.8%）

小松市らしい歴史文化

伝統行事・芸能、寺社の建物・庭園の次に、焼き物などの産業・技術が多いのが市の特徴といえます。



歴史文化がもたらす効果

歴史の継承が最も多くなっています。若い世代では、生業・経済活動への意識も高く見られました。



歴史文化に関連する活動への参加状況

約40%がお祭りなどに参加していますが、その他の取組の参加は少なく、約20%は「参加していない」という回答でした。



保存・活用の重要なテーマ

次世代への継承が最も多く、次いで観光、地域のまちづくりでした。



② 所有者・管理者アンケート

文化財の現状を確認するとともに、保存・活用に関する課題や今後の意向を把握することを目的に実施しました。

実施時期：令和4年10月

実施対象：有形の文化財 配布54名・回答33名（61.1%）

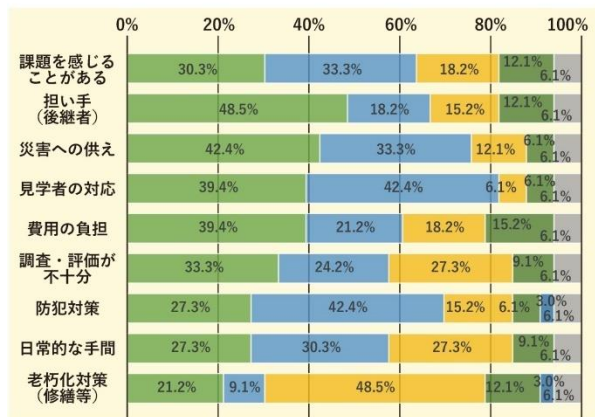
無形の文化財 配布11名・回答5名（45.4%）

合 計 配布65名・回答38名（58.5%）

保存の課題

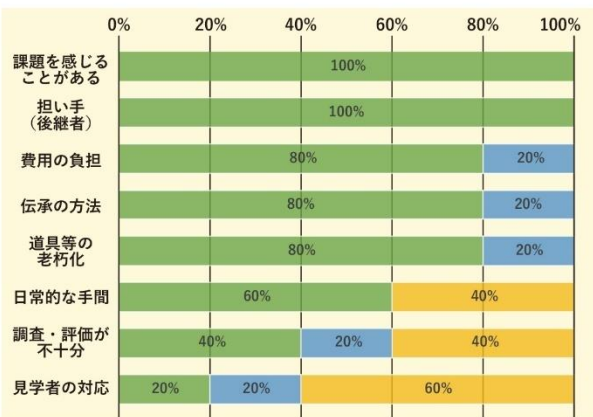
有形の文化財

6割超が課題を感じており、担い手（後継者）、災害の備え、見学者対応、費用負担など様々な課題があげられました。



無形の文化財

全ての回答者が課題を感じており、担い手（後継者）、費用負担、伝承方法、道具の老朽化等があげられました。



活用の意向

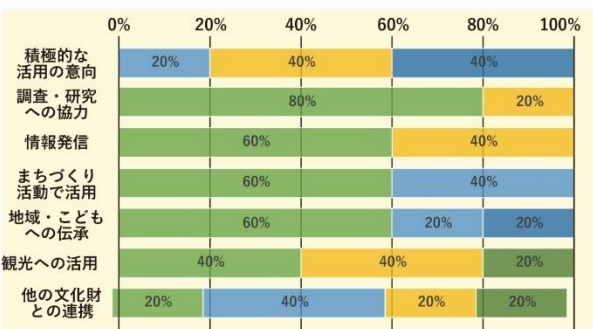
有形の文化財

約半数が積極的な活用の意向を有しており、地域への伝承、調査等の協力、地域まちづくり活用などがあげられました。



無形の文化財

積極的活用意向は有しておらず、調査等の協力、情報発信、地域まちづくり活用、地域の伝承などがあげられました。



■ そう思う ■ やや思う ■ あまり思わない ■ 全く思わない ■ その他 ■ 未回答

③ ヒアリング

市内 17 区・団体を対象としてヒアリングを行い、地域に眠る未指定の文化財把握等を目的に行いました。未指定文化財のリストに反映させるとともに、地域の抱える課題を抽出しました。



地域の歴史文化遺産に関する主な意見

○活動状況について

- ・地域で「史跡一覧」「探検マップ」を作成している。
- ・地区の歴史サークルで、小学校に歴史を教えに行っている。
- ・小学生を対象とした歴史まちあるきを実施している。
- ・地区の歴史を巡るウォークラリーを実施している。
- ・大学、学生などと一緒に活動している。
- ・個別文化財の保存活用計画を作成したい。
- ・地区で文化財指定を行っている。
- ・今後、地区のお年寄りから歴史に関する聞き取り、記録を行いたい。

○課題について

- ・担い手不足。地域の子どもが減っている。若い世代が活動に入っていない。
- ・活動が一部のボランティアにより支えられている。
- ・公民館に地域の歴史資料が集められているが、整理ができていない。
- ・観光客が来ても、公開されている建物や飲食店が少ない。
- ・観光客が来ても、人手不足で十分に案内することができない。
- ・観光客などがアクセスする交通手段がない。案内が不十分。
- ・歴史的な建造物の空き家が増えている。後継者がおらず、維持していくのが大変。
- ・大雨や土砂崩れなどで被害を受け、神社へ入る道など通れない個所がある。
- ・早く記録をとらないと、歴史を知っている長老がいなくなってしまう。
- ・文化財に対して、基礎的な情報や価値付けが整理されていない。
- ・技術者や職人の育成が課題。仕事が少なくなり、人数も減っている。

④ 市民ワークショップ

歴史と文化の継承に取り組む団体や関心の高い市民が参加し、合計 3 回のワークショップを実施しました。地域の文化財を掘り起こすと同時に、保存・活用の課題やアイデアについて意見交換を行いました。また、本計画も活かして小松市における文化財の保存・活用を支える市民のネットワークづくりを目的としました。

それぞれの内容を下記に示します。



開催日・会場	内容	参加者
令和 5 年 1 月 22 日 第一地区コミュニティセンター	1. 小松市の文化財や歴史文化の特徴など（小松市文化振興課） 2. 講演「文化財保存活用地域計画の背景」 公立小松大学国際文化交流学部国際文化交流学科 准教授 朝倉由希 氏 3. グループワーク「身近な歴史文化のタカラ（場所、もの、こと）」	41 人

令和5年12月23日 芦城センター	1. 講演「小浜市における文化財の保存・活用の取組について」 小浜市産業部文化観光課課長 下仲隆浩 氏 2. グループワーク「小松市における文化財の保存・活用の取組について、小松だからできること」 コメンテーター：公立小松大学国際文化交流学部国際文化交流学科 准教授 朝倉由希 氏	30人
令和6年2月17日 第一地区コミュニティセンター	1. 講演「文化財の保存と活用 若い世代をどう巻き込むか」 公立小松大学国際文化交流学部国際文化交流学科 准教授 朝倉由希 氏 2. グループワーク「若い世代を取り込むためにどのような取組が考えられるか」	30人

⑤ 小・中学校教職員ワークショップ（社会科研修会）

令和5年度(2023)には、小松市立小・中学校の社会科研修会のプログラムで、市内の学校における文化財の保存・活用の現況を把握するとともに、今後のより一層の連携と取組の推進を目的にワークショップを実施しました。事前に各学校における文化財に関連する取組状況についてアンケートを実施し、その結果をもとに、課題や推進するための具体的な方策・小松市への要望等について意見交換を行いました。その成果をもとに、令和6年度(2024)には、教員を対象に、バスによる文化財めぐりを実施しました。

実施：令和6年1月17日 松陽中学校

参加者：36人（小松市立小・中学校教員）

内容：①子どもたちにどのように小松市の歴史文化を学ばせるか
②歴史文化啓発のため、小松市にどのようなことを望むか



主な意見

①子どもたちにどのように小松市の歴史文化を学ばせるか

- ・まずは教員が学ぶ必要がある。教員向けの講習があっても良い。
- ・地域を学ぶ（独自の校下マップ作成、名所めぐり、など）。
- ・短い動画を作成して、児童・生徒が見られるようにすると良い（個人が持つ端末を活用）。
- ・小学校、中学校が連携する。

②歴史文化啓発のため、小松市にどのようなことを望むか

- ・カリキュラムに位置付ける（学びの位置付けを明確にする）。
- ・歴史文化に関する体験の充実（料金、バス等の設備なども含めて）。
- ・歴史（例えばお祭り、民話など）に詳しい人が見つからない。
- ・埋蔵文化資料の考古資料等を貸してもらえると授業で活用できる。
- ・教科書となるデジタルコンテンツを作って欲しい。
- ・小松市の歴史文化の学びについて、モデルコースのようなパッケージがあると良い。
- ・活用できる一覧の情報があると良い（人材、施設、文化財、取組、指導案、行動計画など）。

3. 歴史文化遺産に対する現在の取組について

第4章に示した、歴史文化遺産の保存・活用における方向性に基づき、現在の取組状況を整理します。

方向性1

「歴史文化遺産を知り、見出し、発信し、小松の歴史文化を磨き、守り伝えます」

にかかる現在の取組状況

(1) 歴史文化遺産の調査と把握について

・無形文化財、民俗文化財、有形文化財（美術工芸品）

無形文化財や民俗文化財は、ほぼ指定に至っていない分野があり、美術工芸品の把握は市内中心部に偏ります。無形の民俗文化財は、一部の指定文化財や指定候補に挙げた未指定文化財、日本遺産構成文化財で映像記録が作成されていますが、聞き取りも含めた詳細調査や記録作成は進んでいません。

・有形文化財（建造物）、記念物、埋蔵文化財

国、県の指定文化財建造物や記念物に関しては、県主導の現況調査が行われていますが、市指定文化財や埋蔵文化財包蔵地では行われていません。建造物に関しては指定文化財であっても建築図面がないものがほとんどです。

(2) 未指定文化財・地域遺産の評価について

・「石の文化レガシー」認定制度

未指定文化財・地域遺産のうち、日本遺産「小松の石の文化」に関わるものは、「石の文化レガシー」認定制度を立上げ、市民からの公募から地域に眠る石の文化の掘り起こしを行い、これまで25件の認定を行ってきました。認定に伴う市独自の補助金制度も設け、地域団体による保存・活用を支援しています。さらにその中で重要なものは日本遺産の構成文化財への追加申請を文化庁に行い、解説看板を設置するなどの環境整備を行ってきました。

上記以外の未指定文化財・地域遺産については、その位置付けや価値の評価などを定義し、継承していくための仕組みは未整備です。

方向性2

「歴史文化遺産を未来へつなぐため、保存・活用体制を整備し、地域と人を育みます」

にかかる現在の取組状況

(1) 歴史文化遺産の保存・活用における組織や体制構築、支援団体や担い手について

・お旅まつりの曳山行事

曳山を持つ八町と行政で連絡協議会をつくり、連携体制により伝統を継承しています。

・日本遺産「小松の石の文化」認定による取組

滝ヶ原地区や観音下地区、鵜遊立地区などの拠点地域に保存・活用に取り組む団体が立ち上がる契機となりました。九谷焼業界でも、上絵付作家を中心とする組合と素地制作を中心

とする組合が連携した「こまつKUTANI 未来のカタチ実行委員会」が組織され、小松九谷のブランド化、産地発信のための活動を続けています。

・市民団体における歴史文化継承の取組

国府歴史サークルは、長年にわたり地域の歴史文化を調査・研究し、地元の子どもたちへの教育に取り組んでいます。

串茶屋町内会では、遊女の歴史文化を町の誇りとして、独自に民俗資料館を運営し、関連する歴史文化遺産を大切に守り伝えてきました。

原町では、仏御前の歴史文化を守り伝え、平成9年（1997）より原町文化財保存会を立上げ、町内の史跡の調査、白拍子の舞の復元や伝承、岩倉城跡など史跡の管理を行っています。また、仏御前白拍子の舞の復元に中学生世代とその保護者を巻き込み、世代間交流や継承につなげています。

月津校下公民館では、子どもたちを巻き込んだ史跡めぐりを行うなど、町内や公民館を中心に地元の歴史文化を継承する活動が続いています。

今江町では、町独自で今江町文化財審議委員会をつくり、平成17年（2005）から現在まで7件の認定を行い歴史文化遺産の保護と学習の機会づくりを行っています。

（2）歴史文化遺産の継承や支援制度、支える技術について

・こまつ曳山&歌舞伎ッズ倶楽部

お旅まつりの曳山行事など「歌舞伎のまち小松」の継承に対するもので、企業や個人から応援を受ける制度を構築しています。

・こまつ歌舞伎未来塾

歌舞伎文化を支える人材の育成に向けた取組で、こまつ歌舞伎教室（役者・裏方）、こまつ邦楽舞踊教室、こまつ能楽教室、義太夫語りの会の4教室を運営しています。

・郷土芸能継承支援金制度

地域に伝承された地域固有の郷土芸能を保護し、次世代へと継承することを目的とし、伝統芸能に関する用具修理の助成を行っています。

・こまつ町家認定制度

町家が多く残存する中心市街地35町を対象に、平成18年（2006）にこまつ町家の調査を行っており、40.7%が町家であることが判明しています。こまつ町家委員会では、「こまつ町家認定制度」を導入し、認定された建物を紹介することで市民や住民に町家のすばらしさを知ってもらう取組を行っています。

・こまつの技継承支援事業

石材業や九谷焼など工芸技術分野に直結する本市の伝統的ものづくり産業における若手職人（担い手）の育成を支援し、さらに九谷焼の購入助成制度や地域産材利用促進制度などを設けて購入を促し産業発展の面から支援を行っています。

・指定文化財の修理について

国・県・市とも補助制度が整備されており、修理や活用、防災等に必要な支援をこれまでも行っています。また、市指定文化財の「曳山」に対しては、市独自の補助制度を設け、修理や維持管理を支援しています。

（３）歴史文化遺産を発信し地域への愛着や継承理解へつなげる取組について

・行政が実施する取組

歴史文化をテーマとする講演会や講座について、市立博物館、市立図書館、市埋蔵文化財センターでは、随時開催しています。また、小学校には、団体見学や出前授業を通して、子供たちが歴史文化を学ぶ機会の充実を図っています。

インターネットを活用した取組として、市埋蔵文化財センターでは重要文化財矢田野エジリ古墳出土埴輪の３Ｄデジタル画像や重要文化財八日市地方遺跡出土品の解説、小学校校下ごとに「歴史じまん」として身近な遺跡を紹介しています。さらに、指定文化財の個別解説シートのホームページ掲載を行っています。市立博物館では、所蔵品データベースのオープンデータ化等により、市民等がより歴史文化遺産を身近に感じ、利用しやすいように取り組んでいます。

市文化振興課では、日本遺産「小松の石の文化」の学習冊子を作成し、毎年市内の小学校５年生全員に配布を続けており、地域学習に取り入れられています。

市地域振興課では、町内会単位を超えて小学校区単位で様々な地域団体が集まり、地域の困りごとや不安について話し合い、その解決のために活動する団体として地域協議会の設立支援を行っています。現在、９地域で結成されています。取組内容は、ICTの活用や地域交通、地域防災・防犯だけでなく、コミュニティ活性化、次世代育成にも支援しています。また、地域の歴史文化遺産を守り活かす取組を行っている団体もあります。

市各課の連携の下、旧城下町の中心地に町名由来看板や日本遺産拠点地域での構成文化財案内看板、マップの作成をしています。

・学校における取組

小学校では、「歌舞伎」や「前田利常と小松城」といった市にとって重要な歴史や文化について、市教育研究センターで作成した総合学習教材を利用して地域学習の中に組み入れ、総合学習で取り組んでいます。

安宅小学校では、小学４年生が曳舟行事に合わせて木遣り音頭を授業で練習し祭りにも参加する活動が続けられています。

安宅中学校では、「北前船」に関わる取組として、地域活性化クラブが結成され、地域ガイドや日本遺産サミットでの成果発表を行い、子どもたちが地域を知り、誇りや愛着を育むきっかけとなっています。

・文化財所有者の取組

重要文化財建造物のほか多くの美術工芸品を保有する小松天満宮や那谷寺では、社宝や寺宝の調査・研究に独自に取組、不定期ではありますが宝物の一般公開も行ってきました。

多太神社では、かぶと祭りにて定期的な重要文化財の一般公開などが行われています。

・専門家（大学機関）による取組

日本遺産認定や加賀立国 1200 年は大学連携が進む契機となり、各地で歴史文化遺産の活用を図るプロジェクトが実施されています。若い学生が地域の人たちと交流し、日本遺産の拠点地域、旧城下町の町家群、未調査の古墳を研究フィールドとして、活性化プランの策定や市民ボランティアとも連携した古墳調査など、歴史文化を活かす取組を行っています。

方向性 3

「歴史文化遺産を地域と人が活かして守る、歴史文化のまちづくりを推進します」

にかかる現在の取組状況

（１）歴史文化遺産の保存・活用施設や体制について

・行政における歴史文化遺産の保存・活用施設

昭和 33 年（1958）に市立博物館が開館しました。昭和 45 年（1970）に博物館は現在の建物へと移転し、平成 22 年（2010）には市埋蔵文化財センターが整備され、両者を中核にして市内全域を対象として保存・活用を図ってきました。令和 5 年度（2023）には、加賀立国 1200 年を契機として、イラストや模型、映像を駆使し、歴史を楽しく学ぶ施設として「加賀国府ものがたり館」が開館しています。合わせて周辺史跡や遺跡でも、歴史公園としての整備、解説看板の設置、シェアサイクルポートの設置など一体的に環境整備を行い、活用拠点の充実を図っています。

「歌舞伎のまち小松」にかかる保存・施設としては、平成 25 年（2013）に橋南 5 町のうち、八日市町、大文字町、寺町、西町の曳山を交替で保管・展示し、伝統芸能の稽古や発表の場とした舞台を備えた「こまつ曳山交流館みよっさ」が開館し、歌舞伎文化を守り発信しています。

日本遺産「小松の石の文化」にかかる施設としては、市立博物館 3 階を考古資料から歴史資料、九谷焼、岩石や鉱物など自然史資料を総合的に展示して発信してきました。しかし、令和 6 年（2024）1 月能登半島地震の影響で、建物自体が使用できなくなり、現在閉鎖しています。今後は、令和 6 年（2024）3 月開業の小松駅に隣接した Komatsu 九ギャラリースペースに整備した八日市地方遺跡展示と日本遺産「小松の石の文化」の展示ブースにガイダンス機能を拡充し、そこから構成文化財や各拠点施設への回遊につながるよう計画しています。

また、図書館や博物館の老朽化に伴う未来型図書館等複合施設構想を進めており、その中で博物館機能の再整備が計画されています。

・民間企業における歴史文化遺産の保存・活用施設

日本遺産「小松の石の文化」の認定を契機として、九谷セラミック・ラボラトリーや遊泉寺銅山跡ものがたりパークが整備されました。

九谷セラミック・ラボラトリーは、花坂陶石から陶土をつくる工場とギャラリー、体験工房が一体となった複合施設で、工場見学や製陶体験を通して九谷焼を発信・体感できる施設

となっています。遊泉寺銅山跡では、遊歩道整備に加え、ガイドンスや活動拠点となる里山みらい館が整備され、トレッキングなどに活用されています。

（２）歴史文化遺産の特徴を活かしたまちづくりや景観形成について

本市の都市計画において、旧城下町を中心とする地域を「伝統的な町並み景観誘導区域」として補助金を設定し、景観維持を図っています。特に、曳山八町を重点区域とし、町並み景観の維持について協定を市と締結し、住民が率先して守っていく地域には補助を増額する制度も設けています。さらに、行政でも旧北国街道沿いの無電柱化を進めるなど景観整備も行っています。

また、日本遺産「小松の石の文化」の認定により、市全体での歴史文化遺産を活かした取組がはじまっています。行政として、各地域に拠点づくりを行い、民間の宿泊施設の誘致や施設整備などを実施しています。そのなかで、地元住民による石切り場跡や石橋など歴史文化遺産を地域の誇りとして保存・活用していく気運が高まり、地域活性化に取り組む活動が起きました。地元が運営する自然学校において、石切り場跡や石橋の景観を活用したガイドツアーを立上げ、収益を維持管理に充てるシステム構築にまで発展し、景観維持に努めています。

日本遺産「北前船寄港地安宅」でも、町めぐり企画や船主住宅公開、食文化の伝承などに地域住民主体のグループが取り組んでいます。行政として、シンボルとなる常夜燈を米谷家の跡地に整備し、対岸の安宅公園のレストハウスに北前船展示コーナーを設け、道路誘導看板や解説看板の整備を行うなど、ストーリーを感じられるよう地域と連携したまちづくりを進めています。

（３）歴史文化遺産と地域コミュニティ形成について

地域の祭礼など地域コミュニティが基盤となる歴史文化遺産は、その形成に重要な役割を果たしており、令和２年（2020）以降のコロナ禍による中断が大きな影響を与えました。本市を特徴づける祭礼「お旅まつりの曳山行事」も例外ではなく、感染症対策を徹底した上で、劇場での子供歌舞伎公演を実施するなど関係者が必死につないできた結果、令和５年度（2023）より通常の形に復帰することができました。他の祭礼や神事なども、規制緩和を受けて復活の傾向にあり、祭礼が地域にとって大切なものとなっています。

日本遺産の認定は、多くのコミュニティで地域の歴史文化遺産を見直すきっかけとなっています。石切り場のある滝ヶ原地区や観音下地区、鉾山跡が残る鵜遊立地区や尾小屋地区などは、地域コミュニティを基盤に民間企業や団体、大学が地域に入り連携した取組にまで発展してきました。加賀立国 1200 年祭開催も、国府地区で同様の気運の高まりにつながりました。地域の 14 町が連携して、歴史文化遺産を巡るウォークラリーイベントを開催し、住民自身がその魅力を知り、訪れた人々に語り部として発信することで、地域への誇りや地元愛の醸成、コミュニティの活性化に活かされた事例となりました。

また、本計画作成におけるヒアリング調査において、大杉地区など過疎化が進む地域でも、

地域の行事に若者を含む出身者が多く集まり助け合うということがわかり、歴史文化遺産の保存・活用に活かす基盤となる可能性を秘めていることがわかりました。

一方で、個人所有である歴史文化遺産は、コミュニティとの関係が希薄で、かつ次世代の方々にとって関心や受け継ぐ意思があまり無い状況も、現実として表面化してきています。

（４）歴史文化遺産と他分野の連携について

旧城下町の市街地や農山村エリア（丘陵地・山地）などの地域でも、歴史的建造物である町家や山村住宅を宿泊施設やゲストハウス、カフェなど店舗としての活用が始まっています。しかし、滝ヶ原地区ほどの地元住民や地域の歴史文化遺産と連携した取組となっておらず、活動が広がりを見せていません。また、日本遺産「小松の石の文化」の認定は、そのストーリーの基盤を形成する「ものづくり文化」に注目するきっかけとなり、九谷焼工房のオープンファクトリーとして産業観光「GEMBAプロジェクト」が始まりました。現在はコマツなど大企業を含めた小松のものづくり企業全般への連携に広がり、工場見学や体験プログラムの実施を通した魅力発信に取り組んでいます。さらに、イベント期間だけでなく、プログラムの通年提供も進むなど自走に向けて収益化を進めるとともに、異業種交流を生み、コラボ事業や自社ブランド開発、販路拡大など新たな展開にまで発展しています。

行政でも（一社）こまつ観光物産ネットワークと協力して、歴史文化遺産を観光につなげるための素材の掘り起こしやモデルコースづくりを進め、それに合わせたガイド育成を行っています。そこから「石の文化」と「ものづくり文化」の掛け合わせが教育旅行として他と差別化可能なものと捉え、九谷焼などものづくりガイドの育成にも取り組んでいます。

また、文化庁の補助金を活用して、北陸新幹線小松駅開業に向けた「石の文化」のお土産物開発にも取り組みました。試作商品として、滝ヶ原石を使用したアロマストーン、石をモチーフにしたお菓子「石華」「石の文化トランプ」を開発し、「石華」は実際に土産物店「小松土産店」での販売商品となりました。さらに、小松駅をゲートウェイとして文化観光へ導くため、併設された Komatsu 九ギャラリースペースから石の文化拠点地域のほか、文化施設や那谷寺、小松天満宮などへの見学につながるよう、シェアサイクルやライドシェアなど2次交通の充実も進めています。

第6章 歴史文化遺産の保存・活用に関する取組

1. 取組の考え方

歴史文化遺産の保存・活用に関する取組を、第4章に提示した下記の3つの方向性に沿って推進します。

- | | |
|------|---------------------------------------|
| 方向性1 | 歴史文化遺産を知り、見出し、発信し、小松の歴史文化を磨き、守り伝えます |
| 方向性2 | 歴史文化遺産を未来へつなぐため、保存・活用体制を整備し、地域と人を育みます |
| 方向性3 | 歴史文化遺産を地域と人が活かして守る、歴史文化のまちづくりを推進します |

(1) 取組期間

令和7年(2025)～令和16年(2034)の10年間での取組として44の取組を設定しました。

(2) 取組主体

大まかに3区分した各実施主体の具体的な内容は下表の通りです。

行政	市、県、国、他市町村（共通する活用事業を実施する自治体）
市民	所有者・管理者、地域住民、市民団体、関連企業、学校（市内小・中・高等学校）
専門家	審議会、研究機関、民間の研究団体

(3) 財源

取組を進めるための財源については、市単独だけでなく国や県からの補助金や交付金、交付税（注）、ふるさと納税および民間資金の活用、クラウドファンディングなど資金確保の方法を検討していきます。

注)

◇文化庁 ・文化財保存事業費関係補助金 ・文化芸術振興費補助金 ・文化資源活用事業費補助金	◇観光庁 ・観光地域づくり	◇総務省 ・地域おこし協力隊
◇農林水産省 ・農山漁村振興交付金	◇経済産業省 ・伝統的工芸品産業支援補助金	◇国土交通省 ・社会資本整備総合交付金 ・景観改善推進事業
◇内閣府 ・新しい地方経済・生活環境創生交付金		

なお、本文取組表中「◎」は実施主体を、「○」は協力者を示します。また、具体的な組織や、取組の推進体制などについては第9章で述べます。

2. 市全域における取組

方向性 1

歴史文化遺産を知り、見出し、発信し、小松の歴史文化を磨き、守り伝えます

(1) 歴史文化遺産の調査と把握について

現状・課題

① 無形文化財や民俗文化財及び、市内中心部以外の美術工芸品の把握調査が不十分

無形文化財は市全域の把握調査が不十分です。民俗文化財は把握調査がされたものでも文化財指定に至っていないものがあることから、追加の調査が必要です。市内中心部以外の美術工芸品の把握調査は不十分です。

② 地域の高齢者への聞き取り調査が不十分

地域の歴史文化遺産に詳しい人が高齢化により減少し、地区によってはほとんどいない状況が本計画のヒアリング調査（P76 参照）から確認され、現状では聞き取り及び記録ができていません。

③ 近世の地元作家の作品である美術工芸品の把握が不十分

当地の名産品である絹織物製で、寺院の法会や仏事に使用する打敷のうち、江戸時代を遡るものが僅かながら遺存しますが、把握調査ができていません。

また、近世小松の絵師の作品や近世仏像についても、総数や特徴など把握できていません。

④ 指定文化財建造物の修理に備えた建築図面等作成が必要

指定文化財建造物の万一のき損や大規模修理に備えた建築図面等がほとんどありません。

⑤ 丘陵地・山地の遺跡（古代製陶製鉄遺跡群、白山信仰関連遺跡、一向一揆関連寺院・城郭等）の確認調査が不十分

近年、官民間問わず植林された杉や檜などの間伐や伐採が継続して行われており、こうした森林伐採作業には重機を入れるための作業道開設工事が伴います。市域の大部分を占める山林内に存する丘陵地・山地の遺跡は確認調査が不十分です。

⑥ 民俗文化財が継承されず消滅しつつある

代表的な祭礼である県指定民俗文化財「お旅まつりの曳山行事」でも担い手不足が深刻で、曳山の組立解体や子供歌舞伎上演を行えない町が出始めています。本計画のヒアリング調査（P76 参照）からは、どの地域も世代交代の時期に差し掛かり、獅子舞などの民俗行事について存続が困難な地区もあります。

⑦ 学校や公民館収蔵資料の把握が不十分

小・中学校や公民館で保管している考古資料の表採採集資料や地元市民から寄贈されたものが把握できておらず、改修工事や管理者の交代に伴い、廃棄される危険性があります。

⑧ 市指定文化財の現況把握が不十分

国、県の指定文化財（無形民俗文化財、無形の民俗文化財、文化財の保存技術は除く）は、県主導の現況調査が行われていますが、市指定文化財は現況把握ができていません。

⑨ 未指定文化財・地域遺産の掘り起こしを行う体制が不十分

未指定文化財・地域遺産の掘り起こしを行う体制ができていません。

方針 市内全域、各分野を網羅した歴史文化遺産調査の計画的実施と記録作成、公開

- ① 長期にわたる新修小松市史や既存報告書における調査記録を集約・分類・保全し、その整理作業から判明した未調査地区や、不十分な分野に対する把握調査を進めます。

さらに整理された調査記録はオープンデータ化に努めます。

⇒取組 1 既存調査記録の整理・公開

- ② 地域の歴史や文化に詳しい高齢者に聞き取り調査し、歴史文化遺産の把握を行います。

⇒取組 2 地域の高齢者からの聞き取り調査

- ③ 地域ゆかりの工芸品である打敷や近世の地元作家の作品に対し、専門家と連携した把握調査を実施します。

⇒取組 3 近世の地元ゆかりの作品等の調査

- ④ 所有者・管理者と調整を図りながら、行政が支援し、専門家と連携して建造物の図面作成や3D計測を実施します。

⇒取組 4 文化財建造物修理報告書作成

- ⑤ 市内遺跡の周知化を推進し、特に丘陵地・山地での開発に注意しながら、開発業者との連携を密にし、工事着手前の埋蔵文化財把握（確認）調査を実施します。

⇒取組 5 市内埋蔵文化財の調査と報告書刊行等による保護推進

- ⑥ 民俗文化財について、専門家と連携して危機的なものから優先的に詳細調査を実施し、映像記録の作成を行います。

⇒取組 6 無形の民俗文化財詳細調査の推進

- ⑦ 学校や市民との連携を図りながら聞き取り調査等を実施し、収蔵資料の把握に努めます。

⇒取組 7 学校等収蔵資料の調査

- ⑧ 指定文化財は、所有者・管理者との連絡体制を整え、現況把握に努めます。

⇒取組 8 指定文化財の現況把握の実施

- ⑨ 市民や民間の団体が主体となって行う本市の歴史文化に関する調査研究を支援し、新たな歴史文化遺産の掘り起こしを促進します。

⇒取組 9 市民文化団体による調査研究支援

[取組表]

No.	重点 取組	取組名	取組概要	取組主体					取組期間		
				市民			行政	専門家	前期	中期	後期
				市民	所有者 管理者	関連 企業					
1		既存調査記録の整理・公開	既存調査記録の整理作業を行い、判明した未調査地区、不十分な分野に対する把握調査を進める。さらに、作業成果をオープンデータ化する。			○	◎	○			

2		地域の高齢者からの聞き取り調査	地域計画作成で地域の高齢者より聞き取り調査したデータを記録保存するとともに、さらに聞き取り等を継続し、基礎資料として活用を図る	◎		◎	○		
3		近世の地元ゆかりの作品等の調査	指定件数が少ない美術工芸分野については、大学や博物館と連携して、把握調査を実施し、重要な資料については文化財指定を行う	○		◎	○		
4		文化財建造物修理報告書作成	市指定文化財建造物や大規模修理を行う重要文化財建造物について、行政が支援して修理報告書を残し、将来へ修理記録の継承を図る	○		○	◎	○	
5		市内埋蔵文化財の調査と報告書刊行等による保護推進	市内遺跡の周知化を推進し、特に丘陵地・山地での開発に注意しながら、保護体制を確立する。さらに、試掘・確認・発掘調査を適切に行い、その成果を市民に公開し理解を得る	○		○	◎	○	
6		無形の民俗文化財詳細調査の推進	緊急性の高いものから、詳細調査を実施し、映像記録撮影を行う	○	○	○	◎	○	
7		学校等収蔵資料の調査	緊急性の高いものから、状況を把握する調査を行う	○	○	○	◎	○	
8	★	指定文化財の現状把握の実施	国・県・市指定文化財の現状把握に努める				◎	○	
9		市民文化団体による調査研究支援	市民や民間の団体が主体となって行う本市の歴史文化に関する調査研究を支援し、歴史文化遺産の掘り起しを促進させる	◎	○	◎	○	○	

⇒取組 11 新たな文化財価値付け制度の構築

[取組表]

No.	重点 取組	取組名	取組概要	取組主体					取組期間		
				市民			行政	専門家	前期	中期	後期
				市民	所有者 管理者	関連 企業					
10		文化財指定・登録の 推進	本市文化財オープンデータを基礎資料とし、必要な分野から調査を進め、指定や登録を推進する	○		○	◎	◎			
11		新たな文化財価値付け 制度の構築	既存の文化財指定・登録制度や、再検討する支援制度との整合性をとりながら、地域の歴史文化遺産に対する新たな評価制度を構築する				◎	○			

〔取組主体〕◎：主体的に取り組む、○：共同で取り組む

〔取組期間〕令和 7（2025）～10 年度（2028）、中期：令和 11（2029）～13 年度（2031）、後期：令和 14（2032）～16 年度（2034）

方向性 2

歴史文化遺産を未来へつなぐため、保存・活用体制を整備し、地域と人を育みます

（1）歴史文化遺産の保存・活用における組織や体制構築、支援団体や担い手について

現状・課題

① 市内全体を対象とする文化財保存活用支援団体の指定

本計画の調査から、地区によっては歴史文化遺産の保存・活用に取り組む団体があることがわかりましたが、市の歴史文化遺産の保存・活用を推進するためには市内全体を対象とする文化財保存活用支援団体の指定が必要です。

② 歴史文化遺産の保存・活用を行う人材が不足している

各地区において若い世代の参加が少ないことから歴史文化遺産の保存・活用の次代リーダーとなる人材が不足しています。また、所有者・管理者は、代替わりに際し、相続者の理解が得られず継承困難な事例が出てきています。

③ 市指定文化財における現況把握を行える体制づくりが必要

市文化財担当主管課は、所有者・管理者と定期的に交流し、文化財について情報共有ができるよう、市指定文化財に対する文化財パトロール体制を構築し、現状把握を行える体制づくりが必要です。

④ 文化財担当主管課の体制強化が必要

文化財の修理・保存や公開活用などに関する所有者・管理者からの相談に対応するため、文化財類型別の専門職員の確保や民間事業者につなぐ体制づくりが求められています。

方針 行政・地域・関係機関の組織連携で、歴史文化遺産の保存・活用体制構築と支援団体、担い手育成

- ① 行政は、各地区で歴史文化遺産の保存・活用に取り組む団体をつなぎ、行政と地域がお互いに情報共有できる仕組みや場づくりを行い、新たに市全体を対象とする市民団体の設立を検討します。

⇒取組 12 文化財を通じた地域間連携・交流の場づくりと推進

⇒取組 13 文化財保存活用支援団体の指定

- ② 市内で行われている歴史文化を活かした地域活動の情報を積極的に公開し、歴史文化遺産は地域を活性化させる財産となることを伝え、人材育成に努めます。

⇒取組 14 市民参加型の文化財調査推進

⇒取組 15 伝統文化体験プログラムの創出

⇒取組 16 歴史文化まちづくりコーディネーター派遣支援及び育成

- ③ ボランティアや支援団体を母体とした文化財パトロールを組織し、行政及び専門家と連携した体制づくりを検討します。

⇒取組 17 市指定文化財パトロール組織化

- ④ 専門職員を拡充し、また、文化財担当主管課内及び関連部署の連携を強化し、歴史文化遺産の取り扱いについて情報共有することで活用・公開の充実を図ります。行政の人材不足を補うため、専門家による協力体制を整備します。

⇒取組 18 文化財建造物を守り活かす体制の構築

⇒取組 19 文化財担当専門職員の確保及び育成

[取組表]

No.	重点取組	取組名	取組概要	取組主体					取組期間		
				市民			行政	専門家	前期	中期	後期
				市民	所有者 管理者	関連 企業					
12		文化財を通じた地域間連携・交流の場づくりと推進	計画作成時のワークショップを発展させ、地域間交流の場づくりを行い、地域を超えた連携や学び合いを促進する	◎	◎	◎	○	○			
13	★	文化財保存活用支援団体の指定	文化財に関心が高い人々によるボランティアの組織化や関係の深い団体など、文化財保存活用地域計画を推進する上で欠くことのできない支援団体を指定する	◎	◎	◎	◎				
14		市民参加型の文化財調査推進	埋蔵文化財調査並びに文化財調査に市民ボランティアを募り、市民協働での文化財調査を推進することで、文化財支援の輪を広げていく	◎	◎		○	○			
15		伝統文化体験プログラムの創出	地域の祭礼、伝統行事、郷土芸能、伝統芸能を次代へ継承するため、子供たちへ向けた体験プログラムを創出する	◎		◎	◎	○			

- ② 市文化財担当主管課は、指定・未指定を問わず文化財所有者の相談にのり、指定文化財を維持し、継承できるように既存補助金制度の周知や、未指定文化財に対する支援制度を整備し、適切な修理が行われるように取り組みます。

⇒取組 23 新たな文化財価値付け制度の整備と修理体制の構築

- ③ 歴史文化遺産とそれを守る技術の継承のため、継続にかかる取組支援や伝統技能習得、伝統産業の担い手育成を支援します。

⇒取組 24 こまつの技術継承支援事業の拡充

⇒取組 25 伝統産業継続にかかる取組支援

[取組表]

No.	重点 取組	取組名	取組概要	取組主体					取組期間		
				市民			行政	専門家	前期	中期	後期
				市民	所有者 管理者	関連 企業					
20		文化財修理にかかる多様な資金調達の促進	ふるさと納税やクラウドファンディング、文化振興基金の拡大等、新たな財源獲得に取り組む		○	◎	◎				
21		郷土芸能継承支援金制度内容拡充	郷土芸能が地域で継承しやすいように、現行の道具修理支援だけでなく、団体利用者のニーズに合わせて郷土芸能支援金制度を内容拡充する	◎		◎	◎				
22	★	登録有形文化財の修理と活用の推進	「地域のシンボル整備事業」等の補助金を利用し、地域のシンボルとなる国登録文化財の活用の推進を図る				◎				
23	★	新たな文化財価値付け制度の整備と修理体制の構築	新たな文化財価値付け制度の整備と、専門家との連携を図り、適切な修理が行われる体制を構築する				◎	◎			
24		こまつの技術継承支援事業の拡充	文化財建造物修復に必要な大工や左官技術習得への適用拡大を行う		○	◎	◎	◎			
25		伝統産業継続にかかる取組支援	地域の重要な伝統産業について、継続のための取組支援を行う	◎		○	◎	◎			

〔取組主体〕◎：主体的に取り組む、○：共同で取り組む

〔取組期間〕令和 7（2025）～10 年度（2028）、中期：令和 11（2029）～13 年度（2031）、後期：令和 14（2032）～16 年度（2034）

（3）歴史文化遺産を発信し地域への愛着や継承理解へつなげることについて

現状・課題

① 市民（特に若い人）が各地域の歴史文化に触れて学ぶ機会が少ない

行政の文化財関連部署や民間団体で行っている講座や発信事業は、体験講座を除くと高齢者向けになるものが多く、また、歴史文化遺産を活用した教育活動を継続して実施している

学校が少ないことから、市民（特に若い人）が各地域の歴史文化に触れて学ぶ機会が少ないです。

② 小松の歴史文化に関する情報が効果的に発信、共有されておらず、また情報更新がなされていない

ホームページの活用や市内の文化施設と連携した情報発信は、発信内容の充実も含め、利用者への訴求の面で必ずしも効果的に行われている状態ではありません。また、寺院巡り企画や日本遺産拠点地域では看板整備や案内マップを作成していますが、現地公開に関する情報共有・情報更新が十分になされていません。

③ 若い世代に歴史文化遺産の継承について伝える場が不足している

コロナ禍の影響もあり、子どもや高齢者など世代間の交流機会が少なくなり、次世代へ語り継ぐ環境が失われてきています。また、地域史を調査・研究している団体の中では、若年層の入会が少なく存続が課題となってきました。

④ 民間所有の文化財の公開機会が少ない

民間が所有する文化財は、公開施設を持つ所有者や管理者を除くと、市民に公開する機会が図られていません。市内の文化財を公開する機会の創出や情報発信が課題となっています。

⑤ 大学連携による取組を活かしきれていない

大学連携は、若い世代へ歴史文化遺産を研究素材として開放する新たな活用方法として、本市でも積極的に進めています。しかし、毎年学生が変わることにより研究テーマも変わり、継続した取組が続けられず成果が地域に残りにくいことが課題です。

方 針 歴史文化遺産をわかり易く、効果的に発信し、地域と市民の身近な存在へ

- ① 行政、所有者、公民館、市民団体との連携を強化し文化財の公開や発信を行い、文化財に触れる機会を増やしていくことで、若い世代の参加者を募ります。また、学校や教員とのコミュニケーションを密にし、お互いのニーズについてミスマッチを減らし、地域の特性に応じたテーマ選定や教材づくり、歴史文化遺産を活用する方法を検討します。

⇒取組 26 文化財の公開及び講座、見学会等の開催

⇒取組 27 学校教育での地域の文化財教材作成と活用の推進

- ② 所有者等と市文化財担当主管課や公開可能施設との連携を進め、公開の機会を増やし、ホームページやパンフレットなど各情報媒体においてアクセシビリティを向上させます。

⇒取組 28 文化財 HP 及びパンフレットの再構築

- ③ 校下別に歴史文化遺産情報を発信し、学習や地域の伝承活動に活かせるよう学校や地域との連携体制を構築します。

⇒取組 29 校下の歴史じまん HP、ふるさと学習の充実

⇒取組 30 文化財普及冊子の刊行

- ④ 民間が所有する文化財の建造物修理や調査の機会を活用し、市民や市内の技術者を対象に講習会を開催し、伝統的な文化財技術を学ぶ機会を提供します。

⇒取組 31 伝統技術技能継承講習会の開催

⇒取組 32 文化財調査現場の公開

- ⑤ 大学連携では、学業や研究に歴史文化遺産の保存・活用につながる研究成果や実践成果が得られるよう、体制や仕組みを構築します。

⇒取組 33 大学連携による文化財の保存・活用の推進

〔取組表〕

No.	重点 取組	取組名	取組要	取組主体					取組期間		
				市民			行政	専門 家	前期	中期	後期
				市民	所有者 管理者	関連 企業					
26		文化財の公開及び講座、見学会等の開催	行政、所有者、公民館、市民団体との連携を強化し、文化財の公開及び講座、見学会等の開催を行うことで、文化財に触れる機会を増やしていく	◎	○	○	◎	○			
27		学校教育での地域の文化財教材作成と活用の推進	総合学習の時間や歴史学習に地域の文化財が取り入れられるよう、地域毎の文化財学習教材作成、専門職員や地域の先生による出前授業などの教育プログラムを構築する。教員との連携により進め、学習活用を推進する	○			◎	◎			
28		文化財 HP 及びパンフレットの再構築	市の HP 更新に合わせた文化財 HP の再構築やパンフレットの再構成を行い、アクセシビリティを向上や、わかり易く充実した発信内容とする	○		○	◎				
29		校下の歴史じまん HP、ふるさと学習の充実	地域の身近な歴史文化について、校下毎に対応したふるさと学習教材や町歩きマップ作成などを行うことで、町内活動、公民館活動における歴史文化を活かした地域コミュニティ構築に役立てる	○		◎	◎				
30		文化財普及冊子の刊行	文化財普及啓発を目的としたガイドブックを刊行し、広く情報公開する			○	◎	○			
31		伝統技術技能継承講習会の開催	文化財修理や調査の機会を活用し、市民対象の講習会等を開催し、伝統的な文化財技術の学ぶ機会を提供することで、文化財保存活用支援団体予備軍のすそ野を広げる	○	◎	◎	◎	◎			
32		文化財調査現場の公開	埋蔵文化財発掘調査や文化財の調査現場を一般公開し、文化財保護と修理への理解促進につなげる	○	○	○	◎	○			
33	★	大学連携による文化財の保存・活用の推進	既に連携事業を展開する公立小松大学や金沢学院大学をはじめとして、大学連携による文化財を活かした地域活性化や文化財 DX に取り組む			○	◎	◎			

〔取組主体〕◎：主体的に取り組む、○：共同で取り組む

〔取組期間〕令和 7（2025）～10 年度（2028）、中期：令和 11（2029）～13 年度（2031）、後期：令和 14（2032）～16 年度（2034）

方向性3

歴史文化遺産を地域と人が活かして守る、歴史文化のまちづくりを推進します

(1) 歴史文化遺産の保存・活用施設や体制について

現状・課題

① 市立博物館等施設において、市民や他団体が保有する重要文化財や重要有形民俗文化財「白山麓西谷の人生儀礼用具」を公開するための施設が十分ではない

市所有の重要文化財は、現在、市埋蔵文化財センターで展示公開していますが、市民や他団体が所有する重要文化財は市民に公開される機会が殆どありません。また、展示場所が無いことから、重要有形民俗文化財「白山麓西谷の人生儀礼用具」の公開活用が進んでいません。

② 市立博物館の本来の機能である調査、収集、保管機能が果たせていない

市立博物館は閉鎖以前から収蔵庫の飽和状態が続き、本来の機能である資料の調査や収集、保管が困難であり、今後の指定文化財の寄贈・寄託を受け入れることが困難です。また、市埋蔵文化財センターでも収蔵庫に保管されたまま活用されない出土品もあります。

方針 文化財の保存と活用を図るための施設・体制の充実

①② 令和12年(2030)完成予定の未来型図書館等複合施設構想とともに文化施設を整理し、把握調査、収集を行う体制づくり及び保管機能を有する重要文化財公開施設及び資料収蔵施設の整備を検討します。合わせて重要有形民俗文化財の公開活用を図る体制・施設の充実を検討します。

⇒取組34 文化財公開活用施設の整備

⇒取組35 文化財収蔵保管施設の整備

[取組表]

No.	重点取組	取組名	取組概要	取組主体					取組期間		
				市民			行政	専門家	前期	中期	後期
				市民	所有者 管理者	関連 企業					
34	★	文化財活用公開施設の整備	他自治体や民間所有の重要文化財や重要有形民俗文化財の公開活用を考慮した拠点施設の整備を実施し、文化財保存・活用の中核となる活動（文化財の調査・収集・記録・研究）を推進する。合わせて、市民が参画・交流する学びの機能を強化する	○			◎	○			
35	★	文化財収蔵保管施設の整備	文化財を未来へ安全に保存継承するための施設整備を行い、収蔵スペースの確保や効果的な活用のための管理システムを導入する				◎				

[取組主体] ◎：主体的に取り組む、○：共同で取り組む

[取組期間] 令和7(2025)～10年度(2028)、中期：令和11(2029)～13年度(2031)、後期：令和14(2032)～16年度(2034)

（２）歴史文化遺産の特徴を活かしたまちづくりや景観形成について

現状・課題

① 歴史文化遺産を活かしたまちづくりへの庁内関係部局間の連携が不十分

歴史文化遺産を活かしたまちづくりに向けた文化財の活用方策など、庁内関係部局間の連携が必要です。

② 住宅街にある史跡が地域に活かされていない

住宅街に所在する浅井礫古戦場の史跡は、周辺と合わせた歴史的風致を形成しづらく地域に活かされていません。

③ 歴史的建造物を活かした取組の強化

歴史的建造物の中には、公開活用が難しい物件や空き家等、維持管理ができなくなった物件も存在し、取組の強化が必要です。

方針 歴史文化の特徴を活かした、小松らしさ息づくまちづくり

①② 歴史文化を活かしたまちづくりを行うため、歴史文化遺産や関連制度の認知度向上を図り、庁内関係部局との連携強化を図ります。

⇒取組 36 文化財を活かしたまちづくりへの庁内関係部局連携

③ 歴史的建造物を活かした取組を強化するため、行政は所有者との連携や個別課題の調整に取り組むとともに、その魅力を発信していきます。

⇒取組 37 歴史的建造物の公開推進

[取組表]

No.	重点取組	取組名	取組概要	取組主体					取組期間		
				市民			行政	専門家	前期	中期	後期
				市民	所有者 管理者	関連 企業					
36		文化財を活かしたまちづくりへの庁内関係部局連携	こまつ町家及び伝統的景観重点地区・推進地区や里山・自然景観政策と連携し、文化財と周辺環境も含めた保存・活用を図り、歴史文化遺産を活かしたまちづくりを推進する	○		○	◎	◎			
37		歴史的建造物の公開推進	歴史的建造物所有者との連携により、文化財建造物を活かした取組を強化し、見学ツアーや公開ウィークなどのイベントを開催し、その魅力を発信する		○		◎				

〔取組主体〕◎：主体的に取り組む、○：共同で取り組む

〔取組期間〕令和 7（2025）～10 年度（2028）、中期：令和 11（2029）～13 年度（2031）、後期：令和 14（2032）～16 年度（2034）

（３）歴史文化遺産と地域コミュニティ形成について

現状・課題

① 歴史文化遺産とコミュニティ活動が結び付いていない

歴史文化遺産を地域ぐるみで活かす取組が行われている地区もありますが、多くの歴史文化遺産は個人所有で、地域のもの、みんなのものという意識が根付いていません。

また、世代交代や人口減、新しい住民の増加などもあり、コミュニティの結束を担っていた地域の伝統行事や祭礼が失われつつあります。

方針 歴史文化遺産を核にした地域コミュニティ形成を推進

- ① 地域の歴史文化を知り、愛着や誇りを持てるよう、地域に暮らす市民一人一人が、語り部となって発信し、次世代へ継承していくことを目指し、長期的に歴史文化遺産を活かしたコミュニティ活動を行う地域や団体を支援する仕組みづくりを大学連携や成功事例の共有を図りながら進めていきます。

⇒取組 38 歴史と文化のまちづくり活動支援

[取組表]

No.	重点取組	取組名	取組概要	取組主体					取組期間		
				市民			行政	専門家	前期	中期	後期
				市民	所有者 管理者	関連 企業					
38	★	歴史と文化のまちづくり活動支援	長期的に文化財を活かしたまちづくり活動を計画する地域や民間の団体に対し、イベント開催など活動支援制度の創出ないし、既存の地域コミュニティ助成への追加を図る	○	○	◎	◎				

〔取組主体〕◎：主体的に取り組む、○：共同で取り組む

〔取組期間〕令和 7（2025）～10 年度（2028）、中期：令和 11（2029）～13 年度（2031）、後期：令和 14（2032）～16 年度（2034）

（４）歴史文化遺産と他分野の連携について

現状・課題

① 歴史文化遺産を観光や産業へ活用するための連携・環境整備が不十分

歴史文化遺産を保有する文化施設や観光施設との相互連携による取組があまり進んでいません。大きな要因として、利用者を受け入れる環境が整っていないことがあげられます。また、所有者側の一方的な負担とならない方法の検討と、観光客を受け入れる目的を明確にし、ビジョンを関係者が共有する必要があります。歴史文化遺産の活用を行うことで、行政にとっては「市の魅力発信」となり、観光事業者にとっては「収益拡大」に、所有者・管理者にとっては「維持管理や修復費用の確保」につながることが期待されます。

② 多分野連携における、マーケティングなど、総合戦略の必要性について認識不足

多分野連携を成功させるには、文化庁や観光庁、石川県などの様々な補助制度を理解し、市場分析や需要予測など、マーケティングの必要性を認識して取り組む必要があります。

方針 歴史文化遺産の可能性を求め、多分野連携で新たな価値の創造と活性化

- ① 行政は、地域全体で歴史文化遺産を活かす意義や活かし方について議論し、関係者と共通認識を持った上で、ガイド育成及び解説看板やガイドブックの充実、シェアサイクルなど2次、3次交通のさらなる充実など受け入れ態勢の整備を行い、受け入れ側の負担軽減及び来訪者の満足度向上を図ります。

⇒取組 39 観光ボランティアガイドの充実

⇒取組 40 歴史文化遺産群のストーリーに即した文化財巡り観光ルート整備

⇒取組 41 シェアサイクル事業の充実

⇒取組 42 観光交通ネットワークの整備

⇒取組 43 案内・解説看板等設置

- ② 歴史文化遺産の保存・活用を総合的にマネジメントできる人材の登用や育成を図り、多分野連携に取り組みます。

⇒取組 44 文化財マネジメントの推進

[取組表]

No.	重点 取組	取組名	取組概要	取組主体					取組期間		
				市民			行政	専門家	前期	中期	後期
				市民	所有者 管理者	関連 企業					
39		観光ボランティアガイドの充実	既存のこまつ観光ボランティアガイドの体制を拡充し、会員増、体制強化を図り、観光客受け入れ体制を強化する	◎		◎	◎				
40	★	歴史文化遺産群のストーリーに即した文化財巡り観光ルート整備	産業観光との連携を図りながら発信や受け入れまで含めた総合戦略に基づき、歴史文化遺産群のストーリーに即した文化財巡り、観光ルート整備を進め内外に発信していく			○	◎	◎			
41		シェアサイクル事業の充実	日本遺産拠点地域や歴史回廊周遊のためのサイクルポートの拡充を図る			◎	◎				
42		観光交通ネットワークの整備	既存観光周遊バスの乗り入れや新規運行、オンデマンド交通、ライドシェア整備を検討する			◎	◎				
43		案内・解説看板等設置	指定文化財及び日本遺産構成文化財について、解説看板を更新し、ストーリーに即した周遊ルート設定など環境整備を行う。合わせて優先度の高いものから多言語化を行う				◎				

44		文化財マネジメントの推進	専門性だけでなく文化財保存活用マネジメント人材の登用及び人材の育成を図る			○	◎	○				
----	--	--------------	--------------------------------------	--	--	---	---	---	--	--	--	--

〔取組主体〕 ◎：主体的に取り組む、○：共同で取り組む

〔取組期間〕 令和 7（2025）～10 年度（2028）、中期：令和 11（2029）～13 年度（2031）、後期：令和 14（2032）～16 年度（2034）

第7章 関連歴史文化遺産群及び歴史文化遺産保存活用区域の保存・活用

1. 関連歴史文化遺産群の設定と概要

(1) 関連歴史文化遺産群の目的と考え方

関連歴史文化遺産群とは、指定・未指定に関わらず多種多様な歴史文化遺産を、歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉える考え方です。まとまりをもって扱うことで、未指定文化財・地域遺産についても構成要素としての価値付けと、相互に結びついた歴史文化遺産の多面的な魅力を掘り起こします。

関連歴史文化遺産群の設定には、①小松の歴史文化の特徴を反映したわかりやすいストーリーとすること、②市民が共感でき、歴史文化を活かしたまちづくり活動等の促進につながる内容とすること、③市外からの来訪者にアピールし、回遊性の向上につながる構成とすること、④地域や学校での歴史文化の学びにつながる内容と構成にすること、の4つの点に留意します。

(2) 関連歴史文化遺産群の設定

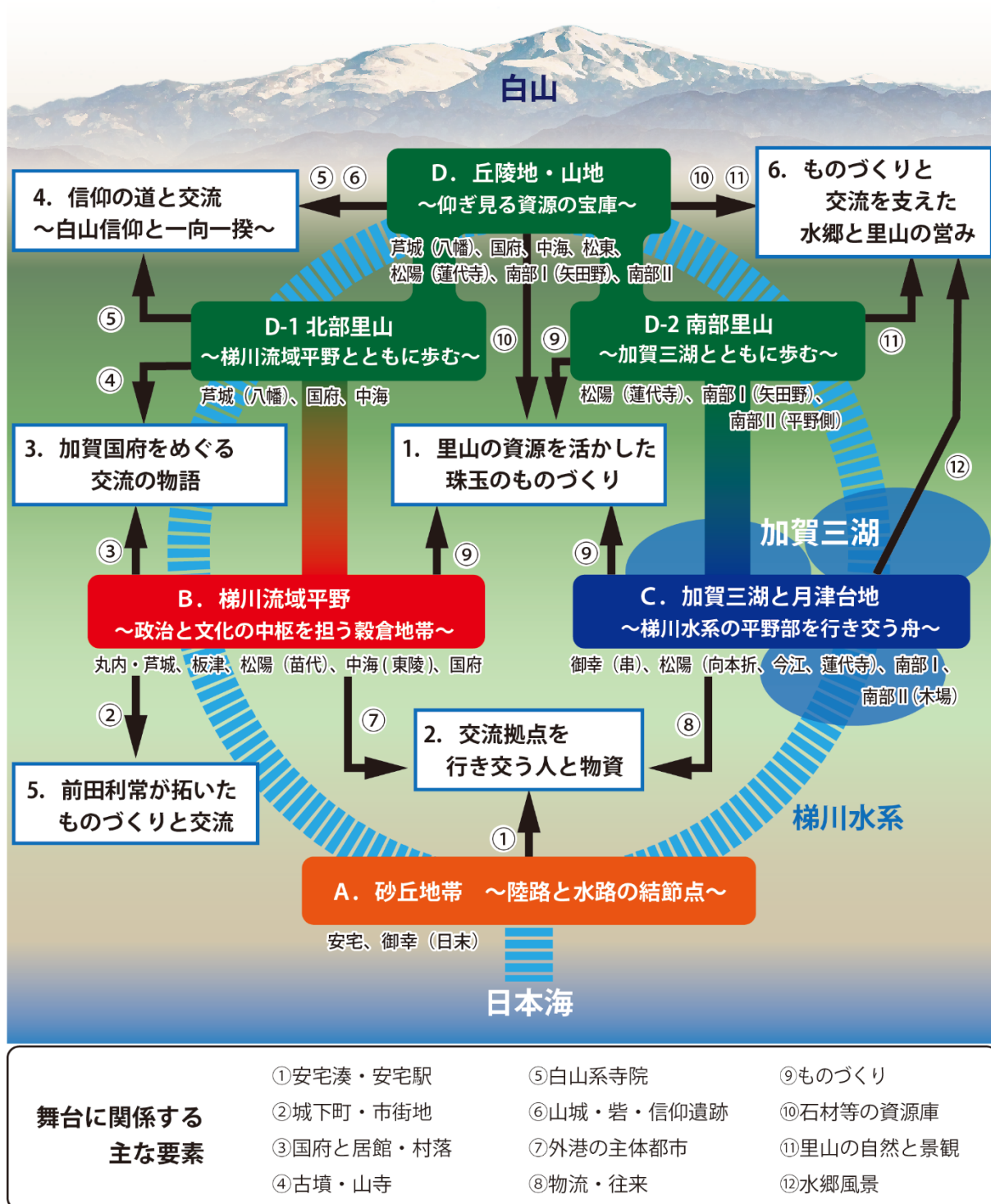
本計画では、第3章で設定した、6つの歴史文化の特徴を関連歴史文化遺産群として設定して、一体的、総合的に歴史文化遺産の保存・活用に取り組みます。歴史文化の特徴に基づき、俯瞰的な視点から歴史文化の価値等に対する市民及び来訪者等の理解を促進します。それとともに、構成する個々の歴史文化遺産の存在意義を高めていくことで、市民が歴史文化を身近に感じ、地域に対する誇りや愛着を育み、歴史文化を活かしたまちづくりに取り組むことが期待されます。

関連歴史文化遺産群 1	里山の資源を活かした珠玉のものづくり
関連歴史文化遺産群 2	交流拠点を行き交う人と物資
関連歴史文化遺産群 3	加賀国府をめぐる交流の物語
関連歴史文化遺産群 4	信仰の道と交流～白山信仰と一向一揆～
関連歴史文化遺産群 5	前田利常が拓いたものづくりと交流
関連歴史文化遺産群 6	ものづくりと交流を支えた水郷と里山の営み

関連歴史文化遺産群 1～6 には、それぞれのストーリーの中心となった舞台（P59～63 参照）があります。その舞台のどのような要素と関連歴史文化遺産群 1～6 が関係しているのかを、①～⑫の矢印で示しました。関連歴史文化遺産群の各ストーリーとその舞台は、相互に関係性を持っており、図の矢印で示した以上に複雑にからみありますが、ここでは本市の地形

のまとまりと関連歴史文化遺産群を模式的に表し、梯川水系がつなぐ一体感を表現しました。

こうした地形と歴史の舞台を合わせることで、自分たちの暮らす 11 地区と関わる関連歴史文化遺産群もみえてきます。



地形のまとまりと関連歴史文化遺産群の関係

（３）関連歴史文化遺産群の概要

関連歴史文化遺産群 1 里山の資源を活かした珠玉のものづくり

【ストーリー】

○石の資源を見出したものづくり文化

弥生時代の大規模環濠集落八日市地方遺跡で行われた碧玉製管玉づくりを始まりとし、ヤマト王権の諸王たちが権威の象徴として求めた腕輪、良質な凝灰岩石材を見出し当時の最先端技術によって作り上げた飛鳥時代の切石積み石室や江戸時代の小松城石垣、金や銅の鉱石の採掘から発展した機械工業、良質な陶石の発見から始まる九谷焼の再興など、各時代の人々が求める石の資源を見出し、新たな技術をもって磨き加工することでこれまでにない付加価値を加えてきました。そこには、東西文化の交流がみられ、水運に適した地形、気候条件、新たな文化やヒト・モノ・ワザを受け入れて発展し、進化しようとする小松人の気質が、それぞれの時代変化に対応し、2,300年にわたり、石の文化のものづくりをつないできたのです。

○里山の資源を活かしたものづくり

里山の資源には、鉱物以外にも森林資源があります。丘陵地・山地の森林資源が積極的に活用されるのは、稲作の導入とともに木製用具の多様化が進む弥生時代からはじまり、古墳時代から平安時代にかけての南部里山は南加賀製陶製鉄遺跡群が広がる北陸でも最大規模な手工業地帯でした。須恵器生産や砂鉄を使った製鉄は、大量の燃料となる木材を必要とし、製品も運び出しやすい木場潟に近い丘陵地で行われ、製品は日本海側を北上し東北へも運ばれました。南加賀製陶製鉄遺跡群と関連する技術者の集落跡が、木場潟対岸の月津台地で発見されており、オンドル形カマド付竪穴建物など、朝鮮半島出自の移民集落であったと考えられます。約500年間続いた須恵器生産も平安時代中頃には終焉を迎えますが、その2世紀後には常滑焼の技術を取り入れた加賀焼という新たな焼物生産が始まり、加賀一國に広まりました。

梯川上流の山麓地帯では、古くから生糸・綿・苧・麻・藍がつくられ、平野の村では絹や綿織物、山麓では麻織物へと加工されました。15世紀には、「加賀絹」や「梅染」は世に知られる存在となります。江戸時代には、前田利常が羽二重や御召など織物生産を保護奨励したことにより、一層盛んになりました。天和3年（1683）には絹を扱う問屋が280軒もあり、宝永3年（1706）には絹の品質や生産を管理する「絹道会所」という役所が置かれ、小松の町人文化が花開く原動力となりました。

○現代に息づくものづくり

これら、原始からのものづくりと交流の伝統は現代にも息づいています。凝灰岩石材は現在も切り出しが行われ、市内外へと搬出され、市内唯一となった滝ヶ原の石工が昔ながらの加工技術で石を刻んでいます。花坂陶石の発見により産業化を遂げた再興九谷は、明治時

代にジャパネクタニとして欧米で人気を博し、様々な技法が生み出され、現在もそれを受け継ぐとともに芸術作品と産業製品の両面で生産を続けています。遊泉寺銅山での鉱山機械開発から始まった機械工業は、世界を代表するグローバル企業にまで発展を遂げました。小松製作所跡地の地下に、ものづくりの原点である八日市地方遺跡が眠ることは、時代を超えたものづくりと交流のまちの象徴といえます。



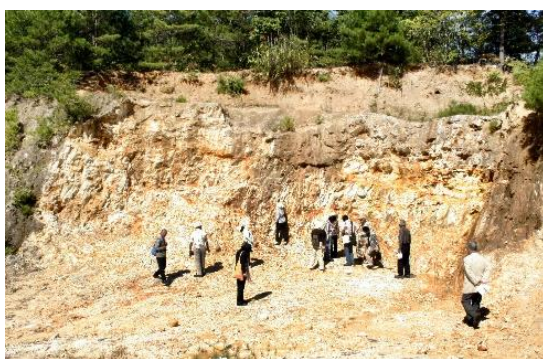
八日市地方遺跡出土品
(碧玉製管玉作り工程品と工具)



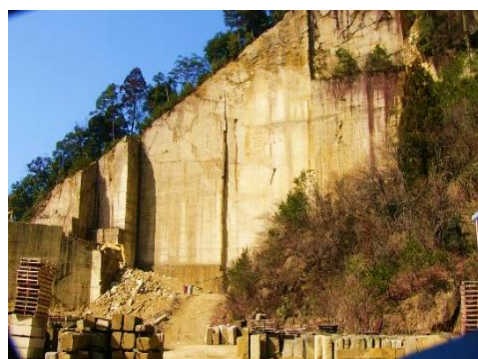
滝ヶ原の石工
(中谷篁氏の石材加工技術)



連房式登窯



花坂陶石山



観音下石切り場



釉裏金彩
(吉田美統作 釉裏金彩
牡丹唐草瑞鳥文平鉢の部分)



加賀古陶



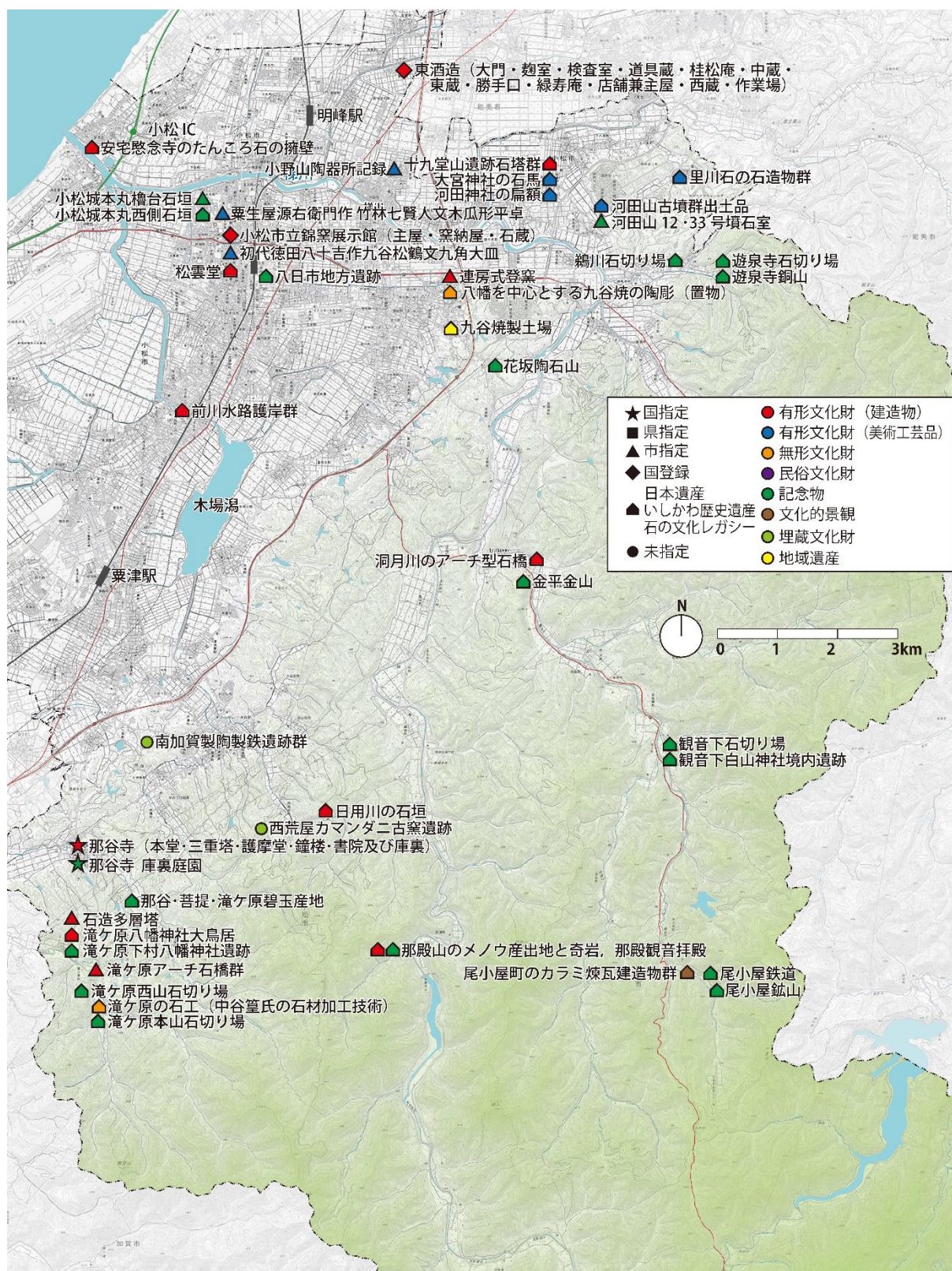
初代徳田八十吉作
九谷松鶴文九角大皿

[構成する歴史文化遺産の一覧]

番号	名称	文化財区分	指定等
1	那谷寺(本堂・三重塔・護摩堂・鐘楼・書院及び庫裏)	有形文化財(建造物)	国指定
2	連房式登窯	有形文化財(建造物)	市指定
3	滝ヶ原アーチ石橋群	有形文化財(建造物)	市指定
4	石造多層塔	有形文化財(建造物)	市指定
5	東酒造(大門・麴室・検査室・道具蔵・桂松庵・中蔵・東蔵・勝手口・緑寿庵・店舗兼主屋・西蔵・作業場)	有形文化財(建造物)	国登録
6	小松市立錦窯展示館(主屋・窯納屋・石蔵)	有形文化財(建造物)	国登録
7	滝ヶ原八幡神社大鳥居	有形文化財(建造物)	未指定(日本遺産・石の文化)
8	那殿観音拝殿	有形文化財(建造物)	未指定(日本遺産・石の文化)
9	松雲堂	有形文化財(建造物)	未指定(日本遺産・石の文化)
10	前川水路護岸群	有形文化財(建造物)	未指定(日本遺産・石の文化)
11	日用川の石垣	有形文化財(建造物)	未指定(日本遺産・石の文化)
12	安宅愍念寺のたんころ石の擁壁	有形文化財(建造物)	未指定(日本遺産・石の文化)
13	洞月川のアーチ型石橋	有形文化財(建造物)	未指定(日本遺産・石の文化)
14	十九堂山遺跡石塔群	有形文化財(建造物)	未指定(日本遺産・石の文化)
15	大宮神社の石馬	有形文化財(彫刻)	未指定(日本遺産・石の文化)
16	初代徳田八十吉作 九谷松鶴文九角大皿	有形文化財(工芸品)	市指定
17	粟生屋源右衛門作 竹林七賢人文木瓜形平卓	有形文化財(工芸品)	市指定
18	河田神社の扁額	有形文化財(工芸品)	未指定(日本遺産・石の文化)
19	吉田美統作 釉裏金彩牡丹唐草瑞鳥文平鉢	有形文化財(工芸品)	未指定(日本遺産・石の文化)
20	小野山陶器所記録	有形文化財(古文書)	市指定
21	八日市地方遺跡出土品 (碧玉製管玉作り工程品と工具)	有形文化財(考古資料)	国指定
22	加賀古陶	有形文化財(考古資料)	市指定
23	河田山古墳群出土品	有形文化財(考古資料)	未指定(日本遺産・石の文化)
24	里川石の石造物群	有形文化財(歴史史料)	未指定(日本遺産・石の文化)
25	釉裏金彩	無形文化財	国指定
26	滝ヶ原の石工(中谷篁氏の石材加工技術)	無形文化財	未指定(日本遺産・石の文化)
27	八幡を中心とする九谷焼の陶彫(置物)	無形文化財	未指定(日本遺産・石の文化)
28	石工道具	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定(日本遺産・石の文化)
29	河田山 12 号墳石室	記念物(遺跡)	市指定
30	河田山 33 号墳石室	記念物(遺跡)	未指定(日本遺産・石の文化)
31	小松城本丸櫓台石垣	記念物(遺跡)	市指定
32	小松城本丸西側石垣	記念物(遺跡)	未指定(日本遺産・石の文化)
33	鶴川石切り場	記念物(遺跡)	未指定(日本遺産・石の文化)
34	遊泉寺石切り場	記念物(遺跡)	未指定(日本遺産・石の文化)
35	滝ヶ原西山石切り場	記念物(遺跡)	未指定(日本遺産・石の文化)
36	観音下石切り場	記念物(遺跡)	未指定(日本遺産・石の文化)
37	滝ヶ原本山石切り場	記念物(遺跡)	未指定(日本遺産・石の文化)
38	花坂陶石山	記念物(遺跡)	未指定(日本遺産・石の文化)
39	金平金山	記念物(遺跡)	未指定(日本遺産・石の文化)
40	尾小屋鉱山	記念物(遺跡)	未指定(日本遺産・石の文化)

番号	名称	文化財区分	指定等
41	遊泉寺銅山	記念物(遺跡)	未指定(日本遺産・石の文化)
42	尾小屋鉄道	記念物(遺跡)	未指定
43	八日市地方遺跡	記念物(遺跡)	未指定(日本遺産・石の文化)
44	滝ヶ原下村八幡神社遺跡	記念物(遺跡)	未指定(日本遺産・石の文化)
45	観音下白山神社境内遺跡	記念物(遺跡)	未指定(日本遺産・石の文化)
46	南加賀製陶製鉄遺跡群	記念物(遺跡)	未指定
47	那谷寺庫裏庭園	記念物(名勝地)	国指定
48	那谷・菩提・滝ヶ原碧玉産地	記念物(動物・植物・地質 鉱物)	未指定(日本遺産・石の文化)
49	那殿山のメノウ産出地と奇岩	記念物(動物・植物・地質 鉱物)	未指定(日本遺産・石の文化)
50	日用杉	記念物(動物・植物・地質 鉱物)	未指定
51	尾小屋町のカラミ煉瓦建造物群	文化的景観	未指定(日本遺産・石の文化)
52	西荒谷カマンガニ古窯遺跡	埋蔵文化財	未指定
53	旧町名(鍛冶屋町、本大工町等)	地域遺産	—
54	九谷焼製土場	地域遺産	— (日本遺産・石の文化)

[構成する歴史文化遺産の分布]



【ストーリー】

○ものづくりを支えた弥生時代～古代の広域交流

弥生時代から古代に、小松のものづくり文化を支えたのは、ものづくりに必要な物資と人、技術を運ぶ交通でした。八日市地方遺跡では、様々な地域の影響を受けた出土品がみつっています。特に、八日市地方遺跡で生産した碧玉製管玉が運ばれる近畿北部や中国地方といった日本海ルートからは最先端技術や鉄がもたらされます。また、玉づくり技術と小松式土器が波及するルートは、現在の北陸新幹線ルートとも重なりをみせ、時を超えた交流の歴史としてつながっています。

矢田野エジリ古墳の人物埴輪の中には、渡来系の人物を表現したと考えられるものもあり、額見町遺跡で暮らした製陶や製鉄の技術者も渡来系の人々でした。古代には、日本海を介した大陸との交流にまで及んでいたことが知られています。

○北前船寄港地安宅の繁栄

寛永 16 年（1639）、前田利常は、大坂への藩米輸送を従来の敦賀～琵琶湖ルートから新たに下関経由で海路だけで運びこむルートの確立に成功します。その後、寛文 12 年（1672）の西回り航路整備が契機となり、江戸時代中頃から明治時代にかけて、北海道と大阪を直接結ぶ北前船が活躍する時代となり、安宅は寄港地として大いに発展しました。北前船により運ばれた品々は、梯川を経由して加賀三湖の舟運により各地へ流通し、当地からは絹織物や九谷焼や石材など、小松の特産品が運ばれました。安宅では、風情ある町並みの中で、往時をしのばせる旧家が点在し、北前船を由来とする曳舟行事などの祭りが今に伝わります。

○古代官道から近世街道へ

安宅は湊として重要な拠点であっただけでなく、古代には駅家が置かれ、陸路においても重要な拠点でした。平安時代に編纂された『延喜式』には、加賀国の駅名が沿岸部であることから、古代北陸道は海沿いを通っていたと推定されています。しかし近年、平城京で出土した木簡の読みが修正され、木場潟に近い内陸部にある栗津の意としての淡津^{あわづ}駅^{あわづ}の存在が明らかとなりました。合わせて大領遺跡で古代の道路遺構が発見され、内陸部を通るルートが先行してあったとも考えられています。中世には、海側は木曾義仲と北国の武士たちの進軍した道（通称：木曾街道）があり、内陸は聖護院門跡道興が通った道が知られています。江戸時代、前田利常が小松へ隠居すると、北国街道が城下町の中を通る形で整備されました。今も道路として使用され、所々に残るクランクなどにその特徴をみることができます。本市の領域には、一里塚跡地が 4 地点（荒屋町、龍助町、串茶屋町、月津町）、宿駅と問屋場は月津（月津町）と小松（松任町）の 2 地点に設置されていました。その街道を松尾芭蕉が紀行文『おくのほそ道』の旅で通り、大聖寺藩境には茶屋街も形成され、高い教養を身に付けた遊女たちが文化交流の仲立ちにも大きく貢献したといわれています。



八日市地方遺跡出土品



矢田野エジリ古墳出土埴輪



まつ家別邸吉祥庵(旧米谷銀行安宅支店)



串茶屋遊女の墓



起舟祭



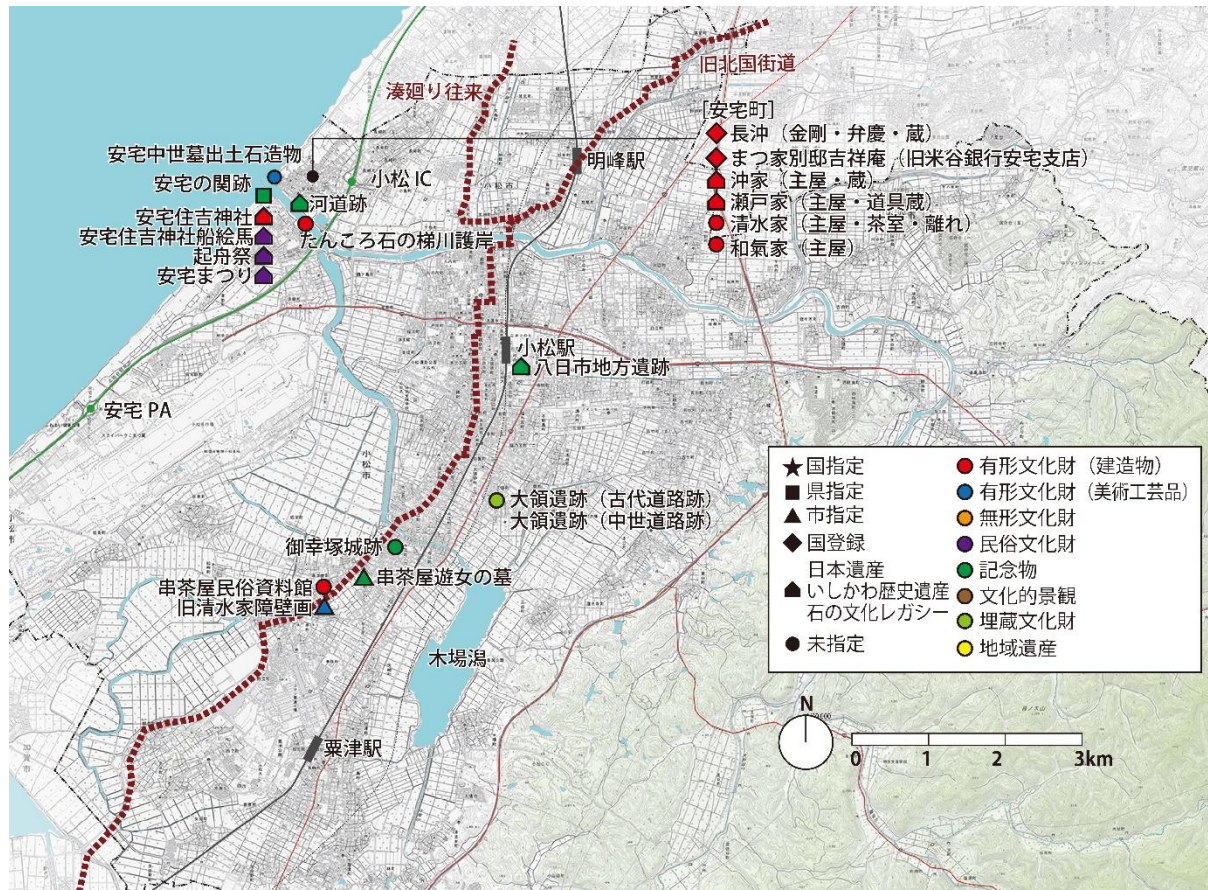
安宅の関跡

[構成する歴史文化遺産の一覧]

番号	名称	文化財区分	指定等
1	長沖(金剛・弁慶・蔵)	有形文化財(建造物)	国登録
2	まつ家別邸吉祥庵(旧米谷銀行安宅支店)	有形文化財(建造物)	国登録
3	旧米谷家住宅主屋	有形文化財(建造物)	国登録
4	安宅住吉神社	有形文化財(建造物)	未指定(日本遺産・北前船)
5	沖家(主屋・蔵)	有形文化財(建造物)	未指定(日本遺産・北前船)
6	たんころ石の梯川護岸	有形文化財(建造物)	未指定
7	瀬戸家(主屋・道具蔵)	有形文化財(建造物)	未指定(日本遺産・北前船)

番号	名称	文化財区分	指定等
8	串茶屋民俗資料館	有形文化財(建造物)	未指定
9	清水家(主屋・茶室・離れ)	有形文化財(建造物)	未指定
10	和氣家(主屋)	有形文化財(建造物)	未指定
11	旧清水家障壁画	有形文化財(絵画)	市指定
12	串茶屋遊女の墓	有形文化財(歴史資料)	市指定
13	矢田野エジリ古墳出土埴輪	有形文化財(考古資料)	国指定
14	八日市地方遺跡出土品	有形文化財(考古資料)	国指定
15	額見町遺跡渡来系出土品	有形文化財(考古資料)	未指定
16	佐々木遺跡舟材出土品	有形文化財(考古資料)	未指定
17	安宅中世墓出土石造物	有形文化財(考古資料)	未指定
18	安宅住吉神社船絵馬	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定(日本遺産・北前船)
19	起舟祭	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定(日本遺産・北前船)
20	安宅まつり	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定(日本遺産・北前船)
21	北前船の食【昆布・ニシン】	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
22	安宅の関跡	記念物(遺跡)	県指定
23	河道跡	記念物(遺跡)	未指定(日本遺産・北前船)
24	八日市地方遺跡	記念物(遺跡)	未指定(日本遺産・石の文化)
25	御幸塚城跡	記念物(遺跡)	未指定
26	大領遺跡(古代道路跡)	埋蔵文化財	未指定
27	大領遺跡(中世道路跡)	埋蔵文化財	未指定

【歴史文化遺産の分布】



【ストーリー】

○古代新興勢力の台頭

飛鳥時代の精巧な切石積横穴式石室を持つ河田山 12 号墳や 33 号墳の存在は、朝鮮半島との交流を持つ新興勢力の台頭を示していると考えられています。奈良・平安時代に営まれた佐々木遺跡からは、「野身郷」や「財部寺」の墨書土器が出土しており、遺跡も有力氏族の館もしくは公的な施設ともみられることから、氏寺を持つほどの勢力を財部氏が有していたとも考えられます。

○加賀立国と国分寺の成立

弘仁 14 年（823）、加賀国が立国し、国府が現古府町に置かれ、定期的に都の貴族が国司として往来するようになると、これまで以上に、都との密な交流が生まれました。国分寺の整備に平安京の瓦工人が招聘され、国分寺へ身分の高い僧侶が配置されたことが推定されるなど、都の技術や文物も持ち込まれるようになります。重要な仏教儀礼を行う国分寺とは別に、人里離れた山林の中に寺院が作られ、仏器として都から取り寄せた奈良三彩や緑釉陶器、当時貴重品であった中国産の青磁皿や陶製水差しが持ち込まれました。また、国府に近い漆町遺跡からは都と同じ形式で書かれたまじない札も見つかっており、都との交流によって、文物だけでなく信仰などの文化も伝わっていたことがわかります。

○安元事件から源平争乱へ

平安時代末期、加賀国府に国の役人として赴任した藤原師経が白山信仰の末寺、中宮八院と対立し、白山信仰勢力と国衙勢力との争いへと発展した「安元事件」が occurred。この事件を端緒として、院と平清盛との対立を生み、源平合戦へと展開します。また、安宅を舞台に、平家物語にみえる白拍子仏御前や木曾義仲と斎藤別当実盛との安宅・篠原合戦のエピソード、都落ちした源義経一行の逃亡劇を描いた能「安宅」、歌舞伎「勧進帳」など平安の世の歴史物語が描かれました。江戸時代に仏御前乾漆坐像が京都祇王寺から故郷と伝わる原に送られたこと、義仲が奉納した実盛の遺品と伝わる兜を契機に、多太神社への歴代の遊行上人による回向が始まったこと、現代の子どもたちが能「安宅」や歌舞伎「勧進帳」を演じ市川宗家や他地域との交流につながったことなど、歴史物語による縁が新たな交流を生みだしています。



河田山 12 号墳石室



八里向山 F 7 号墳主体部出土資料一括



南野台遺跡（石部神社境内）



陶製水煙



仏御前乾漆坐像



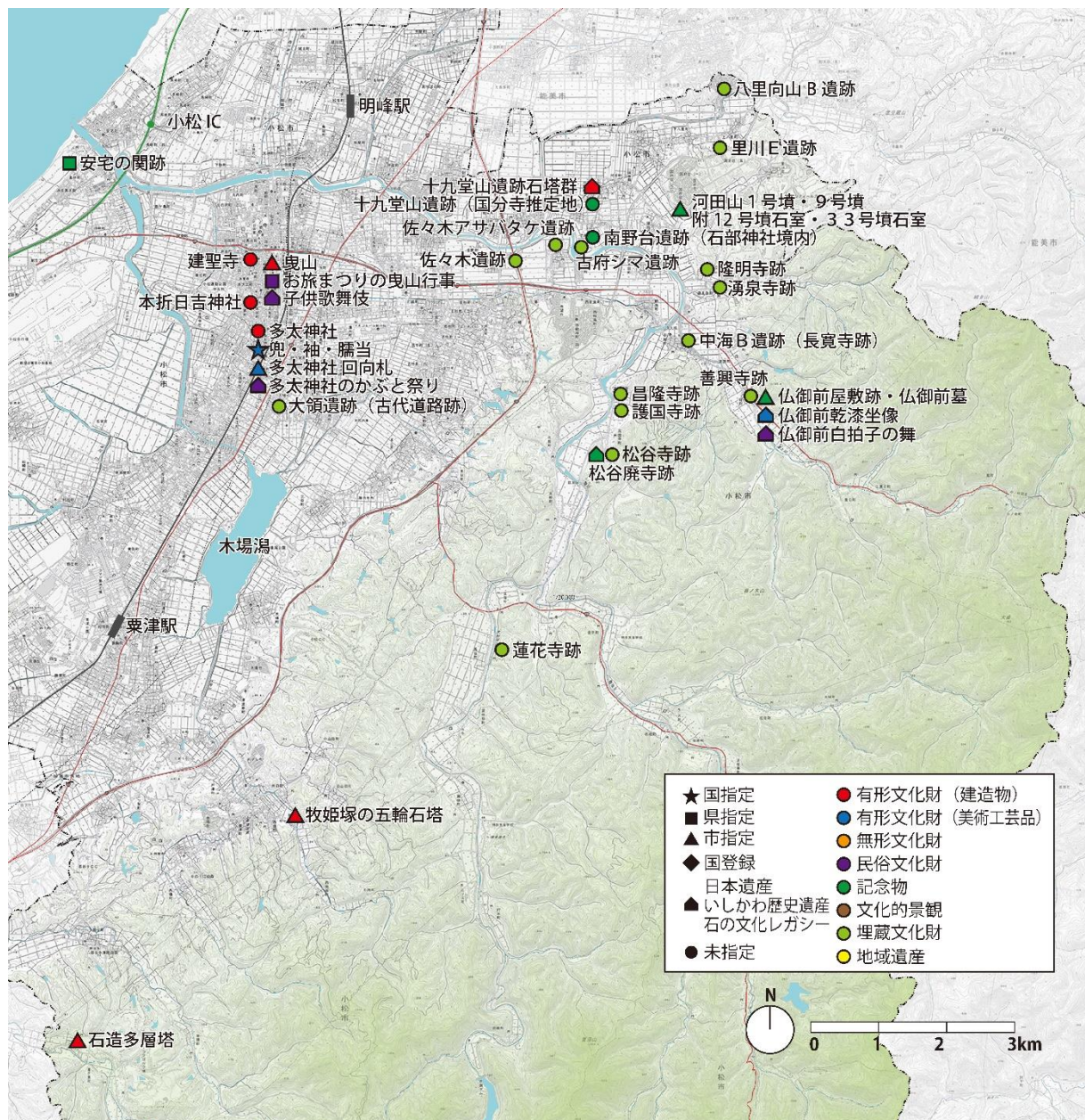
兜・袖・臍当（うち兜のみ）

[構成する歴史文化遺産の一覧]

番号	名称	文化財区分	指定等
1	牧姫塚の五輪石塔	有形文化財(建造物)	市指定
2	石造多層塔	有形文化財(建造物)	市指定
3	曳山	有形文化財(建造物)	市指定
4	十九堂山遺跡石塔群	有形文化財(建造物)	未指定(日本遺産・石の文化)
5	多太神社	有形文化財(建造物)	未指定
6	本折日吉神社	有形文化財(建造物)	未指定
7	建聖寺	有形文化財(建造物)	未指定
8	不動明王座像脇侍共	有形文化財(彫刻)	市指定
9	仏御前乾漆坐像	有形文化財(彫刻)	未指定(いしかわ歴史遺産・歌舞伎)
10	兜・袖・臍当	有形文化財(工芸品)	国指定
11	木造獅子頭	有形文化財(工芸品)	国指定
12	仏御前略縁起	有形文化財(書跡・典籍)	未指定
13	陶製水煙	有形文化財(考古資料)	市指定
14	埴田後山無常堂古墳主体部出土資料一括	有形文化財(考古資料)	市指定
15	八里向山F7 号墳主体部出土資料一括	有形文化財(考古資料)	市指定
16	浄水寺跡出土品	有形文化財(考古資料)	未指定
17	多太神社 回向札	有形文化財(歴史資料)	市指定
18	お旅まつりの曳山行事	民俗文化財(無形の民俗文化財)	県指定
19	子供歌舞伎	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定(いしかわ歴史遺産・歌舞伎)
20	多太神社のかぶと祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定(いしかわ歴史遺産・歌舞伎)
21	仏御前白拍子の舞	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定(いしかわ歴史遺産・歌舞伎)
22	謡曲	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
23	歌舞伎	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
24	遊行上人の実盛回向	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
25	安宅の関跡	記念物(遺跡)	県指定
26	河田山1号墳・9号墳 附 12 号墳石室	記念物(遺跡)	市指定
27	河田山 33 号墳石室	記念物(遺跡)	未指定(日本遺産・石の文化)
28	仏御前屋敷跡・仏御前墓	記念物(遺跡)	市指定
29	松谷廃寺跡	記念物(遺跡)	未指定(いしかわ歴史遺産・歌舞伎)
30	十九堂山遺跡(国分寺推定地)	記念物(遺跡)	未指定
31	南野台遺跡(石部神社境内)	記念物(遺跡)	未指定
32	佐々木遺跡	埋蔵文化財	未指定
33	佐々木アサバタケ遺跡	埋蔵文化財	未指定
34	里川 E 遺跡	埋蔵文化財	未指定
35	八里向山 B 遺跡	埋蔵文化財	未指定
36	大領遺跡(古代道路跡)	埋蔵文化財	未指定
37	古府シマ遺跡	埋蔵文化財	未指定
38	隆明寺跡	埋蔵文化財	未指定
39	湧泉寺跡	埋蔵文化財	未指定
40	中海 B 遺跡(長寛寺跡)	埋蔵文化財	未指定

番号	名称	文化財区分	指定等
41	善興寺跡	埋蔵文化財	未指定
42	昌隆寺跡	埋蔵文化財	未指定
43	護国寺跡	埋蔵文化財	未指定
44	松谷寺跡	埋蔵文化財	未指定
45	蓮花寺跡	埋蔵文化財	未指定

[構成する歴史文化遺産の分布]



【ストーリー】

○白山信仰の広まり

古くから仰ぎ見る存在として信仰を集めた白山は、9世紀前半には加賀・越前・美濃に信仰や登拝の拠点となる馬場が開かれたと伝わります。本市では、11～12世紀に国府周辺に成立した寺院が中宮八院として白山中宮勢力の傘下に組織されました。中宮八院が所在した軽海郷を通る三坂越は、国府から白山へ向かう多くの修行僧が通ったと考えられます。

また、中宮勢力は江沼郡にも進出し、白山三ヶ寺や白山五院を組織しました。那谷寺は白山三ヶ寺の1つであり、中宮八院が没落する中で唯一現在まで残った寺院です。本尊として祀る十一面千手観音菩薩（秘仏）は、鎌倉時代の鑄造仏として当時の信仰を伝える貴重な仏像です。周辺の粟津温泉にも、大王寺に平安時代の聖観音菩薩坐像や薬師如来坐像の木造仏、白山神社に銅造十一面観音懸仏が伝わり、滝ヶ原三童子山の鑄造三具足など、かつて山寺に安置されていたとみられる遺品が、信仰をめぐる人々の交流を物語っています。

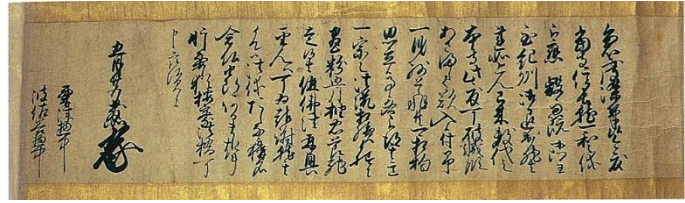
○一向一揆と真宗の浸透

蓮如の吉崎逗留と北陸布教を契機として浄土真宗が広まり、門徒により一揆が組織されました。長享一揆では、守護富樫政親勢を破り、実権を握るまでに至りました。享禄の錯乱（大小一揆）までは、蓮如の三男連綱が拠った波佐谷松岡寺が中心地の1つで、伝承地が波佐谷町の山中に残っています。その後、越前朝倉氏や織田氏との抗争が激化するにつれ、白山へ向かう道であった三坂越も一揆の本拠地である白山麓山内へ向かうルートとして重要視され、道の両側に多くの山城が造営されました。平野部にも砦ができ、後に前田利常が隠居した小松城もその砦が始まりです。かつての松岡寺の地にも波佐谷城ができ、同町には本願寺教如が発した密書「手の内の御書」が伝わります。

また、一向一揆の時代に遡る、郡中御影や光明本尊、方便法身尊像、蓮如上人の消息などの絵画や文書が、市内の真宗寺院やかつての道場主の家などに伝わっています。本願寺と加賀の間で人々の交流があった証であり、報恩講など真宗文化を色濃く残しています。



那谷寺本堂



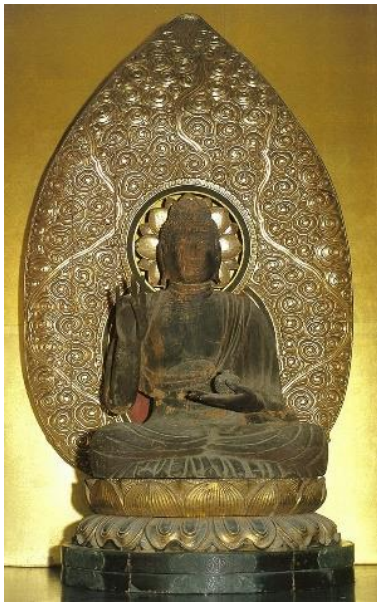
手の内の御書



鑄造三具足



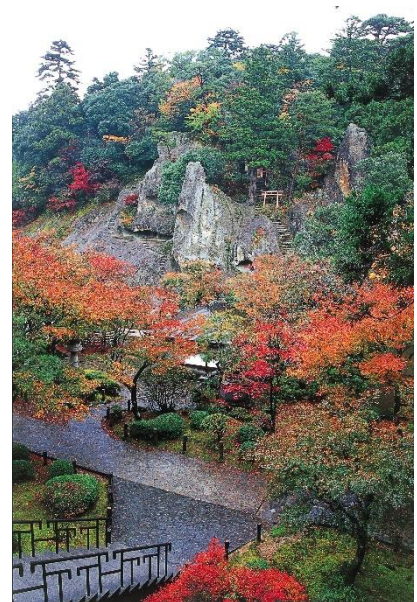
銅造十一面観音懸仏



薬師如来座像



郡中御影



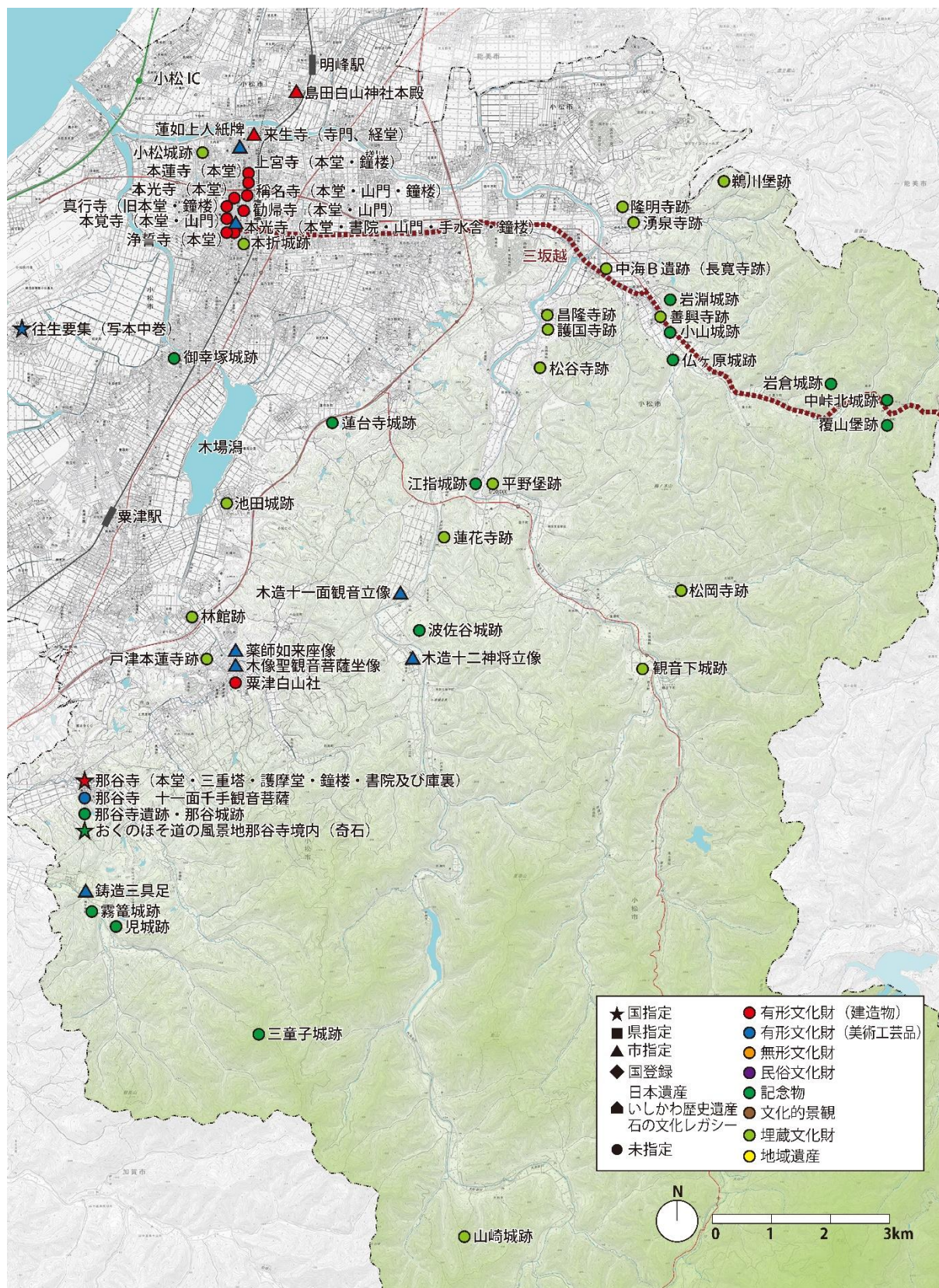
おくのほそ道の風景地
那谷寺境内（奇石）

[構成する歴史文化遺産の一覧]

番号	名称	文化財区分	指定等
1	那谷寺(本堂・三重塔・護摩堂・鐘楼・書院及び庫裏)	有形文化財(建造物)	国指定
2	島田白山神社本殿	有形文化財(建造物)	市指定
3	来生寺(寺門・経蔵、附棟札、獅子口)	有形文化財(建造物)	市指定
4	本光寺(本堂・書院・山門・手水舎・鐘楼)	有形文化財(建造物)	未指定
5	真行寺(旧本堂・鐘楼)	有形文化財(建造物)	未指定
6	本蓮寺(本堂)	有形文化財(建造物)	未指定
7	本覚寺(本堂・山門)	有形文化財(建造物)	未指定
8	稱名寺(本堂・山門・鐘楼)	有形文化財(建造物)	未指定
9	上宮寺(本堂・鐘楼)	有形文化財(建造物)	未指定
10	本光寺(本堂)	有形文化財(建造物)	未指定
11	浄誓寺(本堂)	有形文化財(建造物)	未指定
12	栗津白山社	有形文化財(建造物)	未指定
13	勸帰寺(本堂・山門)	有形文化財(建造物)	未指定
14	絹本著色光明本尊	有形文化財(絵画)	県指定
15	郡中御影	有形文化財(絵画)	市指定
16	親鸞聖人絵伝	有形文化財(絵画)	市指定
17	絹本著色聖徳太子絵伝	有形文化財(絵画)	市指定
18	薬師如来座像	有形文化財(彫刻)	市指定
19	木像聖観音菩薩坐像	有形文化財(彫刻)	市指定
20	銅造十一面観音懸仏	有形文化財(彫刻)	市指定
21	不動明王座像脇侍共	有形文化財(彫刻)	市指定
22	木像十二神将立像	有形文化財(彫刻)	市指定
23	木造十一面観音立像	有形文化財(彫刻)	市指定
24	十一面千手観音菩薩	有形文化財(彫刻)	未指定
25	鑄造三具足	有形文化財(工芸品)	市指定
26	旧新保村久保家道場資料	有形文化財(工芸品)	市指定
27	往生要集(写本中巻)	有形文化財(書跡・典籍)	国指定
28	蓮如上人紙牌	有形文化財(書跡・典籍)	市指定
29	手の内の御書	有形文化財(古文書)	市指定
30	太閤検地帳	有形文化財(古文書)	市指定
31	親鸞聖人遺文 二尊大悲	有形文化財(古文書)	市指定
32	蓮如上人御消息	有形文化財(古文書)	市指定
33	松岡寺の旗	有形文化財(歴史資料)	未指定
34	三坂越	記念物(遺跡)	未指定
35	那谷寺遺跡・那谷城跡	記念物(遺跡)	未指定
36	波佐谷城跡	記念物(遺跡)	未指定
37	岩淵城跡	記念物(遺跡)	未指定
38	仏ヶ原城跡	記念物(遺跡)	未指定
39	岩倉城跡	記念物(遺跡)	未指定
40	御幸塚城跡	記念物(遺跡)	未指定
41	蓮台寺城跡	記念物(遺跡)	未指定
42	江指城跡	記念物(遺跡)	未指定
43	三童子城跡	記念物(遺跡)	未指定
44	霧籠城跡	記念物(遺跡)	未指定
45	児城跡	記念物(遺跡)	未指定

番号	名称	文化財区分	指定等
46	中峠北城跡	記念物(遺跡)	未指定
47	覆山堡跡	記念物(遺跡)	未指定
48	小山城跡	記念物(遺跡)	未指定
49	おくのほそ道の風景地 那谷寺境内(奇石)	記念物(名勝)	国指定
50	隆明寺跡	埋蔵文化財	未指定
51	湧泉寺跡	埋蔵文化財	未指定
52	中海 B 遺跡(長寛寺跡)	埋蔵文化財	未指定
53	善興寺跡	埋蔵文化財	未指定
54	昌隆寺跡	埋蔵文化財	未指定
55	護国寺跡	埋蔵文化財	未指定
56	松谷寺跡	埋蔵文化財	未指定
57	蓮花寺跡	埋蔵文化財	未指定
58	松岡寺跡	埋蔵文化財	未指定
59	戸津本蓮寺跡	埋蔵文化財	未指定
60	小松城跡	埋蔵文化財	未指定
61	本折城跡	埋蔵文化財	未指定
62	池田城跡	埋蔵文化財	未指定
63	林館跡	埋蔵文化財	未指定
64	鵜川堡跡	埋蔵文化財	未指定
65	観音下城跡	埋蔵文化財	未指定
66	平野堡跡	埋蔵文化財	未指定
67	山崎城跡	埋蔵文化財	未指定

[構成する歴史文化遺産の分布]



【ストーリー】

○前田利常と城下町

小松城は、前田利常が隠居に際し、一国一城の例外として幕府に特別に許可を得て大改修を行った城です。本丸櫓台石垣は、金沢から運ばせた戸室石と鶴川石など地元石材を切石乱積みで積んだもので、約 20m 四方の大きな石垣に欄干^{らんかん}を廻し、小ぶりの数寄屋造りの御三階櫓^{ごさんかい}を建てた例のない天守でした。葭島には書院や花園を整備し、作庭のために領内から石や木を運ばせるなど、万治元年（1658）に亡くなるまで築城に情熱を傾けたといわれています。僅かに残る石垣と来生寺の寺門に転用された二の丸鰻橋御門以外の建造物は失われましたが、多くの絵図が残るとともに、建具や瓦などの部材、飾り金具など、当時の城づくりを知る手がかりが残されています。また、利常は、産業の保護奨励や那谷寺を始めとする寺社の造営、文化振興を手掛けました。晩年には、北野天満宮から能順を招き、城の鬼門に小松天満宮を建立するなど、亡くなる直前まで城下の整備を進めています。利常の小松への隠居は、本市の歴史にとって大きな画期といえ、現代につながるものづくりや交流の礎となっています。

○産業振興と花開く町人文化

利常が絹織物などの産業を保護奨励したことで、その死後多くの家臣が金沢へと帰るなか、小松は商人など町人が力を付け発展していきました。

お旅まつりは、小松城に前田利常がいた時代に菟橋神社と本折日吉神社の神輿が小松城の城門まで出向き、前田家の武運長久を祈願したことが始まりといわれています。明和3年（1766）頃に、絹の商いで京都へ向かう道中、長浜の曳山を見聞したことから曳山行事が加わり、今日まで続く「歌舞伎のまち小松」の原点となりました。

また、利常が茶堂役として千利休の孫宗旦の四男、後の裏千家四代仙叟を迎えたことが、武士から町人まで「茶の湯」が広まる契機となり、今も多くの市民が茶道を嗜んでいます。

松尾芭蕉の紀行文『おくのほそ道』の旅で、小松へ訪れた際、門弟でもあった越前屋歆生といった町の有力者が句会を催しもてなしました。滞在期間中に、小松の文化人と呼ばれる人々との交流が生まれ、小松天満宮の能順とも面会したとの逸話もあります。芭蕉が滞在した立松寺とも伝わる建聖寺には、弟子の立花北枝が彫ったとされる芭蕉木像といったゆかりの地ならではの文化財が伝わります。

○城下町の近代化遺産

明治維新後、城は取り壊しとなり、石川商銀信用組合小松支店などの近代建築が建てられるなど、町の近代化が進みました。昭和5年（1930）と7年（1932）に、城下は大火に見舞われ、町の殆どが焼けましたが、復興を目指すなか、城下町の地割をもとに、防火や消火対策を行うため、道幅を広げ、交差点の隅切りを行ったのが現在の地割です。町並みを構成する町家は、この時に建て替えられた昭和の町家で、きわめて同時性が強い建築群といえま

す。

特に、隅切りに立つ町家は、中町の鈴木家住宅のように入母屋の妻や軒庇を段違いに設けるものと、その形状に合わせ壁を立ち上げるものに概ね分けられ、近代土木と歴史的建築が融合した本市町家の特徴を示す建造物です。観音下石の石蔵は、その大火において焼け残ったことから人気となり建築されたもので、今でも各所で見られます。外観意匠として様々なレリーフを施すなど、近代町家建築とともに本市の町並み景観を特徴づける建物の1つとなっています。また、旧城下町の中に残る九谷焼の上絵付工房は、分業制が進み近代化した九谷焼の歴史を伝えるとともに、ものづくりのまちを象徴する近代建造物といえます。



小松天満宮本殿・石の間・幣殿及び拝殿



小松城本丸櫓台石垣



来生寺の寺門



お旅まつりの曳山行事



曳山



鈴木家住宅主屋



那谷寺庫裏庭園

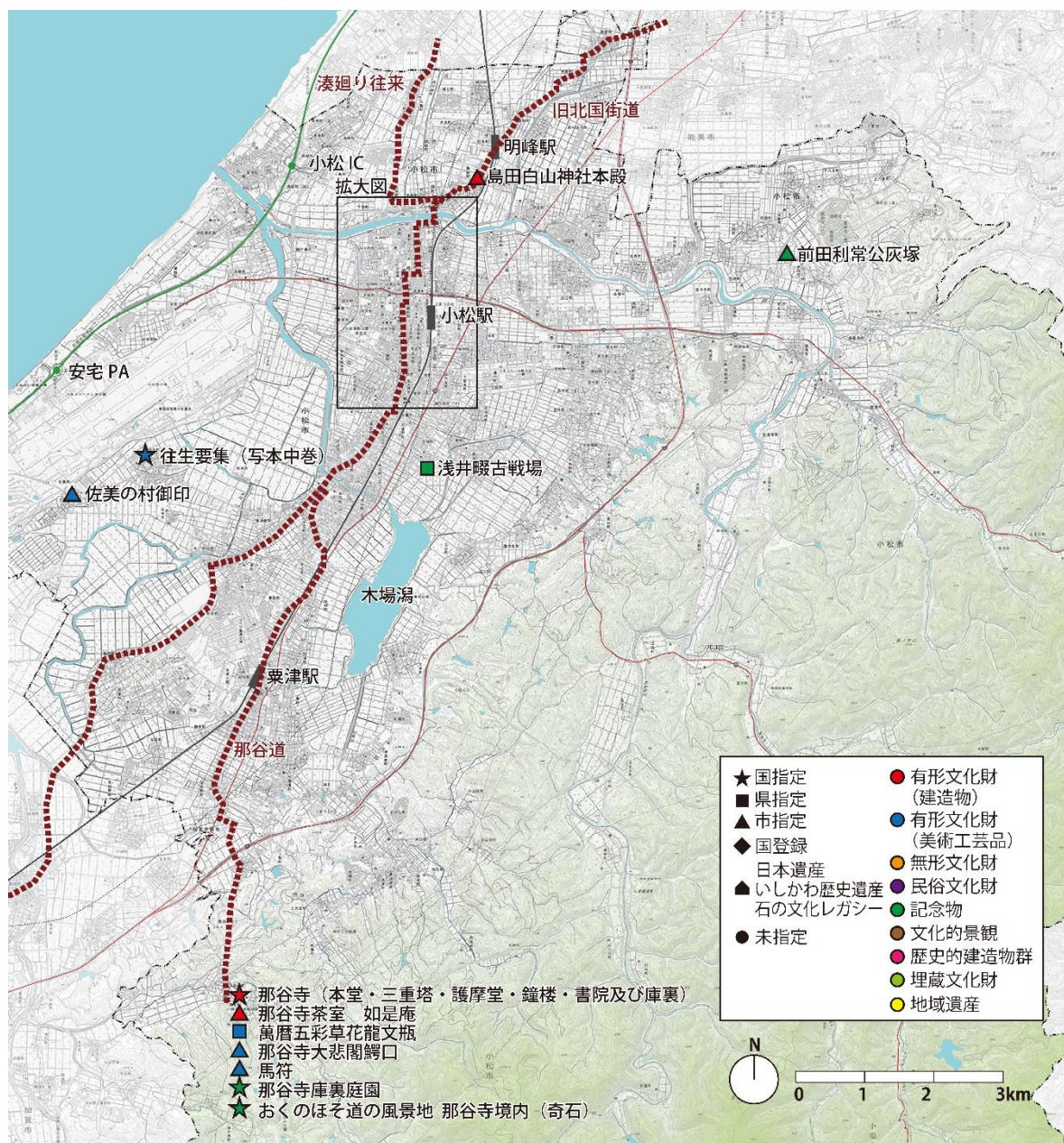
[構成する歴史文化遺産の一覧]

番号	名称	文化財区分	指定等
1	那谷寺(本堂・三重塔・護摩堂・鐘楼・書院及び庫裏)	有形文化財(建造物)	国指定
2	小松天満宮(本殿・石の間・幣殿及び拝殿・神門)	有形文化財(建造物)	国指定
3	葭島神社本殿	有形文化財(建造物)	県指定
4	来生寺(寺門・経蔵)	有形文化財(建造物)	市指定
5	菟橋神社本殿	有形文化財(建造物)	市指定
6	島田白山神社本殿	有形文化財(建造物)	市指定
7	那谷寺茶室 如是庵	有形文化財(建造物)	市指定
8	十五重の石塔	有形文化財(建造物)	市指定
9	曳山	有形文化財(建造物)	市指定
10	旧石川商銀信用組合小松支店	有形文化財(建造物)	国登録
11	戸市酒販酒蔵	有形文化財(建造物)	国登録
12	小松市立空とこども絵本館(旧小松警察署庁舎)	有形文化財(建造物)	国登録
13	鈴木家住宅(主屋・店蔵・土蔵)	有形文化財(建造物)	国登録
14	小松市立錦窯展示館(主屋・窯納屋・石蔵)	有形文化財(建造物)	国登録
15	本光寺(本堂・書院・山門・手水舎・鐘楼)	有形文化財(建造物)	未指定
16	真行寺(旧本堂・鐘楼)	有形文化財(建造物)	未指定
17	本蓮寺(本堂)	有形文化財(建造物)	未指定
18	本覚寺(本堂・山門)	有形文化財(建造物)	未指定
19	建聖寺(本堂・地藏堂・山門)	有形文化財(建造物)	未指定
20	稱名寺(本堂・山門・鐘楼)	有形文化財(建造物)	未指定
21	上宮寺(本堂・鐘楼)	有形文化財(建造物)	未指定
22	本光寺(本堂)	有形文化財(建造物)	未指定
23	浄誓寺(本堂)	有形文化財(建造物)	未指定
24	勸帰寺(本堂・山門)	有形文化財(建造物)	未指定
25	柴田呉服店 主屋	有形文化財(建造物)	未指定
26	清水家 主屋	有形文化財(建造物)	未指定
27	石田家 主屋	有形文化財(建造物)	未指定
28	通次家	有形文化財(建造物)	未指定
29	村井家	有形文化財(建造物)	未指定
30	小倉家 主屋	有形文化財(建造物)	未指定
31	山上福寿堂	有形文化財(建造物)	未指定
32	劔崎家	有形文化財(建造物)	未指定
33	浅田家 主屋	有形文化財(建造物)	未指定
34	貝田家 主屋	有形文化財(建造物)	未指定
35	相河家	有形文化財(建造物)	未指定
36	本村家喜楽庵 主屋	有形文化財(建造物)	未指定
37	長保屋茶舗	有形文化財(建造物)	未指定
38	大幡家	有形文化財(建造物)	未指定
39	(旧)こまつ町家文庫	有形文化財(建造物)	未指定
40	滝本墓蔭店	有形文化財(建造物)	未指定
41	赤瀬家	有形文化財(建造物)	未指定
42	若杉家(主屋・土蔵)	有形文化財(建造物)	未指定
43	徳山家(主屋・土蔵)	有形文化財(建造物)	未指定
44	大土家(主屋・土蔵)	有形文化財(建造物)	未指定
45	谷口家	有形文化財(建造物)	未指定
46	宮本泰山堂(主屋・土蔵)	有形文化財(建造物)	未指定
47	とら屋陶器店	有形文化財(建造物)	未指定
48	旧ことぶき旅館	有形文化財(建造物)	未指定
49	後藤家 主屋	有形文化財(建造物)	未指定
50	小松高等学校記念館	有形文化財(建造物)	未指定

番号	名称	文化財区分	指定等
51	松雲堂	有形文化財(建造物)	未指定
52	菟橋神社の神輿	有形文化財(建造物)	市指定
53	本折日吉神社の神輿	有形文化財(建造物)	市指定
54	唐子琴棋書画遊芸絵襖	有形文化財(絵画)	未指定
55	牡丹に唐獅子図板戸	有形文化財(絵画)	未指定
56	葭島神社の仏像	有形文化財(彫刻)	市指定
57	芭蕉木像	有形文化財(彫刻)	市指定
58	琴棋書画沈金文台・花鳥沈金硯箱	有形文化財(工芸品)	国指定
59	三彩金襴手龍文双耳瓶	有形文化財(工芸品)	県指定
60	萬曆五彩草花龍文瓶	有形文化財(工芸品)	県指定
61	那谷寺大悲閣鰐口	有形文化財(工芸品)	市指定
62	魚住為楽作 砂張銅羅	有形文化財(工芸品)	市指定
63	真行寺の梵鐘	有形文化財(工芸品)	市指定
64	西照寺の梵鐘	有形文化財(工芸品)	市指定
65	上宮寺の梵鐘	有形文化財(工芸品)	市指定
66	来生寺 青磁三具足(香炉、花瓶、燭台)附共箱表蓋	有形文化財(工芸品)	市指定
67	鰐口	有形文化財(工芸品)	市指定
68	葭島神社の仏具	有形文化財(工芸品)	市指定
69	初代徳田八十吉作九谷松鶴文九角大皿	有形文化財(工芸品)	市指定
70	粟生屋源右衛門作 竹林七賢人文木瓜形平卓	有形文化財(工芸品)	市指定
71	往生要集(写本中巻)	有形文化財(古文書)	国指定
72	小松天満宮連歌書	有形文化財(古文書)	県指定
73	佐美の村御印	有形文化財(古文書)	市指定
74	加賀藩御大工渡部家文書	有形文化財(古文書)	市指定
75	前田利常書状「前田家跡目相続の書状」	有形文化財(古文書)	市指定
76	明和六年烏兎記	有形文化財(古文書)	市指定
77	小松旧記	有形文化財(古文書)	市指定
78	必下書院康熙字典	有形文化財(古文書)	未指定
79	菓子研究覚書帳(行松家所蔵)	有形文化財(古文書)	未指定
80	馬符	有形文化財(歴史資料)	市指定
81	二階御亭入口扉	有形文化財(歴史資料)	未指定
82	本丸櫓上之重格天井板	有形文化財(歴史資料)	未指定
83	再興九谷絵付道具	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
84	羽二重	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
85	茶業具(今江町の茶道具)	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
86	お旅まつりの曳山行事	民俗文化財(無形の民俗文化財)	県指定
87	お旅まつり(菟橋・日吉社)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
88	西瓜まつり(菟橋神社)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
90	筆供養祭(小松天満宮)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
91	報恩講	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
92	再興九谷(絵付)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
93	羽二重	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
94	報恩講料理	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
95	懐石料理	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
96	饅頭	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
97	浅井礮古戦場	記念物(遺跡)	県指定
98	小松城本丸櫓台石垣	記念物(遺跡)	市指定
99	前田利常公灰塚	記念物(遺跡)	市指定
100	小松城本丸西側石垣	記念物(遺跡)	未指定
101	小松天満宮の参道(石畳)	記念物(遺跡)	未指定
102	おくのほそ道の風景地 那谷寺境内(奇石)	記念物(名勝地)	国指定

番号	名称	文化財区分	指定等
103	那谷寺庫裏庭園	記念物(名勝地)	国指定
104	芦城公園	記念物(名勝地)	未指定
105	小松城跡	埋蔵文化財	未指定
106	大川遺跡	埋蔵文化財	未指定

[歴史文化遺産の分布]



歴史文化遺産の分布（市街地拡大図）



【ストーリー】

○豊かな水郷風景

加賀三湖の景観は、現存する木場潟のみならず、木場潟と今江潟をつないだ前川のタンコロ石の護岸と船着き場を備えた各家の建築様式に残されています。安宅湊と直結した梯川沿いでも舟運は盛んで、流域の多くの村が荷船を所有し、浜田町・下泥町・茶屋町に河岸問屋が多数集まり、河岸に倉庫が軒を連ねました。舟運は近代化とともに失われていきましたが、今も残る梯川や木場潟の景観は、本市の「ものづくりと交流」で共通する歴史文化の基層を形成し、人々の営みの痕跡を残しています。

○水郷と人々の営み

本市のものづくりは、加賀三湖と梯川の水運によって栄え、この地に様々な文化や物資を運びましたが、漁場としても重要な役割を担いました。潟湖の水深の浅さを活かした漁の様子を伝える漁労具が、木場町に多く伝わっています。また、河川や潟湖は周辺に豊かな穀倉地帯を形成し、軽海用水など灌漑用水としても利用されています。五穀豊穡への願いから農耕祭祀が育まれ、かつて本市の農村部では、各地で虫送り行事が盛んに行われました。埴田村や岩淵村には、天保10年（1839）に大きな虫害による米の不作があり、駆除した虫の供養のため虫塚を建て、虫害の恐ろしさやその対策法、備えの大切さを後世に伝える記念碑となっています。本折白山神社では、今江潟の水害を由来とする「悪魔祓い」が伝わり、悪魔退散、安産祈願、五穀豊穡を願い、毎年奉納が行われています。

○里山の資源と人々の暮らしと文化

本市の山間部は、ミズバショウの自生やカモシカの生息など豊かな自然を残していますが、多くが杉の植林を受けた人工林でもあり、里山の歴史文化は環境だけでなく、その生業に大きく影響を受けています。滝ヶ原町は石材産出地として石切り場やアーチ石橋が町に溶け込み、尾小屋町では鉾山町であったことを伝えるカラミ煉瓦の建造物群など、生業を色濃く反映した町の景観を残しています。大杉町では、林業や養蚕に基づく豪壮な農家が点在し、山村景観を特徴付け、さらに旧新丸村周辺の暮らしと文化・風習及び人々が日常生活の中で生み出し、継承してきたものは往時の奥山の人々の営みを伝える貴重な民俗文化財です。泰澄創始と伝わる栗津温泉では、明治時代の旅館の建物や湯治客を楽しませる庭園や演劇小屋が今も往時の風情を伝えています。



白山麓西谷の人生儀礼用具



悪魔祓い



横谷の湿地植生



埴田の虫塚



那谷寺普門閣



法師庭園

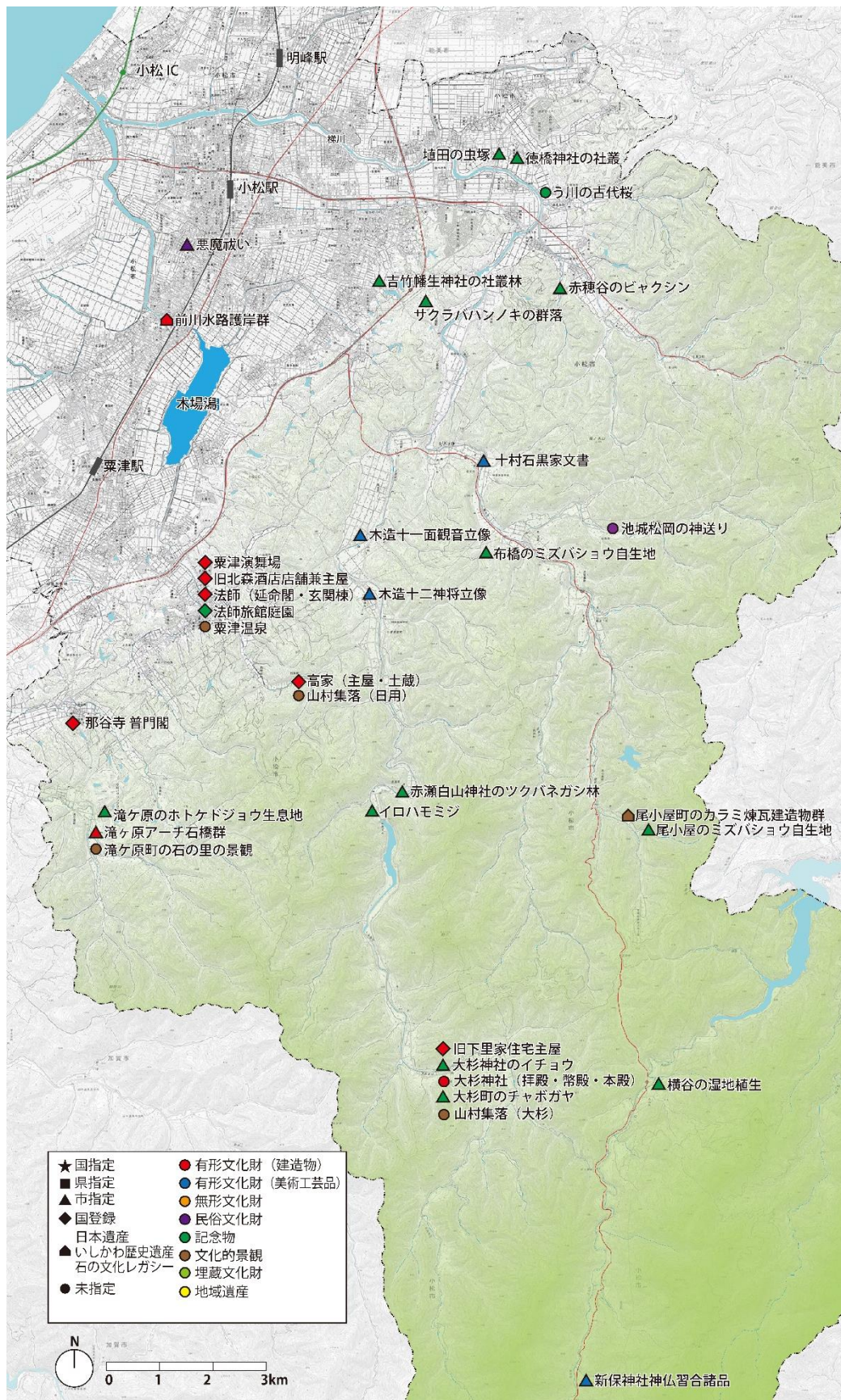


栗津演舞場

[構成する歴史文化遺産の一覧]

番号	名称	文化財区分	指定等
1	滝ヶ原アーチ石橋群	有形文化財(建造物)	市指定
2	那谷寺普門閣	有形文化財(建造物)	国登録
3	旧下里家住宅主屋	有形文化財(建造物)	国登録
4	高家住宅(主屋・土蔵)	有形文化財(建造物)	国登録
5	粟津演舞場	有形文化財(建造物)	国登録
6	旧北森酒店店舗兼主屋	有形文化財(建造物)	国登録
7	法師(延命閣・玄関棟)	有形文化財(建造物)	国登録
8	前川水路護岸群	有形文化財(建造物)	未指定(日本遺産・石の文化)
9	旧中村家	有形文化財(建造物)	国指定
10	大杉神社(拜殿・幣殿・本殿)	有形文化財(建造物)	未指定
11	木造十一面観音立像	有形文化財(彫刻)	市指定
12	木造十二神将立像	有形文化財(彫刻)	市指定
13	十村石黒家文書	有形文化財(古文書)	市指定
14	村鑑	有形文化財(古文書)	市指定
15	近世勘定村と本江村の水利慣行記録	有形文化財(歴史資料)	市指定
16	新保神社神仏習合諸品	有形文化財(歴史資料)	市指定
17	白山麓西谷の人生儀礼用具	民俗文化財(有形の民俗文化財)	国指定
18	悪魔祓い	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
19	炭焼き技術	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
20	虫送り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
21	池城松岡の神送り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
22	埴田の虫塚	記念物(遺跡)	市指定
23	法師庭園	記念物(名勝地)	国登録
24	赤穂谷のビャクシン	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
25	イロハモミジ	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
26	尾小屋のミズバショウ自生地	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
27	布橋のミズバショウ自生地	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
28	大杉神社のイチヨウ	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
29	徳橋神社の社叢	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
30	大杉町のチャボガヤ	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
31	サクラバハノキの群落	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
32	横谷の湿地植生	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
33	赤瀬白山神社のツクバネガシ林	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
34	吉竹幡生神社の社叢林	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
35	滝ヶ原のホトケドジョウ生息地	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
36	う川の古代桜	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定
37	カモシカ	記念物(動物・植物・地質鉱物)	天然記念物
38	山村集落(日用・大杉等)	文化的景観	未指定
39	滝ヶ原町の石の里の景観	文化的景観	未指定
40	尾小屋町のカラム煉瓦建造物群	文化的景観	未指定(日本遺産・石の文化)
41	粟津温泉	地域遺産	—

[構成する歴史文化遺産の分布]



2. 関連歴史文化遺産群に関する取組

関連歴史文化遺産群 1～6 について歴史文化遺産の保存・活用に関する取組を、第 4 章に提示した下記の 3 つの方向性に沿って整理します。

関連歴史文化遺産群 1 里山の資源を活かした珠玉のものづくり

【現状】

日本遺産「小松の石の文化」は、平成 28 年（2016）の日本遺産認定を受け、独自の認定制度「石の文化レガシー」で構成文化財を増やししながら、新たな本市の歴史文化遺産の価値付けと魅力発信を実施してきました。芦城地区には、市指定文化財である連房式登窯を保存する登窯展示館や九谷焼の上絵付窯や工房を改装した錦窯展示館や松雲堂、九谷焼の製造工程を陶石から粘土生成を行う杯土工場とともに九谷焼体験工房を併設する九谷セラミック・ラボラトリー、国府地区には、かつて鶴川石の石切り場であった洞窟内に開設したハニベ岩窟院から、令和 3 年度（2021）に遊泉寺銅山ものがたりパークが開設し、石切り場から銅山跡まで石の文化を伝える施設が充実しています。

さらに、令和 5 年度（2023）には北陸新幹線小松駅開業に合わせて、構成文化財である八日市地方遺跡を中心に石の文化を紹介するゲートウェイとして Komatsu 九ギャラリースペースが開設され、シェアサイクルやライドシェアなど 2 次交通の充実も進めています。

また、公立小松大学では、小松の石の文化（日本遺産）研究部門として、鶴遊立地域の活性化や九谷焼を通じた地域振興など、行政と地域住民による協働の取組を進めています。

【保存・活用の取組】

課題	①日本遺産認定当初に開始した「石の文化レガシー」は、令和 2 年（2020）まで市民公募型で実施していましたが、近年、新たな候補があがらないことから、制度等見直しが必要です。
	②気軽に九谷焼を体験できる施設が少なく、市民（特に若い人）が伝統工芸、産業に触れて学ぶ機会が少ないです。
	③伝統的ものづくり産業に携わる人が高齢化、減少し、担い手育成が望まれます。
	④観光部署と連携したこまつものづくり産業の継続・発展への取組が必要です。
	⑤石の文化に関連した官学連携による取組を活かしきれていません。
方針・取組	①地域の歴史文化遺産に対する新たな評価制度を構築します。 ⇒取組 A-1 （11） <u>新たな文化財価値付け制度の構築</u>
	②③観光部署や都市創造部、経済環境部、民間団体とともに、九谷焼購入や地域産材の利用促進、こまつの技術継承支援の充実を図ります。また、若い世代が伝統工芸やものづくり産業を身近に体験する機会を創出します。 ⇒取組 A-2 （15） <u>伝統文化体験プログラムの創出</u>
	⇒取組 A-3 （25） <u>伝統産業継続にかかる取組支援</u>

方針・取組	④観光部署との連携を図りながら GEMBA プロジェクトを文化財の要素や魅力を加えて、発信力を高めます。 ⇒取組 A-4 GEMBA プロジェクトの推進
	⑤公立小松大学をはじめとした、本市と包括連携協定を結ぶ市内外の高等教育機関と密な情報共有をして、専門分野に応じた取組を実施していきます。 ⇒取組 A-5 (33) 大学連携による文化財保存・活用の推進

取組表

No	重点取組	取組名	取組概要	取組主体					取組期間		
				市民			行政	専門家	前期	中期	後期
				市民	所有者 管理者	関連 企業					
A-1 (11)	★	新たな文化財価値付け制度の構築	既存の文化財指定・登録制度や、再検討する支援制度との整合性をとりながら、地域の歴史文化遺産に対する新たな評価制度を構築する				◎	○			
A-2 (15)		伝統文化体験プログラムの創出	地域の祭礼、伝統行事、郷土芸能、伝統芸能を次代へ継承するため、子供たちへ向けた体験プログラムを創出する	◎		◎	◎	○			
A-3 (25)		伝統産業継続にかかる取組支援	地域の重要な伝統産業について、継続のための取組支援を行う	◎		○	◎	◎			
A-4		GEMBA プロジェクトの推進	観光部署との連携を図り、文化財の要素や魅力を高めながら、プログラムの通年提供などさらなる取組を推進する			◎	◎	◎			
A-5 (33)	★	大学連携による文化財保存・活用の推進	既に連携事業を展開する公立小松大学や金沢学院大学をはじめとして、大学連携による文化財を活かした地域活性化や文化財 DX に取り組む			○	◎	◎			

〔取組主体〕 ◎：主体的に取り組む、○：共同で取り組む

〔取組期間〕 前期：令和 7（2025）～10 年度（2028）、中期：令和 11（2029）～13 年度（2031）、後期：令和 14（2032）～16 年度（2034）

関連歴史文化遺産群 2 交流拠点を行き交う人と物資

【現状】

ものづくりを支えた弥生時代から古代の広域交流を語るものとして、重要文化財八日市地方遺跡出土品と矢田野エジリ古墳出土埴輪一括があり、現在、市埋蔵文化財センターで保存・活用されています。

北前船寄港地安宅に関わるものとして、安宅小学校や中学校の取組（P80 内学校における取組を参照）や、行政側からはシンボルとなる常夜燈を米谷家の跡地に整備し、対岸の安宅公園のレストハウスに北前船展示コーナーを設け、道路誘導看板や解説看板の整備を行うなど、ストーリーを感じられるよう地域と連携したまちづくりを進めています。

小松市緑の基本計画「みどりの軸」における梯川ミズベリングの取組として、安宅町や大川町周辺には看板が設置され、ウォーキングコースが案内されています。

また、古代官道から近世街道に関わるものとして、串茶屋町の取組（P79 内市民団体における歴史文化継承の取組を参照）がみられることや、市内には松尾芭蕉ゆかりの寺社が複数あり、小松観光ボランティアガイドの会のガイド養成講座「芭蕉が歩いた小松路を訪ねて」としての取組が図られています。

【保存・活用の取組】

課題	①重要文化財八日市地方遺跡出土品の継続的な修理や、矢田野エジリ古墳出土埴輪の一括指定された破片資料の活用に向けた再検討・再整理が必要です。 ②歴史文化遺産を次世代につなぐため、地域や小・中学校で実施している普及啓発事業を継続して実施していく必要があります。 ③安宅町には船主住宅など歴史文化遺産が点在しますが、近代化により町並み景観として面的に活かすことができていません。 ④梯川が結ぶ、安宅の関ー小松天満宮ー加賀国府推定地の歴史文化遺産の発信及び活用が不十分で、回遊には至っていません。 ⑤串茶屋町では串茶屋民俗資料館の維持管理に対し、次世代への継承に不安を抱えています。 ⑥ボランティアガイド養成講座は会員が講師として実施することが多く、専門性の高い内容まで実施できていません。
方針・取組	①市文化財担当主管課は、文化庁補助金を利用した重要文化財八日市地方遺跡出土品の継続的な保存修理や矢田野エジリ古墳出土埴輪の再検討・再整理をすることで、安全に保管・管理・活用を行っていきます。 ⇒<u>取組 B-1 重要文化財美術工芸品の修理事業</u> ②地域や小・中学校で実施している歴史文化遺産継承の取組に対し、継続的に活動が行えるように教材作成等活動支援を行っていきます。 ⇒<u>取組 B-2 (27) 学校教育での地域の文化財教材作成と活用の推進</u>

方針・取組	③関係部署と連携し、小松市都市計画マスタープランと整合する、日本遺産「北前船寄港地安宅」の構成文化財や「勸進帳ものがたり館」など既存施設を活用することで、湊町の風情が感じられる景観創出を図ります。 ⇒取組 B-3 (36) 文化財を活かしたまちづくりへの関係部局連携
	④小松市緑の基本計画「みどりの軸」、小松市景観計画とともに歴史文化遺産（安宅の関一松天満宮ー加賀国府推定地）の回遊性を高める活用推進を図ります。 ⇒取組 B-4 (40) 歴史文化遺産群のストーリーに即した文化財巡り観光ルート整備 ⇒取組 B-5 (41) シェアサイクル事業の充実 ⇒取組 B-6 (42) 観光交通ネットワークの整備
	⑤串茶屋町公民館を会場とした公開講座を開催し、地域の人々が歴史文化遺産を学ぶ機会を創設することで、次世代への継承を促します。 ⇒取組 B-7 (26) 文化財の公開及び講座、見学会等の開催
	⑥現在、実施しているボランティアの内容充実を図るため、ボランティア養成講座での教授等有識者による講師派遣や文化財担当主管課と連携した取組を検討します。 ⇒取組 B-8 (39) 観光ボランティアガイドの充実

取組表

No.	取組措置	取組名	取組概要	取組主体					取組期間		
				市民			行政	専門家	前期	中期	後期
				市民	所有者 管理者	関連 企業					
B-1	★	重要文化財美術工芸品の修理事業	き損の恐れがあり活用できない資料について、計画的に修復を進め、確実な保存と積極的な公開を行う				◎				
B-2 (27)		学校教育での地域の文化財教材作成と活用の推進	総合学習の時間や歴史学習に地域の文化財が取り入れられるよう、地域毎の文化財学習教材作成、専門職員や地域の先生による出前授業などの教育プログラムを構築する。教員との連携により進め、学習活用を推進する	○			◎	◎			
B-3 (36)		文化財を活かしたまちづくりへの関係部局連携	こまつ町家及び伝統的景観重点地区・推進地区や里山・自然景観政策と連携し、文化財と周辺環境も含めた保存・活用を図り、歴史文化遺産を活かしたまちづくりを推進する	○		○	◎	◎			
B-4 (40)	★	歴史文化遺産群のストーリーに即した文化財巡り観光ルート整備	産業観光との連携を図りながら発信や受け入れまで含めた総合戦略に基づき、歴史文化遺産群のストーリーに即した文化財巡り、観光ルート整備を進め内外に発信していく			○	◎	◎			
B-5 (41)		シェアサイクル事業の充実	日本遺産拠点地域や歴史回廊周遊のためのサイクルポートの拡充を図る			◎	◎				
B-6 (42)		観光交通ネットワークの整備	既存観光周遊バスの乗り入れや新規運行、オンデマンド交通、ライドシェア整備を検討する			◎	◎				

B-7 (26)	文化財の公開及び講座、 見学会等の開催	行政、所有者、公民館、市民団体との連携を強化し、文化財の公開及び講座、見学会等の開催を行うことで、文化財に触れる機会を増やしていく	◎	○	○	◎	○			
B-8 (39)	観光ボランティアガイドの充実	既存のこまつ観光ボランティアガイドの体制を拡充し、会員増、体制強化を図り、観光客受け入れ体制を強化する	◎		◎	◎				

〔取組主体〕 ◎：主体的に取り組む、○：共同で取り組む

〔取組期間〕 令和 7（2025）～10 年度（2028）、中期：令和 11（2029）～13 年度（2031）、後期：令和 14（2032）～16 年度（2034）

関連歴史文化遺産群 3 加賀国府をめぐる交流の物語

【現状】

加賀国府関連遺跡がある国府地区では、令和5年度（2023）の加賀立国1200年を契機として、イラストや模型、映像を駆使し、歴史を楽しく学ぶことができる施設として加賀国府ものがたり館が開館しました。合わせて前田利常公灰塚の市指定及び見学路整備、府南山歴史公園整備、加賀国分寺推定地である十九堂山遺跡や立明寺窯跡等の国府関連遺跡に係る解説看板の設置、シェアサイクルポートの設置など一体的に環境整備を行い、加賀国府関連遺跡の把握調査を進めながら活用拠点の充実を図っています。

国府歴史サークルや原町文化財保存会では、地元の子どもたちへの歴史文化遺産の継承の取組（P79 参照）がみられます。

上本折町では、毎年夏に多太神社にて、平家の老将「斎藤実盛」の武勇を偲び、重要文化財「兜・袖・臍当」の無料一般公開や謡曲「実盛」の奉納などが行われています。

【保存・活用の取組】

課題	①こどもたちの学び場として、加賀国府ものがたり館での活用推進が望まれます。 ②「加賀国府と町衆文化を結ぶ『ミズベリング』による・みどりのまちづくり」の取組に合わせた、府南山歴史公園と連携する石部神社周辺の整備と活用が必要です。 ③加賀国府関連遺跡の総合的な調査解明が必要です。 ④歴史文化遺産の保存・活用に携わる人々が高齢化し、継承者が少ないです。
方針・取組	①加賀国府ものがたり館における、こどもたちの学び場としての古代体験活動や特別展の開催などの内容充実を図ります。 ⇒取組 C-1 <u>文化施設の普及啓発公開活用事業</u> ⇒取組 C-2 <u>（12）文化財を通じた地域間連携・交流の場づくりと推進</u> ⇒取組 C-3 <u>（16）歴史文化まちづくりコーディネーター派遣支援及び育成</u> ②小松市緑の基本計画「みどりの軸」とともに府南山歴史公園と連携する石部神社周辺の整備と活用推進を図ります。 ⇒取組 C-4 <u>（40）歴史文化遺産群のストーリーに即した文化財巡り観光ルート整備</u> ③加賀国府関連遺跡の確認調査及び整理作業等総合的な調査解明を実施します。 ⇒取組 C-5 <u>（5）市内埋蔵文化財の調査と報告書刊行等による保護推進</u> ④民間団体が実施する取組に対し活動支援や、裾野をひろげるため取組の周知を図ります。 ⇒取組 C-6 <u>（9）市民文化団体による調査研究支援</u>

取組表

No	重点 取組	取組名	取組概要	取組主体					取組期間		
				市民			行政	専門家	前期	中期	後期
				市民	所有者 管理者	関連 企業					
C-1		文化施設の普及啓発公開活用事業	文化庁補助金を活用した、文化施設における文化財の特別展の開催や普及啓発事業を促進する				◎				
C-2 (12)	★	文化財を通じた地域間連携・交流の場づくりと推進	計画作成時のワークショップを発展させ、地域間交流の場づくりを行い、地域を超えた連携や学び合いを促進する	◎	◎	◎	○	○			
C-3 (16)		歴史文化まちづくりコーディネーター派遣支援及び育成	歴史文化を活かした活動やまちづくりを行いたい地域・団体等に対し、専門部会員を派遣する仕組みを構築し、地域リーダーの育成、活躍の場を作る	◎		◎	○				
C-4 (40)	★	歴史文化遺産群のストーリーに即した文化財巡り観光ルート整備	産業観光との連携を図りながら発信や受け入れまで含めた総合戦略に基づき、歴史文化遺産群のストーリーに即した文化財巡り、観光ルート整備を進め内外に発信していく			○	◎	◎			
C-5 (5)		市内埋蔵文化財の調査と報告書刊行等による保護推進	市内遺跡の周知化を推進し、特に丘陵地・山地での開発に注意しながら、保護体制を確立する。さらに、試掘・確認・発掘調査を適切に行い、その成果を市民に公開し理解を得る	○		○	◎	○			
C-6 (9)		市民文化団体による調査研究支援	市民や民間の団体が主体となっていく本市の歴史文化に関する調査研究を支援し、歴史文化遺産の掘り起こしを促進させる	◎	○	◎	◎	○			

〔取組主体〕 ◎：主体的に取り組む、○：共同で取り組む

〔取組期間〕 令和7（2025）～10年度（2028）、中期：令和11（2029）～13年度（2031）、後期：令和14（2032）～16年度（2034）

関連歴史文化遺産群 4 信仰の道と交流～白山信仰と一向一揆～

【現状】

平野を見渡す丘陵地・山地には、山林寺院、中宮八院推定地など、古代から中世にかけての白山信仰関連遺跡や、戦国時代の山城跡など一向一揆に関わる遺跡が点在します。中宮八院や波佐谷城の確認調査は、市埋蔵文化財センターが実施しています。

大王寺所蔵の平安時代の仏像や栗津白山神社の懸仏、勝山など越前側と交流のあった山間部の新保神社の仏像等は調査を行い、市指定を受けています。

また、加賀の一向一揆の地であった本市には、今も多くの浄土真宗の寺院があります。それら寺院やかつての道場主の家には、中世以来の信仰を示す郡中御影や光明本尊、方便法身尊像、蓮如上人の消息などの絵画や文書が伝わっており、その一部は県指定及び市指定文化財になっています。市内の真宗寺院では、門徒組織である組や講が維持され、開祖親鸞上人の正忌に報恩講が一大行事となっており、現在でもその教えが根付いています。

【保存・活用の取組】

課題	①市域の大部分を占める丘陵地・山地は埋蔵文化財の把握調査が不十分で、工事関係者との円滑な調整が困難です。 ②市史で把握されたものを除き、寺社が保管する未指定文化財が把握できていません。 ③白山信仰関連遺跡、一向一揆関連寺院・城郭等の詳細調査や、遺跡の周知及び、出土品の公開活用がされていません。
方針・取組	①丘陵地・山地に所在する遺跡の周知及び関連事業者との協力体制を密にし、工事着手前に遺跡の把握調査を行います。 ⇒取組 D-1 (5) <u>市内埋蔵文化財の調査と報告書刊行等による保護推進</u> ②所有者・管理者に説明する機会を設けるとともに、大学や博物館、文化財保護審議会など専門家、町の歴史団体と連携して、寺社資料の把握調査を行い、価値付け等、今後の対応を検討します。 ⇒取組 D-2 (3) <u>近世の地元ゆかりの作品等の調査</u> ③文化財担当主管課・市埋蔵文化財センターは、長期的な白山信仰関連遺跡、一向一揆関連寺院、郭等の詳細調査、遺跡公開のための案内看板設置、出土品の公開・活用を推進していきます。 ⇒取組 D-3 (5) <u>市内埋蔵文化財の調査と報告書刊行による保護推進</u> ⇒取組 D-4 (43) <u>案内・解説看板等設置</u>

取組表

No.	重点 取組	取組名	取組概要	取組主体					取組期間		
				市民			行政	専門家	前期	中期	後期
				市民	所有者 管理者	関連 企業					
D-1 D-3 (5)		市内埋蔵文化財の調査 と報告書刊行等による 保護推進	市内遺跡の周知化を推進し、特に丘陵地・山地での開発に注意しながら、保護体制を確立する。さらに、試掘・確認・発掘調査を適切に行い、その成果を市民に公開し理解を得る	○		○	◎	○			
D-2 (3)		近世の地元ゆかりの作品等の調査	指定件数が少ない美術工芸分野については、大学や博物館と連携して、把握調査を実施し、重要な資料については文化財指定を行う	○			◎	○			
D-4 (43)		案内・解説看板等設置	指定文化財及び日本遺産構成文化財について、解説看板を更新し、ストーリーに即した周遊ルート設定など環境整備を行う。合わせて優先度の高いものから多言語化を行う				◎				

〔取組主体〕◎：主体的に取り組む、○：共同で取り組む

〔取組期間〕令和7（2025）～10年度（2028）、中期：令和11（2029）～13年度（2031）、後期：令和14（2032）～16年度（2034）

関連歴史文化遺産群 5 前田利常が拓いたものづくりと交流

【現状】

市内の小学校では、歌舞伎や「前田利常と小松城」といった本市にとって重要な歴史や文化について、教育センターで総合学習教材を作成し、総合学習で取り組んでいます。

旧城下町では、昭和5・7年（1930・1932）の大火後も、城下町の地割を踏襲し、昭和初期の町家が軒を連ね、多くの寺院とともに風情ある景観を残しています。特に北国街道沿いの曳山八町を中心とする地区は伝統的景観重点地区に指定し、無電柱化を進めるなど、町並み景観の維持に努めています。また、5月に開催される「お旅まつりの曳山行事」は、本市を代表する伝統行事であり、毎年多くの市内外の人々が訪れます。

小松高等学校敷地にある小松城本丸櫓台石垣は、日本遺産「小松の石の文化」の構成文化財でもあり、小松城の当時の面影を物語る貴重な歴史文化遺産です。

また、旧三の丸跡地の芦城公園では、現在、図書館や博物館の老朽化に伴う未来型図書館等複合施設構想を進めており、その中では博物館機能の再整備が計画されています。

梯川河川改修時には、小松城から北東の鬼門に建てられた小松天満宮を現位置に保存するため、全国でも珍しい分水路方式が採用されました。現在も重要文化財建造物の価値を保ち、地域のシンボルとなっています。

【保存・活用の取組】

課題	①景観計画やこまつ町家認定で守ってきた伝統的町家や登録有形文化財建造物（鈴木家住宅）を後世に残し、伝えていくことが望まれます。 ②「お旅まつりの曳山行事」では各町の人口減少から上演が困難になりつつあります。 ③伝統芸能（子供歌舞伎）の保存と活用体制を支える人材が不足しています。 ④小松城は、広大な城域をもちながらも芦城公園周辺に当時の景観を示すものがほとんどないため、公園及びその周囲では小松城を体感できないことから、小松城をうまく発信できていません。 ⑤重要文化財建造物（小松天満宮 本殿・石の間・幣殿及び拝殿、神門）を次世代に継承していく必要があります。
方針・取組	①伝統的町家は、関係部局と連携しながら保存・活用方法を検討します。 ⇒取組 E-1 (36)文化財を活かしたまちづくりへの関係部局連携 ⇒取組 E-2 (22)登録有形文化財の修理と活用の推進 ②観光部署との連携により、「お旅まつりの曳山行事」に対する各種支援制度を整理、再構築することで、文化財の維持・継承を図ります。 ⇒取組 E-3 県指定文化財「お旅まつりの曳山行事」、市指定文化財「曳山」の支援制度の再構築

方針・取組	③本市の伝統芸能を次代に継承するため、既存の組織構成（こまつ歌舞伎未来塾）を見直し、人材育成に努めます。 ⇒取組 E-4 伝統芸能の担い手育成
	④公園内の文化施設が再編される中で、小松城跡並びに城下町の調査研究を進め、城下絵図や最新デジタル技術を活用しながら小松城を体感する方法を検討します。 ⇒取組 E-5 (33) 大学連携による文化財保存・活用の推進 ⇒取組 E-6 (34) 文化財活用公開施設の整備
	⑤重要文化財（小松天満宮）修理計画を策定し、建造物修理を実施していきます。 ⇒取組 E-7 小松天満宮重要文化財建造物の修理

取組表

No.	重点取組	取組名	取組概要	取組主体					取組期間		
				市民			行政	専門家	前期	中期	後期
				市民	所有者 管理者	関連 企業					
E-1 (36)		文化財を活かしたまちづくりへの庁内関係部局連携	こまつ町家及び伝統的景観重点地区・推進地区や里山・自然景観政策と連携し、文化財と周辺環境も含めた保存・活用を図り、歴史文化遺産を活かしたまちづくりを推進する	○		○	◎	◎			
E-2 (22)	★	登録有形文化財の修理と活用の推進	「地域のシンボル整備事業」等の補助金を利用し、地域のシンボルとなる国登録文化財の活用の推進を図る				◎				
E-3	★	県指定文化財「お旅まつの曳山行事」、市指定文化財「曳山」の支援制度の再構築	観光部署との連携により、行事に対する各種支援制度を整理、再構築することで、文化財・行事の維持・継承を図る			○	◎				
E-4		伝統芸能の担い手育成	本市の伝統芸能を次代へ確実に継承するため、既存の組織の構成を見直し、円滑なる人材育成を図る	○		◎	◎				
E-5 (33)	★	大学連携による文化財保存・活用の推進	既に連携事業を展開する公立小松大学や金沢学院大学をはじめとして、大学連携での文化財を活かした地域活性化や文化財 DX に取り組む			○	◎	◎			
E-6 (34)	★	文化財活用公開施設の整備	他自治体や民間所有の重要文化財や重要有形民俗文化財の公開活用を考慮した拠点施設の整備を実施し、文化財保存・活用の中核となる活動（文化財の調査・収集・記録・研究）を推進する。合わせて、市民が参画・交流する学びの機能を強化する	○			◎	○			
E-7		小松天満宮重要文化財建造物の修理	修理計画を策定し、文化庁補助金を活用し、建造物の修理を行い、新たな価値付けを行う		○		◎	○			

〔取組主体〕 ◎：主体的に取り組む、○：共同で取り組む

〔取組期間〕 令和 7（2025）～10 年度（2028）、中期：令和 11（2029）～13 年度（2031）、後期：令和 14（2032）～16 年度（2034）

関連歴史文化遺産群 6 ものづくりと交流を支えた水郷と里山の営み

【現状】

木場潟のヨシの茂る湖面と調和した白山の風情は、県内を代表する白山眺望ポイントです。木場潟には潟を取り囲むように各所に園地があり、昔の澄んだ水や繁茂した水草を復活させようと地域住民や環境団体が活動しています。令和5年（2023）には、東園地木場潟さとしるべ「里山ゾーン」がオープンし、里山を「学び」「遊び」「体験」できる施設がつくられました。また、山間部には、水芭蕉の自生地や高山に多様な湿地性植物が群落、樹齢400年を超えるイロハモミジや600年を超えるビャクシンといった貴重な天然記念物が存在しています。

大杉地区は、過疎化に伴う人口減が進んでいますが、大杉神社には見事な彫刻が施された江戸時代に遡る本殿や大正時代の拝殿からなる建造物が継承され、境内には市指定文化財の大きなイチョウがあります。

憩いの森には、移築した白山麓西谷の民家（重要有形民俗文化財）があります。維持管理のために囲炉裏で火を焚いており、一般公開されています。栗津温泉には、温泉の芝居小屋として昭和8年（1933）に建てられた栗津演舞場が登録有形文化財建造物となっており、建物の存続と温泉街の賑わい創出のため、民間有志により整備・運営されています。

今江町では独自に文化財審議委員会を設置し、地元の文化財保護活動を行っています。また、市内には伝統行事である獅子舞を行う町が多くみられることや、「虫送り」行事を、近年、復活して実施する地区があります。

【保存・活用の取組】

課題	①現況調査ができていない天然記念物や、天然記念物の管理者の高齢化により今後の維持が難しいものがあります。 ②大杉神社について、市指定も視野に入れた詳細調査が必要です。 ③憩いの森にある古民家（白山麓西谷の民家）活用及び、一括指定を受ける重要有形民俗文化財「白山麓西谷の人生儀礼用具」は、展示スペースが十分に取れず一体化した活用ができていません。 ④栗津演舞場のさらなる活用が望まれます。 ⑤地域の祭礼の継承のため、獅子頭などの町に伝わる道具の修理及び継続的な活用を支援する必要があります。 ⑥各公民館には多くの未調査の資料があり、今後の保存方法等の検討が必要です。
	①天然記念物の現況調査を行い、今後の維持管理の対策を検討します。 ⇒取組 F-1 <u>天然記念物の現況調査</u> ②大杉神社の詳細調査を実施し、価値付けを行います。 ⇒取組 F-2 <u>(10)文化財指定・登録の推進</u>

方針・取組	③憩いの森の古民家と重要有形民俗文化財「白山麓西谷の人生儀礼用具」の一体化した活用が行えるよう環境を整え、学校での学習活用方法を検討します。 ⇒取組 F-3 重要有形民俗文化財公開活用施設整備 ⇒取組 F-4 憩いの森古民家活用促進
	④登録有形文化財建造物として、栗津演舞場の存在を発信します。 ⇒取組 F-5 (18) 文化財建造物を守り活かす体制の構築 ⇒取組 F-6 (22) 登録有形文化財の修理と活用の推進 ⇒取組 F-7 (37) 歴史的建造物の公開推進
	⑤現行の道具修理支援だけでなく、団体利用者のニーズに合わせて郷土芸能支援金制度の内容拡充を検討し、祭礼の継承を図ります。 ⇒取組 F-8 (21) 郷土芸能継承支援金制度内容拡充
	⑥未調査資料について、大学や博物館、文化財保護審議会、町の歴史団体、町内会と連携して、資料の把握調査を行い、今後の対応を検討します。 ⇒取組 F-9 (14) 市民参加型の文化財調査推進

取組表

No.	重点取組	取組名	取組概要	取組主体					取組期間		
				市民			行政	専門家	前期	中期	後期
				市民	所有者 管理者	関連 企業					
F-1		天然記念物の現況調査	ミスバショウ等天然記念物の生態調査などの現況調査を地域と連携して継続的に実施する	○	○		◎	○			
F-2 (10)		文化財指定・登録の推進	本市文化財オープンデータを基礎資料とし、必要な分野から調査を進め、指定や登録を推進する	○		○	◎	◎			
F-3		重要有形民俗文化財公開活用施設整備	民具及び古民家の一体となった公開活用施設の整備を検討する				◎	○			
F-4		憩いの森古民家活用の推進	農山村創生課との連携を図りながら、憩いの森の古民家について、昭和のくらしを学ぶ等、学習活用方法を検討する	○		○	◎	○			
F-5 (18)		文化財建造物を守り活かす体制の構築	建築士会小松・能美支部と連携し、文化財建造物の修理や活用について、相談できる人材バンクを構築し、マッチングを行うことで、将来的な文化財保存活用支援団体の整備へとつなげる			◎	◎				
F-6 (22)	★	登録有形文化財の修理と活用の推進	「地域のシンボル整備事業」等の補助金を利用し、地域のシンボルとなる国登録文化財の活用の推進を図る				◎				
F-7 (37)		歴史的建造物の公開推進	歴史的建造物所有者との連携により、文化財建造物を活かした取組を強化し、見学ツアーや公開ウィークなどのイベントを開催し、その魅力を発信する		○		◎				

3. 歴史文化遺産保存活用区域の設定について

(1) 歴史文化遺産保存活用区域の設定の目的と考え方

歴史文化遺産が特定の範囲に集積している場合に、歴史文化遺産をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために歴史文化遺産保存活用区域を設定します。歴史文化遺産保存活用区域は、域内の地区特性や歴史文化に応じて本市が独自に設定する戦略的な計画区域で、多様な歴史文化遺産が集中する区域を設定し保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることを期待されます。

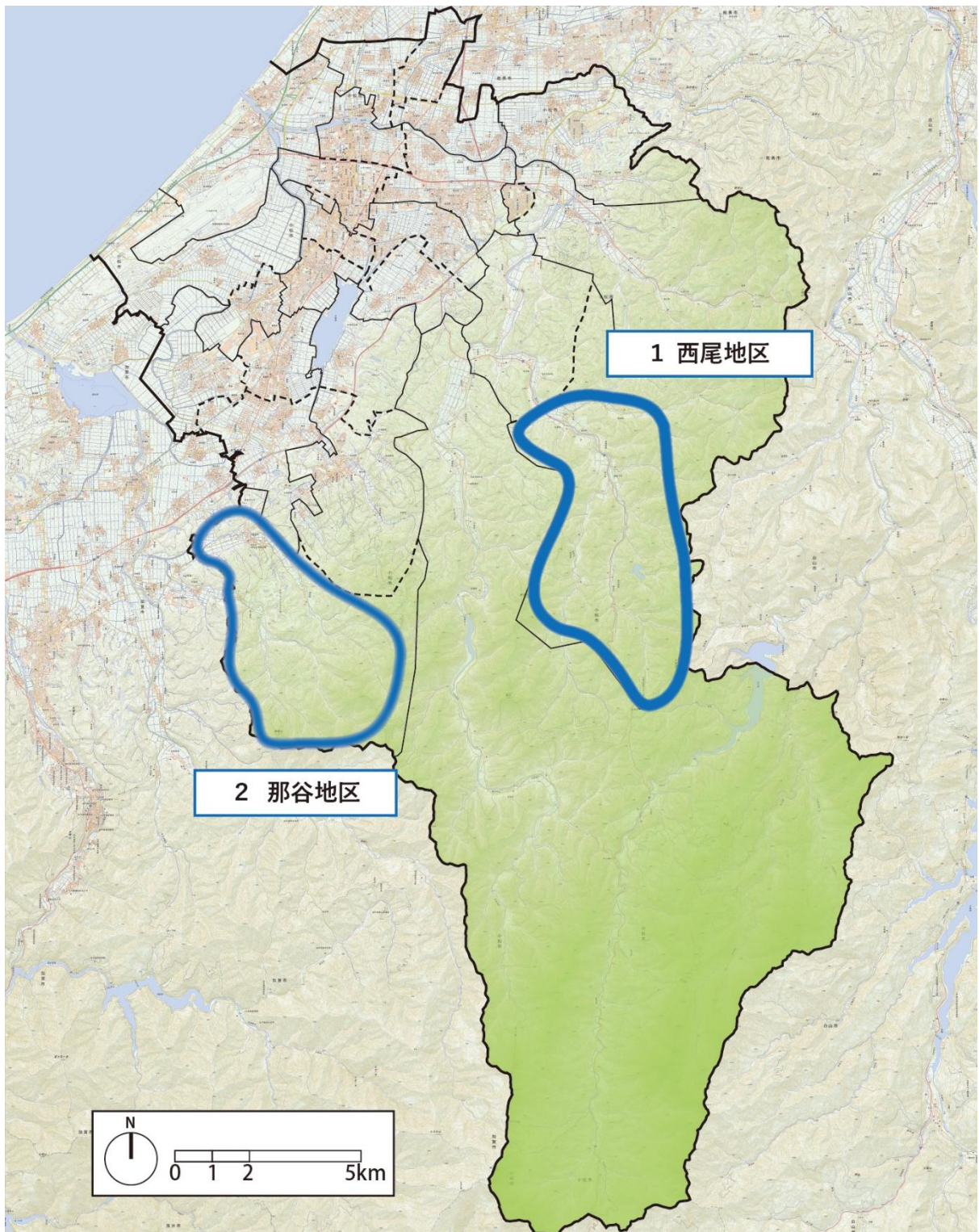
本市には、歴史文化遺産が集積してみられ、その歴史文化遺産に関係する市民の活動が活発な地域がいくつか存在します。こうした範囲を歴史文化遺産保存活用区域として設定することにより、区域内の人々が一体となって歴史文化遺産の保存・活用の活動に取り組みやすい環境を整えていきます。またそうすることで、区域内の景観形成や観光、農業等の産業発展につなげます。さらに、まちづくり政策と連動することで関係者が継続して活動に取り組み、歴史文化遺産の保存・活用へとつながる好循環を生み出すことを目的とします。例えば、区域内の建造物に加えて、塀や石垣など一体的に空間を構成しているものすべてを含めていきます。また、文化的景観を維持するうえで必要と考えられる自然環境も含めて設定します。

(2) 歴史文化遺産保存活用区域の設定

本計画では、本市が北陸新幹線小松駅開業を終え、市街地と農山村エリア（丘陵地・山地）を線と面でつなぐ文化的な魅力発信に力を入れる中で、当面は市街地から離れた農山村エリアに該当する西尾地区及び那谷地区の2地区を歴史文化遺産保存活用区域として設定します。

西尾地区は、旧西尾小学校区内で、その中でも郷谷川に沿う国道416号を中央に、北は十二ヶ滝がある布橋町から南は尾小屋町大倉岳高原スキー場まで、歴史文化遺産が多く所在する範囲を設定しています。那谷地区は、那谷小学校区全域を範囲とし、滝ヶ原町、那谷町、菩提町を設定しています。この2地区は、滝ヶ原石や観音下石の石切り場がそれぞれにみられ、那谷寺、尾小屋鉾山など日本遺産「小松の石の文化」の核になる構成文化財が密集するとともに、区域全体に地域の産業を反映する特徴的な文化的景観を備えている区域です。

また、西尾地区には十二ヶ滝、大倉岳、那谷地区には地域遺産でもある鞍掛山がひろがり、市指定文化財の天然記念物がみられる区域であるとともに、これらの歴史文化遺産に関係する市民の活発な活動がみられる地域でもあります。



歴史文化遺産保存活用区域の位置図

4. 歴史文化遺産保存活用区域の概要と取組

歴史文化遺産保存活用区域 1 西尾地区

【区域の概要】

国道 416 号に沿って、十二ヶ滝から大倉岳に至るまで、多くの歴史文化遺産が点在します。日本遺産「小松の石の文化」に関連するものでは、尾小屋鉱山跡や観音下石切り場があげられます。尾小屋町には今も鉱山の廃滓を活用したカラミ煉瓦建造物が残り、当時の採掘の様子を紹介する尾小屋鉱山資料館や、昔の坑道を利用した尾小屋マインロード、尾小屋鉄道の蒸気機関車を紹介するポッポ汽車展示館があります。ここでは、市民団体のカラミの街保存会やなつかしの尾小屋鉄道を守る会が、まち巡りガイドなどの保存・活用の活動を行っています。観音下町では、日華石とも呼ばれた石切り場があり、現在、操業は停止していますが、当時の採掘場を観音下石の保存会が保存活動を行っています。

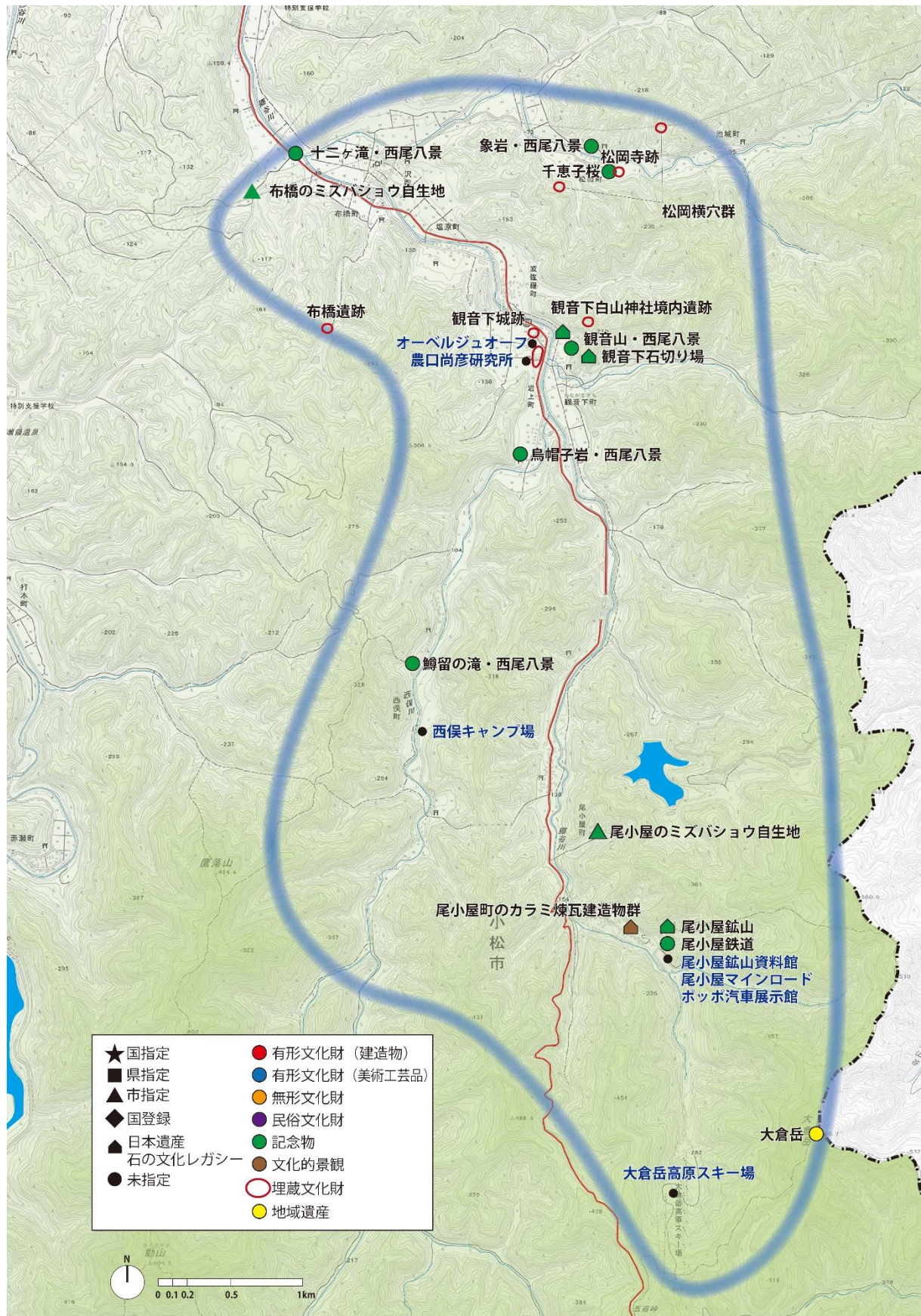
市指定文化財のミズバショウ自生地が複数みられ、地元の協力の下で維持・管理されています。

また、自然豊かな環境を活かした、イワナのつかみどりやホテル観察ができる西俣キャンプ場や県内外からの観光客が多く訪れる農口尚彦研究所、その他、令和 4 年（2022）には廃校をリノベーションした施設オーベルジュ オーフがオープンするなど、地域活性化が進められています。

【区域内の歴史文化遺産の一覧】

番号	名称	文化財区分	指定等
1	観音下石切り場	記念物(遺跡)	未指定(日本遺産・石の文化)
2	尾小屋鉱山	記念物(遺跡)	未指定(日本遺産・石の文化)
3	尾小屋鉄道	記念物(遺跡)	未指定
4	観音下白山神社境内遺跡	記念物(遺跡)	未指定(日本遺産・石の文化)
5	十二ヶ滝・西尾八景	記念物(名勝地)	未指定
6	烏帽子岩・西尾八景	記念物(名勝地)	未指定
7	観音山・西尾八景	記念物(名勝地)	未指定
8	象岩・西尾八景	記念物(名勝地)	未指定
9	鱒留の滝・西尾八景	記念物(名勝地)	未指定
10	布橋のミズバショウ自生地	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
11	尾小屋のミズバショウ自生地	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
12	千恵子桜	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定
13	尾小屋町のカラミ煉瓦建造物群	文化的景観	未指定(日本遺産・石の文化)
14	布橋遺跡	埋蔵文化財	未指定
15	観音下城跡	埋蔵文化財	未指定
16	松岡寺跡	埋蔵文化財	未指定
17	松岡横穴群	埋蔵文化財	未指定
18	大倉岳	地域遺産	—

[区域内の歴史文化遺産の分布]



[保存・活用の取組]

課題	①尾小屋鉱山資料館は開館時から 30 年以上経過しており、内装や展示方法は老朽化しており、刷新が必要です。 ②尾小屋メインロードは、坑道全体の安全性は確認されている一方で、支保の落下によって一部閉鎖されており、修繕による安全確保が望まれます。 ③西尾地区は、市中心部から公共交通機関によるアクセスが難しく、特に尾小屋町へはバス路線が廃止されている状況です。 ④地域人口は決して多くなく、市指定文化財のミズバショウの維持・管理をする地元のボランティア団体の高齢化も進み、担い手が不足しています。 ⑤カラミ煉瓦建造物群は近代的な鉱山都市の営みを知ることができると同時に、まち全体がカラミで構成されている全国的にも希有な文化的景観です。保存・活用を目的としたカラミ煉瓦建造物群の把握調査が必要です。
方針・取組	①②尾小屋鉱山資料館やメインロードについては、施設を核とした周辺持続活性化構想を策定し、石川県と連携しながらリニューアル方法を検討します。 ⇒取組 G-1 <u>西尾地区の文化的景観調査と保存・活用</u> ⇒取組 G-2 <u>(34) 文化財活用公開施設の整備</u> ③Komatsu 丸を中心軸とし複数の拠点と石の文化ストーリーでつなげる施策を検討し、こまつ地域交通プランとともにライドシェアやシェアサイクルの活用を広げます。 ⇒取組 G-3 <u>(40) 歴史文化遺産群のストーリーに即した文化財巡り観光ルート整備</u> ⇒取組 G-4 <u>(41) シェアサイクル事業の充実</u> ⇒取組 G-5 <u>(42) 観光交通ネットワークの整備</u> ④里山活性化協議会の活動とともに多くの歴史文化遺産を有する町の魅力を広く周知し、地域間連携を促し、地元ボランティアへの参加と協力体制を推進します。 ⇒取組 G-6 <u>(12) 文化財を通じた地域間連携・交流の場づくりと推進</u> ⑤大学や市立博物館、市民団体と連携してカラミ煉瓦建造物群の把握調査を行い、文化的景観の保存・活用方法を検討します。 ⇒取組 G-7 <u>(14) 市民参加型の文化財調査推進</u> ⇒取組 G-8 <u>(33) 大学連携による文化財保存・活用の推進</u> ⇒取組 G-9 <u>(38) 歴史と文化のまちづくり活動支援</u>

取組表

No.	重点 取組	取組名	取組概要	取組主体					取組期間		
				市民			行政	専門家	前期	中期	後期
				市民	所有者 管理者	関連 企業					
G-1	★	西尾地区の文化的景観調査と保存・活用	日本遺産構成文化財について、価値を明らかにするための調査を実施し、保存・活用を図る		◎		◎	◎			
G-2 (34)	★	文化財活用公開施設の整備	他所有の重要文化財や重要有形民俗文化財の公開活用を考慮した拠点施設の整備を実施し、文化財保存・活用の中核となる活動（文化財の調査・収集・記録・研究）を推進する。合わせて、市民が参画・交流する学びの機能を強化する	○			◎	○			
G-3 (40)	★	歴史文化遺産群のストーリーに即した文化財巡り観光ルート整備	産業観光との連携を図りながら発信や受け入れまで含めた総合戦略に基づき、歴史文化遺産群のストーリーに即した文化財巡り、観光ルート整備を進め内外に発信していく			○	◎	◎			
G-4 (41)		シェアサイクル事業の充実	日本遺産拠点地域や歴史回廊周遊のためのサイクルポートの拡充を図る			◎	◎				
G-5 (42)		観光交通ネットワークの整備	既存観光周遊バスの乗り入れや新規運行、オンデマンド交通、ライドシェア整備を検討する			◎	◎				
G-6 (12)		文化財を通じた地域間連携・交流の場づくりと推進	計画作成時のワークショップを発展させ、地域間交流の場づくりを行い、地域を超えた連携や学び合いを促進する。	◎	◎	◎	○	○			
G-7 (14)		市民参加型の文化財調査推進	埋蔵文化財調査並びに文化財調査に市民ボランティアを募り、市民協働での文化財調査を推進することで、文化財支援の輪を広げていく	◎	◎		○	○			
G-8 (33)	★	大学連携による文化財保存・活用の推進	既に連携事業を展開する公立小松大学や金沢学院大学をはじめとして、大学連携による文化財を活かした地域活性化や文化財 DX に取り組む			○	◎	◎			
G-9 (38)	★	歴史と文化のまちづくり活動支援	長期的に文化財を活かしたまちづくり活動を計画する地域や民間の団体に対し、イベント開催など活動支援制度の創出ないし、既存の地域コミュニティ助成への追加を図る	○	○	◎	◎				

〔取組主体〕 ◎：主体的に取り組む、○：共同で取り組む

〔取組期間〕 令和 7（2025）～10 年度（2028）、中期：令和 11（2029）～13 年度（2031）、後期：令和 14（2032）～16 年度（2034）

歴史文化遺産保存活用区域 2 那谷地区

【区域の概要】

複数の重要文化財建造物を有し、本市を代表する観光交流の拠点である那谷寺を有する地域です。那谷寺では、早くから観光面を強化しており、大規模な駐車場を備え参拝路や案内看板、奇石への視点場の整備を行っています。また、本市には花山法皇にまつわる多くの伝承が点在していますが、特に那谷町や菩提町は、長く伝承が語り継がれてきた地域でもあり、「花山神社」「法皇が丘」等、複数の歴史文化遺産があります。

滝ヶ原町には、日本遺産「小松の石の文化」の構成文化財である滝ヶ原石切り場をはじめとし、滝ヶ原石を利用したアーチ石橋群など多くの歴史文化遺産があります。市指定文化財ホトケドジョウ生息地など貴重な天然記念物の生息地でもあり、大学研究のフィールド、児童の環境教育等、人と生き物の共存の拠点として活用されています。どちらも里山自然学校こまつ滝ヶ原を拠点に、豊かな自然や石材産出地である伝統文化を利用した多様な活動が行われています。

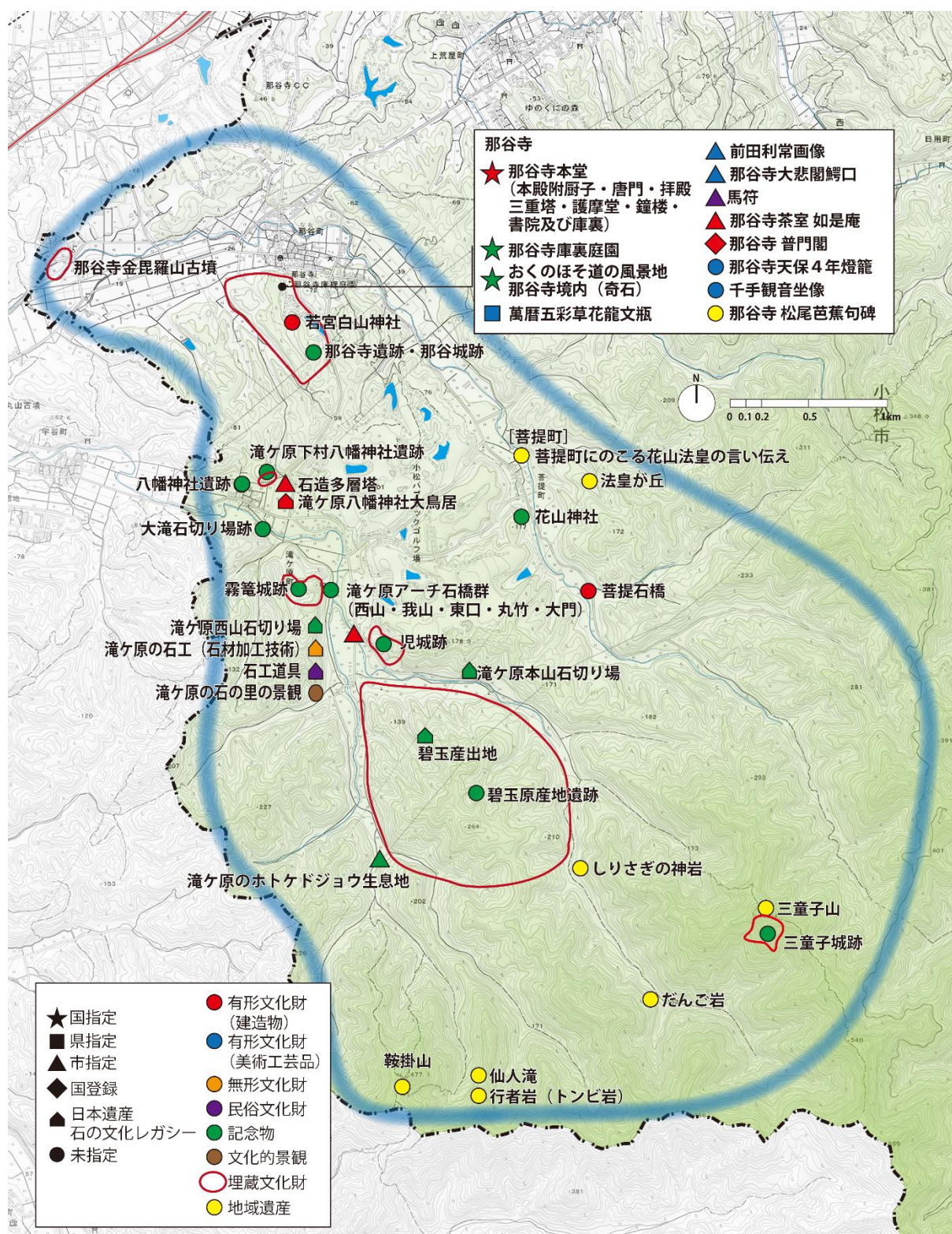
また、滝ヶ原地区では地元と石切り場を経営する企業、カフェや宿泊施設を経営する入植者団体の連携へと発展し、地域の歴史文化遺産をグリーンツーリズムや様々なイベントに活用しています。

【区域内の歴史文化遺産の一覧】

番号	名称	文化財区分	指定等
1	那谷寺本堂(本殿附厨子・唐門・拝殿・三重塔・護摩堂・鐘楼・書院及び庫裏)	有形文化財(建造物)	国指定
2	那谷寺茶室 如是庵	有形文化財(建造物)	市指定
3	石造多層塔	有形文化財(建造物)	市指定
4	滝ヶ原アーチ石橋群 (西山・我山・東口・丸竹・大門)	有形文化財(建造物)	市指定
5	那谷寺 普門閣	有形文化財(建造物)	国登録
6	滝ヶ原八幡神社大鳥居	有形文化財(建造物)	未指定(日本遺産・石の文化)
7	若宮白山神社	有形文化財(建造物)	未指定
8	菩提石橋	有形文化財(建造物)	未指定
9	花山神社	有形文化財(建造物)	未指定
10	前田利常画像	有形文化財(絵画)	市指定
11	十一面千手観音坐像	有形文化財(彫刻)	未指定
12	萬曆五彩草花龍文瓶	有形文化財(工芸品)	県指定
13	那谷寺大悲閣鰐口	有形文化財(工芸品)	市指定
14	鑄造三具足	有形文化財(工芸品)	市指定
15	那谷寺天保4年燈籠	有形文化財(工芸品)	未指定
16	馬符	有形文化財(歴史資料)	市指定
17	那谷寺文書	有形文化財(古文書)	未指定
18	滝ヶ原の石工(中谷篁氏の石材加工技術)	無形文化財	未指定(日本遺産・石の文化)
19	石工道具	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定(日本遺産・石の文化)
20	滝ヶ原西山石切り場	記念物(遺跡)	未指定(日本遺産・石の文化)

番号	名称	文化財区分	指定等
21	滝ヶ原本山石切り場	記念物(遺跡)	未指定 (日本遺産・石の文化)
22	碧玉原産地遺跡	記念物(遺跡)	未指定
23	那谷寺遺跡・那谷城跡	記念物(遺跡)	未指定
24	滝ヶ原下村八幡神社遺跡	記念物(遺跡)	未指定
25	三童子城跡	記念物(遺跡)	未指定
26	八幡神社遺跡	記念物(遺跡)	未指定
27	大滝石切り場	記念物(遺跡)	未指定
28	霧籠城跡	記念物(遺跡)	未指定
29	児城跡	記念物(遺跡)	未指定
30	那谷寺庫裏庭園	記念物(名勝地)	国指定
31	おくのほそ道の風景地 那谷寺境内(奇石)	記念物(名勝地)	国指定
32	滝ヶ原のホトケドジョウ生息地	記念物(動物・植物・地質鉱物)	市指定
33	碧玉産出地	記念物(動物・植物・地質鉱物)	未指定(日本遺産・石の文化)
34	滝ヶ原の石の里の景観	文化的景観	未指定
35	那谷金比羅山古墳	埋蔵文化財	未指定
36	菩提町にのこる花山法皇の言い伝え	地域遺産	—
37	三童子山	地域遺産	—
38	松尾芭蕉句碑	地域遺産	—
39	仙人滝	地域遺産	—
40	鞍掛山	地域遺産	—
41	だんご岩	地域遺産	—
42	しりさぎの神岩	地域遺産	—
43	行者岩(トンビ岩)	地域遺産	—
44	法皇が丘	地域遺産	—

[区域内の歴史文化遺産の分布]



[保存・活用の取組]

課 題	①那谷寺の保有する多くの歴史文化遺産の詳細調査を実施し、保存・活用につなげる必要があります。 ②那谷寺の重要文化財建造物や国名勝等を次世代に継承していく必要があります。 ③地域人口は決して多くなく、歴史文化遺産の文化活動に携わる地元のボランティア団体の高齢化も進み、担い手不足です。 ④石工技術を継承する担い手不足のため、広く発信する必要があります。 ⑤埋蔵文化財包蔵地である碧玉原産地遺跡の内容解明のため、把握調査が必要です。 ⑥滝ヶ原アーチ石橋群の景観の保全が必要です。
方 針 ・ 取 組	①多分野の有識者から組織された那谷寺文化財専門調査会による建造物、所蔵の古文書、資料、名勝、那谷寺遺跡など総合的な詳細調査を実施し、価値付けを行います。 ⇒取組 H-1 <u>那谷寺の総合調査と価値付け</u> ②那谷寺の重要文化財建造物、国名勝庫裏庭園の保存修理計画を策定し、文化庁補助金等国補助を活用した修理を実施していきます。 ⇒取組 H-2 <u>那谷寺重要文化財建造物及び国名勝の修理</u> ③各地区の共通要素を見出し、那谷・菩提・滝ヶ原地区が一体となった連携した取組を検討し、里山活性化協議会の活動とともに町の魅力を広く周知する取組に努めていきます。 ⇒取組 H-3 <u>(39) 観光ボランティアガイドの充実</u> ⇒取組 H-4 <u>(40) 歴史文化遺産群のストーリーに即した文化財巡り観光ルート整備</u> ④石工技術映像を記録保存したものを広く公開し、技術継承する担い手確保につながるような支援を行います。 ⇒取組 H-5 <u>(9) 市民文化団体による調査研究支援</u> ⇒取組 H-6 <u>(12) 文化財を通じた地域間連携・交流の場づくりと推進</u> ⇒取組 H-7 <u>(26) 文化財の公開及び講座、見学会等の開催</u> ⇒取組 H-8 <u>(31) 伝統技術技能継承講習会の開催</u> ⑤公立小松大学などの大学機関との連携の下、継続した碧玉原産地遺跡把握（確認）調査を実施していきます。 ⇒取組 H-9 <u>(33) 大学連携による文化財の保存・活用の推進</u> ⑥地元活動団体と、文化財担当主管課や専門家と連携した石橋群の保存・活用体制を構築します。 ⇒取組 H-10 <u>滝ヶ原アーチ石橋群の保存・活用体制の構築</u>

取組表

No.	重点 取組	取組名	取組概要	取組主体					取組期間		
				市民			行政	専門家	前期	中期	後期
				市民	所有者 管理者	関連 企業					
H-1	★	那谷寺の総合調査と価値付け	那谷寺の重要文化財建造物及び所蔵の古文書、寺宝、名勝、那谷寺遺跡など、総合的な調査を行い、新たな価値を見出し、総合的な価値付け評価を行う	◎	◎		○	◎			
H-2	★	那谷寺重要文化財建造物及び国名勝の修理	修理計画を策定し、文化庁補助金を活用し、建造物及び名勝の修理を行い、新たな価値付けを見出す		○		◎				
H-3 (39)		観光ボランティアガイドの充実	既存のこまつ観光ボランティアガイドの体制を拡充し、会員増、体制強化を図り、観光客受け入れ体制を強化する	◎		◎	◎				
H-4 (40)	★	歴史文化遺産群のストーリーに即した文化財巡り観光ルート整備	産業観光との連携を図りながら発信や受け入れまで含めた総合戦略に基づき、歴史文化遺産群のストーリーに即した文化財巡り、観光ルート整備を進め内外に発信していく			○	◎	◎			
H-5 (9)		市民文化団体による調査研究支援	市民や民間の団体が主体となって行う本市の歴史文化に関する調査研究を支援し、歴史文化遺産の掘り起こしを促進させる	◎	○	◎	○	○			
H-6 (12)		文化財を通じた地域間連携・交流の場づくりと推進	計画作成時のワークショップを発展させ、地域間交流の場づくりを行い、地域を超えた連携や学び合いを促進する。	◎	◎	◎	○	○			
H-7 (26)		文化財の公開及び講座、見学会等の開催	行政、所有者、公民館、市民団体との連携を強化し、文化財の公開及び講座、見学会等の開催を行うことで、文化財に触れる機会を増やしていく	◎	○	○	◎	○			
H-8 (31)		伝統技術技能継承講習会の開催	文化財修理や調査の機会を活用し、市民対象の講習会等を開催し、伝統的な文化財技術の学び機会を提供することで、文化財保存活用支援団体予備軍のすそ野を広げる	○	◎	◎	◎	◎			
H-9 (33)	★	大学連携による文化財保存・活用の推進	既に連携事業を展開する公立小松大学や金沢学院大学をはじめとして、大学連携による文化財を活かした地域活性化や文化財 DX に取り組む			○	◎	◎			
H-10	★	滝ヶ原アーチ石橋群の保存・活用体制の構築	滝ヶ原アーチ石橋群の保存・活用のため、市民団体と専門調査員との連携した体制の構築を図る	◎	○		○	○			

〔取組主体〕 ◎：主体的に取り組む、○：共同で取り組む

〔取組期間〕 令和 7（2025）～10 年度（2028）、中期：令和 11（2029）～13 年度（2031）、後期：令和 14（2032）～16 年度（2034）

第8章 歴史文化遺産の防災・防犯

1. 本市における災害の履歴

本市では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、小松市防災会議による「小松市地域防災計画」（令和5年6月一部見直し）を作成しています。

この計画の中に、本市における災害の履歴がまとめられています（一般災害：昭和38年（1963）～令和4年（2022）、地震災害：享保10年（1725）～令和5年（2023））。その災害種について見てみると、豪雪、集中豪雨、台風、雪崩、大雪、事故、突風、梅雨前線大雨、地震と、多様な災害が原因となっています。このことから、想定される様々な災害リスクに対応していく必要があります。

また令和時代に入ってから、石川県下において以下のように特筆される災害が発生していますが、本市の歴史文化遺産に甚大な影響を及ぼすものではありませんでした。

【一般災害】

発生年月日	災害種	気象概況等	主な被害状況
令和4年（2022）8月4日	大雨	前線の発達による大雨のため、市内一円に被害が発生した	重傷者：2名、軽傷者：6名、住家全壊：3棟、半壊：149棟、一部破損：6棟、床上浸水：100棟、床下浸水：988棟、非住家被害：7棟

【地震災害】

年月日	震央地名 〔地震名〕	規模 (M)	震度等	被害状況等
令和4年（2022）6月19日	石川県能登地方	5.4	金沢：震度2 小松：震度2 珠洲市：震度6弱	石川県能登地方を震源とする地震が発生し、珠洲市で最大震度6弱を観測した ○小松市：被害なし
令和5年（2023）5月5日	石川県能登地方	6.5	金沢：震度4 小松：震度4 珠洲市：震度6強	石川県能登地方を震源とする地震が発生し、珠洲市で最大震度6強を観測した ○小松市：被害なし

（1）令和6年能登半島地震による影響

近年、歴史文化遺産に対して大きな影響を及ぼす災害は見られませんでした。令和6年（2024）1月1日に発生した令和6年能登半島地震では最大震度7を記録するなど石川県全域他において大きな被害が発生し、多くの文化財が被災しました。特に輪島市では、重要伝統的建造物群保存地区の建物や国指定重要文化財の建造物が倒壊するなど、大きな被害が出

ました。また震度5強を観測した本市においても、その影響で住家被害とともに、文化財にも多数の被害が見られました。

〈令和6年能登半島地震の概要〉

- (1) 発生時刻 令和6年1月1日 16時10分
- (2) 発生場所 石川県能登地方（輪島の東北東30km付近）深さ16km
- (3) 地震規模 マグニチュード7.6
- (4) 震 度 最大震度7（輪島市、志賀町）※小松市 震度5強

〈小松市の被害状況（令和6年2月16日現在）〉

人的被害（人）			
死者	重傷	軽傷	合計
—	—	1	1

住家被害（棟）			
全壊	半壊	一部損壊	合計
1	50	1,845	1,896

本市の文化財では国指定重要文化財の那谷寺、小松天満宮をはじめ、県・市指定文化財や国登録有形文化財、また日本遺産構成文化財への被害として20件以上が確認されています（令和6年3月時点）。現在も関係機関や文化財所有者等と連携を図りながら、被害の把握と復旧に努めていますが、この地震により文化財への防災対策の重要性を再認識することとなりました。

（2）石川県と連携した文化財救援・復旧支援活動

石川県では「石川県文化財保存活用大綱」（令和4年3月）を策定しており、その中で文化財の被災を未然に防ぐための方策や、被災した場合の対応について事前に備える必要があることから、防災・災害発生時の対応についても記載されています。特に災害発生時の対応では、国の総合的な救援・支援機関として独立行政法人国立文化財機構に整備されている文化財防災センター※の活動支援についても明記されています。

令和6年能登半島地震により被災した文化財を救援・復旧支援するため、県ではこの独立行政法人国立文化財機構や市町と連携し、被災した動産文化財の救援や一時保管を行う「文化財レスキュー事業」及び被災した建造物の応急措置や復旧に向けての専門家による技術支援を行う「文化財ドクター派遣事業」が開始されました（令和6年2月13日）。

本市においても、救援を必要とする被災文化財の情報提供を行いながら、文化財の救援や復旧支援に繋げていくと同時に、緊急時に速やかに救済の取組が開始できるよう、その組織体制を準備し、支援する方策を検討して参ります。

※独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター

令和2年（2020）年10月、頻発する各種の災害から文化財をまもり、災害発生時の救援・支援を多くの組織や専門家の協力によって迅速かつ効果的に実施するため開設されました。事業として5つの柱（1 地域防災体制の構築、2 災害時ガイドライン等の整備、3 レスキューおよび収蔵・展示における技術開発、4 普及啓発、5 文化財防災に関係する情報の収集と活用）と実践活動（災害時及び防災の支援）を行っています。

2. 歴史文化遺産の防災・防犯に関する現状の取組

（1）本市全域での防災対策

小松市地域防災計画

この計画における地震・津波・一般災害に備える応急対策の環境整備の文化財等に対する整備として、以下のとおり定められています。

市は、文化財の実態を把握するとともに、文化財所有者又は管理者に対し、防災施設の点検や可能な修理補強等を指導する。また、次に掲げる防災対策に取り組むことで、文化財に対する防災意識の啓発を図り、文化財及び観光客をはじめとする来訪者の安全確保に努める。

文化財施設	1 文化財建物の管理状況、危険建物等の実態把握に努める。 2 消防水利の確保等、防災関連施設の配備点検を図る。 3 防災訓練を実施し、来訪者の安全確保体制を整える。
史跡・名勝等	1 崩壊・倒木等による危険個所の把握に努める。 2 所有者・管理者に可能な修理補強等の指導を図る。

また災害発生後の文化財への応急対策として、以下のとおり定められています。

1 被害状況の調査

文化財は貴重な国民的財産であることを勘案して、地震発生直後から市所轄の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

2 応急処置

（1）文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動の実施及び搬送等により文化財の保護を図る。

（2）文化財に被害が発生した場合は、被害状況を速やかに把握し、国際文化交流部（国際文化交流対策部）を通じて、県に報告する。

（3）関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

（4）文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる災害が発生又は発生しようとしている場合は、人命の保護を優先する。

災害ハザードマップ

本市では市民が安全で確実な避難行動が取れるよう、防災・減災対策の取組として、以下のハザードマップを作成し、公開しています。

○洪水ハザードマップ

国土交通省及び石川県が公表した“1,000年に1回”の降雨を想定した「洪水浸水想定区域図」に基づき、想定される被害の区域と被害の程度を地図上に示しています。

小松市洪水ハザードマップ

https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1007/kakushuhaza_domappu/9209.html

○地震・津波ハザードマップ

本市への影響が大きいと想定される6種類の地震の震度を重ね合わせ、それぞれの地域において最大の震度や予想される津波を表しています。

小松市地震・津波ハザードマップ

https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1007/kakushuhaza_domappu/1738.html

○土砂災害マップ

地すべりの土砂災害警戒区域の中で民家が存在する73町内ごとに、土石流危険箇所および土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を示しています。

小松市土砂災害マップ

https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1007/kakushuhaza_domappu/1732.html

（２）指定文化財への日常的な防犯・防火対策

指定文化財については、防犯や防災設備整備も補助対象としており、これまでも火災報知器の設置や消火設備の更新、入口施錠の強化などに対し補助を行い、所有者を支援してきました。

また、消防本部と連携し、毎年文化財防火デーに合わせて、全所有者に対し通知し、防火に対する啓発に努め、建造物へは立ち入り検査や指導を実施しています。さらに、国指定重要文化財建造物がある那谷寺（毎年）や小松天満宮（隔年）、県指定文化財建造物がある葭島神社（隔年）において、地元町内会や奉賛会、消防団が連携し防火訓練を実施しています。

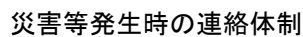
また、文化財の取り扱い全般について「手引き」を作成し、指定文化財所有者に配布することで、盗難などにあつた場合の対応、手続きの周知を行っています。

3. 指定等文化財の被災時の防災・防犯に関する体制

指定等文化財が被災した場合は、迅速な対応により、その被害を最小限にとどめ、復旧等を円滑に実施します。

本市が災害により指定等文化財の被害を確認した際には、速やかに石川県を通じて文化庁や国立文化財機構文化財防災センターに連絡し、今後の対応に関する助言・指導を受けます。

ただし、日本遺産構成文化財以外の未指定文化財・地域遺産については上記の対象となり得ますが、把握がなされていないものは所有者や管理者から個別の相談を受けない限り、対応することが難しいのが現状です。



- ① 市の指定文化財の多くは、指定後の現状把握が実施されていません。さらに、未指定文化財は、正確な所有者や管理者も把握できていません。支援や見回り、通知の対象外であり対策ができていないため、まずは、市指定文化財の現状把握の実施が急務となっています。
- ② 山間部の神社に安置されている文化財などは、日常無人であり、直ぐに盗難やき損に気付くことができず、管理者不在による盗難や火災、災害等の防災に不安があります。
- ③ 所有者・管理団体に向けた、文化財の防災・防犯についての情報発信や相談体制が未整備となっています。歴史文化遺産の所在やもしもの時に運び出すものや仮保管先など、基本的な情報を所有者とともに共有することが必要です。
- ④ 防火訓練を毎年行っている那谷寺、隔年で実施している小松天満宮および葭島神社以外の指定文化財建造物に関しては、消防本部の立ち入り検査や火災報知器の設置は行われていますが、内容の把握まで至っていません。
- ⑤ 未指定文化財が被災した場合には復旧が困難です。被災した文化財について、指定等文

化財は国・県・市からの支援が受けられますが、未指定文化財は、日本遺産構成文化財や伝統芸能に関連するもののみとなっています。

- ⑥ 所有者・管理者からの被災した文化財の相談に対応する専門知識を有する職員の充実が課題となっています。

5. 歴史文化遺産の防災・防犯に関する取組

(1) 方針

- ①② 行政及び専門家と連携した体制づくりを検討し、所有者・管理者との災害時の緊急連絡体制を構築します。また、ボランティアや支援団体を母体とした日常の文化財パトロールを組織し、市指定文化財の現状把握に努めます。

⇒取組防-1 災害時緊急連絡体制の構築

⇒取組防-2 文化財レスキューの体制整備と支援

⇒取組防-3 (17) 市指定文化財パトロール組織化

- ③ 文化財を犯罪や災害から守るための情報発信や相談体制を、防犯、防災関係機関との連携を図りながら整備します。文化財担当主管課は、災害時に備えて所有者や自衛組織、警察、消防と文化財の特性に応じた対応方法の情報共有に努めます。

⇒取組防-4 警察と連携し文化財防犯マニュアルの整備

⇒取組防-5 自主防災組織把握と文化財保護意識の周知、所有者連携構築

⇒取組防-6 消防本部と連携し文化財防災マニュアルの整備と定期訓練

- ④ 指定文化財建造物所有者・管理者に対し、自主防災組織の存在及び消火訓練の実施について、把握調査を行います。

⇒取組防-5 自主防災組織把握と文化財保護意識の周知、所有者連携構築

- ⑤ 民間や財団などの支援やクラウドファンディングなどを活用する方法について周知や事例共有を行い、未指定文化財に際する修理方法や支援制度を検討します。

⇒取組防-7 指定等文化財の防災・防犯対策への支援制度の再構築

⇒取組防-8 (20) 文化財修理にかかる多様な資金調達の促進

⇒取組防-9 (21) 郷土芸能継承支援金制度内容拡充

- ⑥ 所有者・管理者に対し適切な助言を行えるよう、市文化財担当主管課における専門職員の確保や、また現有職員の研修等による文化財マネジメントスキルの向上に努めます。発災時には、小松市文化財保護審議会委員や外部の専門家と連携をとりつつ、県に状況報告及び支援要請を行い、国立文化財機構文化財防災センターなど関係機関との連携体制を構築します。

⇒取組防-10 (19) 文化財担当専門職員の確保及び育成

(2) 取組主体

市民（文化財所有者・管理者、文化財保護に関心が高い市民、関連企業）、行政（文化財担当主管課、危機管理課、消防本部）、専門家

(3) 取組表

No.	重点 取組	取組名	取組概要	取組主体					取組期間		
				市民			行政	専門家	前期	中期	後期
				市民	所有者 管理者	関連 企業					
防-1	★	災害時緊急連絡体制の構築	災害時には速やかに状況確認が行えるよう、所有者や管理団体と連携し連絡体制を整備する	○	○	○	◎				
防-2		文化財レスキューの体制整備と支援	緊急時に速やかに、文化財救済に向けての取組が開始できるよう、その組織体制を準備し、支援する方策を検討する	○	○	○	◎	○			
防-3 (17)		市指定文化財パトロール組織化	ボランティアや支援団体を母体に文化財パトロールを組織し、定期的な確認、要望聴取等により、確実な継承を図る	○	○		◎				
防-4		警察と連携し文化財防犯マニュアルの整備	盗難など犯罪から文化財を守るため、防犯マニュアルの作成を行い、警察との迅速な連絡体制を構築する				◎				
防-5	★	自主防災組織把握と文化財保護意識周知、所有者連携構築	危機管理課と連携し、各地域の自主防災組織を把握し、文化財情報を共有、所有者との連携も視野に防災・防犯体制を構築する		○		◎				
防-6		消防本部と連携し文化財防災マニュアルの整備と定期訓練	災害から文化財を守るためのマニュアルを防火デー主催者である消防本部と連携し整備するとともに、定期訓練を実施する	○	○	○	◎				
防-7		指定等文化財の防災・防犯対策への支援制度の再構築	指定等文化財の防災・防犯対策に係る所有者・管理者への支援について現行制度も含めて再構築を図る	○	○	○	◎				
防-8 (20)		文化財修理にかかる多様な資金調達の促進	ふるさと納税やクラウドファンディング、文化振興基金の拡大等、新たな財源獲得に取り組む		○	◎	◎				
防-9 (21)		郷土芸能継承支援金制度内容拡充	郷土芸能が地域で継承しやすいように、現行の道具修理支援だけでなく、団体利用者のニーズに合わせて郷土芸能支援金制度を内容拡充する	◎		◎	◎				
防-10 (19)	★	文化財担当専門職員の確保及び育成	次世代の文化財専門職員確保のため、定期的な専門職員採用を実施し定員確保と専門分野の多様化に努めるとともに、研修等により文化財マネジメントスキル向上を図る				◎	○			

〔取組主体〕◎：主体的に取り組む、○：共同で取り組む

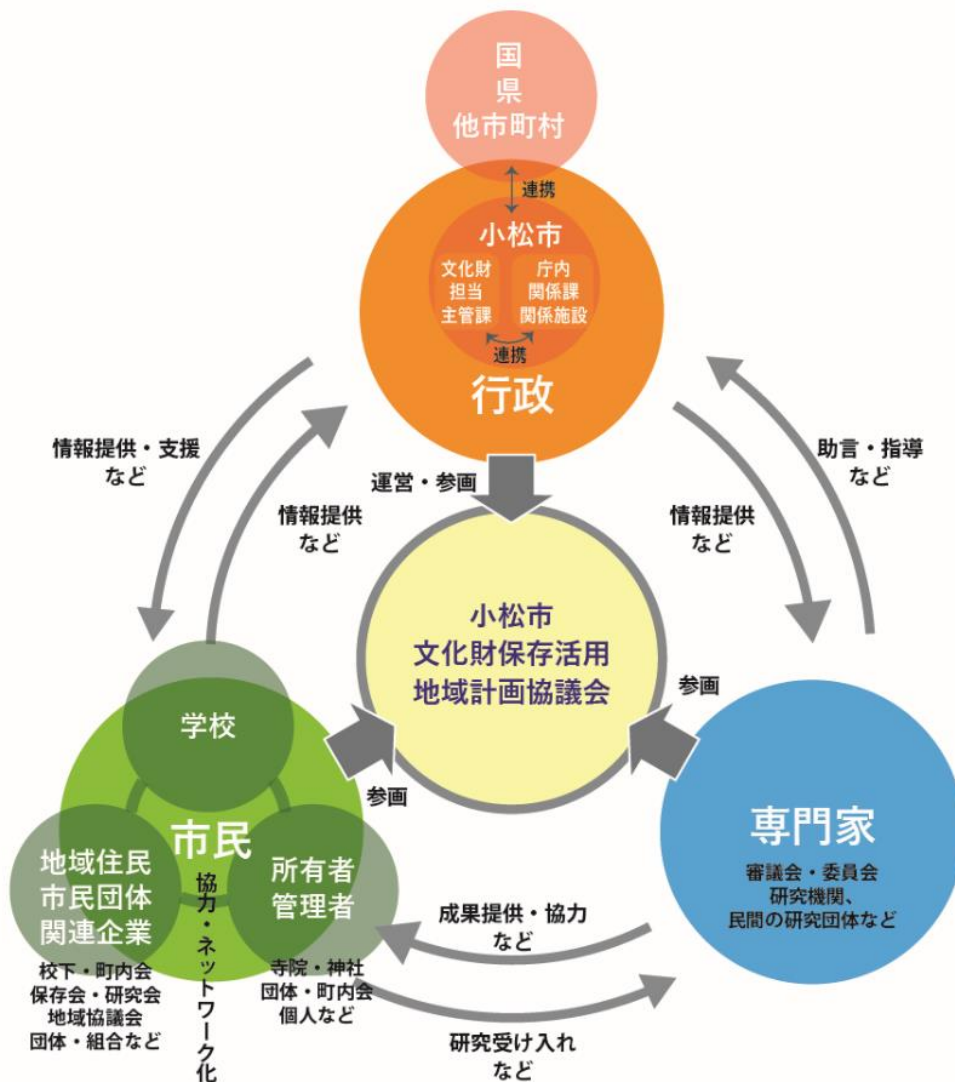
〔取組期間〕令和7（2025）～10年度（2028）、中期：令和11（2029）～13年度（2031）、後期：令和14（2032）～16年度（2034）

第9章 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

1. 推進体制

多種多様な本市の歴史文化遺産の保存・活用を推進していくためには、市（行政）だけでなく、地域住民や関係団体等がそれぞれの立場に応じた役割を認識し、主体的に歴史文化遺産の保存・活用に取り組むとともに、これらの力を結集して、総合的に取り組んでいく必要があります。

歴史文化遺産の保存・活用の推進に向け、市庁内の推進体制を構築するとともに、市民（所有者・管理者、地域住民・市民団体、関連企業、学校）、専門家との連携を図りながら、（仮称）「小松市文化財保存活用地域計画協議会」（以下、地域計画協議会）を組織し、本計画の進捗状況の確認や見直しに関する協議及び本計画の実施にかかる情報共有、協議、調整等を行う体制を整備していきます。



推進体制のイメージ

（１）行政

- ・文化財担当主管課は、中心的な役割を担うとともに、歴史文化遺産の保存・活用のための体制と仕組みづくりを進め、政策としての制度設計や必要な財源措置を講じます。
- ・庁内の関係課と連携し、関連する情報共有を積極的に行うことで、全庁的な推進体制を構築し、歴史文化の特徴を活かしたまちづくりに取り組みます。
- ・専門家の助言や指導等のもと歴史文化遺産の計画的な調査研究を行い、必要に応じて保存のため指定等の対応や修理、活用のための整備、歴史文化を活かすまちづくりに取り組みます。
- ・所有者・管理者、地域住民らが歴史文化に対する認識を深められるよう情報発信を行うとともに、それぞれが保存・活用の担い手となるための適切な支援を行います。
- ・本市に加え、国（文化庁）、石川県、市内外の関係機関と本計画で示す歴史文化遺産の保存・活用に関する方針を共有し、必要な協力を得るなど、行政間における連携強化を図ります。

（２）市民

① 所有者・管理者

- ・所有者や管理者は、防災・防犯にも努め、歴史文化遺産の確実な保存を行うとともに、可能な範囲で公開等による活用を行います。また、直面している課題等について、行政等に対して積極的な情報提供を行います。
- ・積極的に公開等することで、地域住民等が文化財の価値に対する理解を深める活動の促進を図ります。
- ・公開等に当たっては、行政や企業、専門家等との連携を図り、効果的に取り組みます。
- ・取組に当たってはボランティアや支援制度を積極的に活用し、多様な主体を巻き込みます。

② 地域住民、市民団体

- ・地域住民は、歴史文化遺産に日常的にふれあう機会を有しており、文化財による様々な学びや体験、交流を通して、地域への理解と愛着を育み、本市ならではの豊かな暮らしを実現することが可能となります。
- ・歴史文化遺産に興味・関心を持ち、各主体が行う保存・活用の取組への参加、協力等を通じて、歴史文化遺産の保存・活用の担い手となることが期待されます。
- ・ボランティア等の団体は、多様な支援のもと、継続して保存管理を行うのに加え、それぞれの歴史文化遺産の状況に応じて、公開や情報発信等の活用の取組を進め、歴史文化遺産を地域社会で活かしていきます。
- ・民間団体・企業は、それぞれの分野から、それぞれの歴史文化遺産の保存・活用の取組を支援するとともに、市内のネットワークづくりを進め、協働で取り組みます。

③ 学校（市内小・中・高等学校）

- ・学校は、子どもたちが歴史文化遺産を学び身近な存在となるように、授業で活用し普及に努めます。
- ・活用にあたって、行政・市民・専門家の協力のもと、歴史文化遺産に関する学習教材の作成や学習等を行っていきます。
- ・普及等にあたっては、地域住民と協力し、伝統行事を学ぶ機会をつくる等、担い手として寄与します。加えて、行政・専門家と協力し伝統文化体験プログラムを創出し体験の機会を増やします。

④ 関連企業

- ・関連企業は、それぞれの立場や専門分野から、歴史文化遺産の保存・活用の取組を支援するとともに、地域住民や団体等とのネットワークづくりを進め、協働で取組に参画します。

（３）専門家

- ・市民や行政が大学等の研究機関や民間の研究団体を受け入れ、本市の歴史文化遺産を調査研究活動に役立てます。調査研究を通して、歴史文化遺産の価値を究明し、あわせて、成果の市民への還元や、保存・活用の支援へとつなげます。
- ・専門家は、将来的には文化財保護審議会専門部会等に所属し、行政等と連携して歴史文化遺産の調査研究を行い、専門的知見により、歴史文化遺産の掘り起こしや価値付け等を行います。また、行政の施策に対して、歴史文化遺産の本質的価値を損なうことが無いよう、指導や助言、技術的支援を行います。
- ・研究成果等を、わかりやすく市民へ発信し、市民・行政が取り組む小松の歴史文化の特徴を活かしたまちづくりに協力します。

２．本市の体制

本計画を推進するにあたり、地域計画協議会および、市民、行政、専門家による以下の体制を構築します。

(令和7年4月現在)

文化財保存活用地域計画協議会および推進体制

文化財保存活用地域計画協議会
・文化財保存活用地域計画の実施にかかる協議、情報共有、連絡調整、必要な事業の推進等 ・文化財保存活用地域計画の進捗管理および評価、計画の見直し等
行政
小松市
【文化財担当主管課】 ○文化振興課 ・業務内容：伝統文化の継承や発展、音楽・芸術文化の振興、歴史文化遺産の保護や活用など ・職員7名（うち埋蔵文化財の専門職員2名、美術工芸品の専門職員3名） ○文化振興課（博物館） ・業務内容：重要文化財を含む歴史・美術等の人文資料、および化石、昆虫標本、剥製などの自然科学資料の収蔵、展示 ・職員13名（専門職員6名） ○埋蔵文化財センター ・業務内容：埋蔵文化財の調査と報告、出土品の保存処理と収蔵、展示やイベントを通じての普及啓発活動、開発協議の実施と相談 ・職員10名（埋蔵文化財の専門職員6名） 【主な関係課】 ○総合政策課 ・業務内容：基本構想や将来ビジョン、地方創生の総括や主要施策の企画調整、広域行政や市町村合併、土地利用の指導に関すること、コスト・仕事のやり方の見直しなどに関すること ○まちデザイン課 ・業務内容：土地区画整理事業、街路事業、まちづくりのルール（地区計画）、都市景観、駅周辺整備事業、中心市街地活性化、北陸新幹線、小松駅周辺整備、こまつ町家及び古民家利用に関すること 等 ○緑花公園課 ・業務内容：公園の整備や管理、苗木や生垣の助成、花苗の配布などによる緑と花のまちづくりの推進 ○農林水産課 ・業務内容：農業、林業及び水産業の支援並びに振興 ○農山村創生課 ・業務内容：里山資源の利活用、農山村地域の振興、里地里山保全に関すること ○商工労働課 ・業務内容：産業振興、労働・雇用・金融、商業振興、企業誘致 ○地域振興課 ・業務内容：地域振興、町内会、防犯、交通安全、公共交通 ○教育委員会生涯学習課 ・業務内容：青少年教育、社会教育、生涯学習

○教育委員会学校教育課 ・業務内容：各校の教育課程、教科指導、研修等、学級編成、教職員の服務等、就学及び転入学の手続き、就学援助等、学校保健及び環境衛生、学校の安全管理等、体育指導、児童生徒の健康の増進、体力の向上等、学校給食の充実、食育の推進、衛生管理等に関すること ○観光交流課 ・業務内容：観光振興、交流推進、インバウンド推進、海外交流	
関係機関・施設（小松市）	
○「安宅の関」こまつ勸進帳の里・勸進帳ものがたり館 ○憩いの森総合案内所 ○石川県小松市團十郎芸術劇場うらら ○（一社）こまつ観光物産ネットワーク ○加賀国府ものがたり館 ○（株）こまつ賑わいセンター ○教育研究センター ○九谷セラミック・ラボラトリー ○公益財団法人小松市まちづくり市民財団 ○公益社団法人シルバー人材センター ○小松市観光交流センター「Komatsu 九」 ○小松市消防本部 ○小松市立図書館 ○小松市立錦窯展示館 ○小松市立登窯展示館 ○小松市立博物館 ○小松市立本陣記念美術館 ○小松市立宮本三郎美術館 ○小松市立宮本三郎ふるさと館 ○小松市民センター	○こまつドーム ○こまつ曳山交流館みよっさ ○里山自然学校大杉みどりの里 ○里山健康学校せせらぎの郷 ○里山自然学校こまつ滝ヶ原 ○社会福祉法人小松市社会福祉協議会 ○ジャパン九谷のふるさと「松雲堂」 ○空とこども絵本館 ○空の駅こまつ ○茶室「仙叟屋敷ならびに玄庵」 ○中ノ峠物産販売施設 ○西尾地区滞在交流施設「オーフ観音下西尾」 ○ひととものづくり科学館 ○ポッポ汽車展示館 ○埋蔵文化財センター ○南加賀広域圏事務組合 ○道の駅こまつ木場湯 ○もくもく工房 ○遊泉寺銅山ものがたりパーク 等
関係機関・施設（国・県）	
○文化庁 ○独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター ○独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 ○独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所 ○石川県教育委員会文化財課 ○公益財団法人石川県埋蔵文化財センター ○石川県立尾小屋鉱山資料館（運営は小松市）	○石川県金沢城調査研究所 ○石川県立歴史博物館 ○石川県立図書館 ○石川県立美術館 ○石川県文化財保存修復工房 ○石川県警小松警察署 等
関係機関・施設（他市町村） * 共通する活用取組を実施する自治体	
【南加賀魅力発信委員会】 ○能美市教育委員会ふるさと文化財課 【北前船日本遺産推進協議会委員会 北陸ブロック関連自治体】 福井県：○坂井市、○敦賀市、○南越前町、○美浜町	

石川県：○加賀市、○金沢市、○志賀町、○白山市、○輪島市 富山県：○高岡市、○富山市 【こしのくに国府サミット】 ○越前市、○高岡市、○佐渡市、○上越市、○七尾市
市民
所有者・管理者
○寺院・神社 ○その他の団体（保存会） ○個人
地域住民（校下・町内会）
○校下：23 校下 芦城、稚松、安宅、犬丸、荒屋、第一、苗代、蓮代寺、向本折、今江、串、日末、符津、粟津、木場、矢田野、月津、那谷、国府、中海、東陵、能美、松東 ○町内会：245 稚松：泉町、浮城町、梅田町、大川町一丁目、大川町二丁目、大川町三丁目、御宮町、梯町、上小松町、京町、古城町、小寺町、小馬出町、細工町、材木町、新町、新鍛冶町、新大工町、園町、鷹匠町、地子町、茶屋町、天神町、殿町一丁目、殿町二丁目、中町、浜田町、松任町、丸の内町、丸の内公園町、美原町（31） 芦城：芦田町、相生町、旭町、飴屋町、有明町、育成町、上寺町、上本折町、幸町、栄町、桜木町、清水町、城南町、白嶺町、末広町、大文字町、宝町、寺町、土居原町、西町、錦町、西本折町、白山町、東町、日の出町第一、日の出町第二、光町、日吉町、福乃宮町、古河町、本町、本鍛冶町、本大工町、三日市町、本折町、大和町、八幡町、八日市町、龍助町（39） 安宅：安宅町、木曾町、義仲町（3） 牧：安宅新町、浮柳町、上牧町、草野町、小島町、下牧町、鶴ヶ島町、長崎町、坊丸町、浜佐美本町、前川町（11） 犬丸：犬丸町、大島町、御館町、島田町、城北町、蛭川町、東蛭川町、松梨町（8） 荒屋：あけぼの町、荒屋町、高堂町、長田町、野田町（5） 能美：川辺町、千代町、能美町、一針町、平面町（5） 第一：糸町、打越町、漆町、沖町、金屋町、佐々木町、鹿町、白江町、白松町、八幡、若杉町（11） 苗代：扇町、北浅井町、清六町、千木野町、大領町、不動島町、南浅井町、吉竹町（8） 蓮代寺：三谷町、東山町、本江町、蓮代寺町、須天町、大領中町、向本折町第一、向本折町第二、向本折町第三（9） 今江：今江町（1） 串：青路町、串町、串茶屋町、野立町、村松町（5） 日末：佐美町、拓栄町、浜佐美町、日末町、松崎町（5） 国府：鶴川町、小野町、上八里町、河田館町、河田谷内町、国府台、古府町、里川町、下八里町、埴田町、本河田町、遊泉寺町、八里台、立明寺町（14） 中海：荒木田町、岩渕町、桂町、上麦口町、軽海町、正蓮寺町、中海町、中ノ峠・嵐町、原町、みどり町、麦口町（11） 東陵：希望丘、光陽町、西軽海町一丁目、西軽海町二丁目、西軽海町三丁目、西軽海町四丁目（6） 金野：麻畠町、江指町、大野町、金平町、金野町、五国寺町、花坂町（7） 西尾：池城町、岩上町、尾小屋町、尾小屋町長原、尾小屋町二ツ屋、観音下町、沢町、塩原町、西

俣町、西俣町滝上、西俣町鳥越、西俣町茗ヶ谷、布橋町、波佐羅町、松岡町、新保町、花立町、丸山町（18） 波佐谷：赤瀬町、上り江町、打木町、大杉上町、大杉中町、大杉本町、下大杉町、瀬領町、長谷町、波佐谷町（10） 符津：春日町、島町、符津町、松生町、蓑輪町、矢崎町、木場町、木場台（8） 栗津：栗津町、井口町、おびし町、小山田町、白山田町、津波倉町、戸津町、南陽町、西荒谷町、西原町、馬場町、日用町、牧口町、湯上町（14） 那谷：滝ヶ原町、那谷町、菩提町（3） 矢田野：上荒屋町、下栗津町、林町、二ツ梨町、矢沢町、矢田野町（6） 月津：扇原町、四丁町、月津町、月美丘、額見町、矢田町、矢田新町（7）	
市民団体	
○安宅地域活性化倶楽部 ○一般財団法人 こまつ里山 SDGs 倶楽部 ○今江町文化協会 ○鶴遊立地域活性化委員会 ○かが森林組合 ○観音下石の保存会 ○金野地区さんじん協議会 ○カラミの街保存会 ○北前船日本遺産推進協議会 ○木場潟公園協会 ○国府歴史サークル ○国府校下地域協議会 ○小松裏千家茶道会 ○小松表千家松晴会 ○小松観光ボランティアガイドの会「ようこそ」 ○こまつ歌舞伎未来塾 ○小松郷土史の会 ○こまつ KUTANI 未来のカタチ実行委員会 ○小松市国際交流協会 ○小松市社会教育委員 ○小松市文化協会	○小松市まちづくり交流センター ○小松青年会議所 ○小松曳山八町連絡協議会 ○小松美術作家協会 ○小松商工会議所 ○小松ミュージアム友の会 ○里山活性化協議会 ○煎茶松月流 ○第一校下あんしん安全協議会 ○滝ヶ原ファーム ○稚松はつらつ協議会「稚松が一番」 ○月津校下地域活性化協議会 ○東陵はつらつ協議会 ○なつかしの尾小屋鉄道を守る会 ○那谷寺サポート倶楽部 ○原町文化財保存会 ○曳舟保存会 ○日末校下地域協議会 ○微妙会 ○矢田野地区「いきいき協議会」 ○遊泉寺銅山再生パートナーシップ 等
学校（市内小・中・高等学校）	
○小学校 ○中学校	○義務教育学校 ○高等学校
関連企業	
○石川県九谷焼窯元工業協同組合 ○石川建築士会小松能美支部 まちづくり部会 ○小松九谷工業協同組合	
等	

専門家	
研究機関・民間の研究団体（包括連携先等）	
○加南地方史研究会 ○那谷寺文化財専門調査会 ○公立小松大学 ○金沢学院大学・金沢学院短期大学 ○金沢工業大学 ○日本大学芸術学部 ○北陸先端科学技術大学院大学 ○石川県立大学	○金沢星稜大学 ○金沢大学 ○金沢美術工芸大学 ○金城大学・短期大学部大学 ○国際高等専門学校 ○北陸学院大学・短期大学部 ○北陸大学 ○石川工業高等専門学校
等	
審議会・委員会	
○小松市文化財保護審議会 ・審議事項：市文化財の指定・登録および文化財の保存に関すること ・委員5名（会長1名、委員4名） ○小松市文化財保護審議会専門部会（設置検討） ・指定文化財やその候補等に対して、調査や助言、技術指導等を行う	
等	

小松市文化財保存活用地域計画

作成日 令和 7 年 6 月 19 日

作成者 小松市

住 所 〒923-8650 小松市小馬出町 91

電 話 0761-24-8130

事務係 国際文化交流部 文化振興課